

第百二回 参議院商工委員会會議録第十七号

昭和六十年五月二十八日(火曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

井上 計君

福間 知之君

補欠選任

中村 哲君

柄谷 道一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

降矢 敬義君

齋藤栄三郎君

前田 勲男君

梶原 敬義君

市川 正一君

委員

石井 一二君

佐藤栄佐久君

杉元 恒雄君

松尾 官平君

松岡満寿男君

山本 富雄君

対馬 孝且君

中村 哲君

田代富士男君

伏見 康治君

井上 計君

柄谷 道一君

木本平八郎君

国務大臣

通商産業大臣

村田敬次郎君

政府委員

公正取引委員会

事務局取引部長

利部 脩二君

として賛成であります。この法案をちよつと読んでみまして、あるいは衆議院での審議経過等つぶさに検討した結果、幾つか疑問点もありますので、次々に質問いたします。

最初に、この法案の大きなタイトルであります。中小企業技術開発促進臨時措置法、こうなっておりますが、頭に中小企業という大きな冠が加わっております。法案の中をずっと見てみますと、この法案が適用されるというのか、この法案と関係がある中小企業の数というのは非常に狭まってくる、恐らく狭い範囲でしか適用をされないだろう、こういう見通しを持つものであります。

なぜかといいますと、今我が国の中小企業というものは、政府の発表しております数字によりますと約六百万、そこで働いておられる従業員は三千七百五十万から約四千万近い。その中には最近の傾向といたしましては第三次産業に労働者の移動が非常に大きく始まっている。こういう状況の中でこの法案が適用されるというのは、主に製造業、製造業の中でもまた相当限られてくる。こういうことでありますから、どうも頭に中小企業という

と、これは中小企業がみんな、製造業もあるいはサービス業も小売業も、これは皆が関係してくるような感じを一般に受け取るわけですが、中身はそうなっておりません。この点について通産省のお考えをお伺いいたします。

○政府委員(黒田明雄君) 私どもが本法案を提出させていたいただきました基本的な理由に關係する御質問でございますので、どういう考えからこのような法案を政府で立案したかという点について若干お時間をいただいで御説明させていただきます。

現在、社会、経済の実態変化を見ますと、第一には、需要の構造が急速に変化してきています。いうふうには認識しております。それは一言で

は需要の多様化というふうに言われるわけですが、国民ニーズが非常に多様な内容を持つようになつてまいりまして、小さな需要でバラエティーに富んだものというようにことに変質してきているというふうに考えております。

これと裏腹の關係にあると思うのでございますが、各種の各方面の技術の分野を見ますと、新しい技術革新が見られるわけでございます。その技術の内容は、やはりこれまで細分化あるいは複合化といつていい変化を示してきているというふうに思ふわけでございます。従来の化学工業、石油化学でございまして、鉄鋼業でございまして、かあるいは原子力關係の技術でございまして、かあるいは大型技術が中心になるのではなくて、最近ではマイクロエレクトロニクスでございまして、バイオテクノロジーでございまして、か、新素材でございまして、か、そういった新しい技術が急速に開発され、発展してきているわけでございます。

その中身は非常に細分化された技術の一つの集合として成り立っていると思ひます。とりわけ、応用分野、周辺分野が広がっております。この面では中小企業もこの技術革新の流れにうまく即応できるならば、新しい発展の可能性をつかみ得るといふふうに思ふわけでございます。そして国民のニーズが多様化しているというニーズに対応し得る中小企業としても発展できるわけでございます。技術面及び需要の両面から見まして、中小企業が新しい技術開発に取り組む一つのチャンスがめぐつてきているというふうに思ひます。

ただ、従来の中小企業を見ますと、やはり技術開発面においては、大企業におくれをとる点がございまして、そういった意味で、技術開発面のおくれをやはり取り返さなければ、新しい機会に恵

まれているにもかかわらず、発展の可能性を摘まれるというおそれがございますので、この技術開発の流れに即応して中小企業が技術開発に取り組むことができるように、ひとつこの際施策を講ずる必要がある、このように考えているわけでございます。

そういう意味で、私もこの技術のカバーする範囲といたしましては、中小企業につきましては特に業種を限定いたしませんで、大きくは製造業それから小売、販売、流通、サービス一般を含めまして中小企業が全部カバーできるような範囲を考えております。ただ、技術につきましては、先ほど申しましたような理由によりまして一般的な技術を開発をねらいとせず、技術革新の流れに沿った技術開発をこの際振興していきたい。とりわけ、従来の中小企業は技術導入型でございましたが、この導入依存の中小企業の体質はやはり長い目で見て是正していかなければいかぬ。みずから技術開発をすることができ力を付けていかなければいかぬ。技術開発力の涵養ということがこれからの政策課題になるといふふうに考えておりまして、そういう意味では、若干従来の技術開発促進施策と、色合いと申しましようか、異にしている点がございいます。

それは一つの「著しい新規性」という概念でございます。私も従来から技術開発施策というのは一般施策として幅広く講じてきております。技術改善費補助金でございますとか、研修でございますとか、技術指導でございますとか、異業種交流でございますとか、一般的には技術開発施策、それから税制でも技術開発税制を講じておりますし、特にこれは中小企業技術基盤強化税制というものを導入することにして一般的な技術開発を促進しているわけでございますが、その上乗せといたしまして、今言ったような政策目標に適合するような手段を立法化したい、このような意図に出るものでございます。したがって、一般的には技術開発は当然新規性があるわけでございますが、それと若干異なる著しい新規性を持った上

乗せ施策というものを目指しまして、そのために手厚い助成措置を用意して、中小企業に一つのチャレンジをしていただく、かような立法趣旨でございます。

そういう意味では、現在の社会経済の情勢を前提とし、中小企業が抱えている現在の問題点、それに政策として目指すべき方向というのを考えますと、中小企業の技術開発で現在最も重要なものがこの法律の第一条の「目的」に書いてあるところに集約されるような事柄ではないかというふうに考えておりまして、題名としては、今の中小企業技術開発促進臨時措置法という題名にしたわけでございます。

○梶原敬義君 黒田次長の話聞いておりますと、何かいいような感じを受けるんですが、どうも衆議院の審議を聞いておりまして、初年度適用される数というのは、組合でいうと大体四十ぐらいではないか。そうしますと、個別企業では数というのはごく限られてくるだろうと思うのです。六百万ぐらいある中小企業の中で、そういうものとくわすかになつてくる。しかし、大きく中小企業と、冠をばつとくわすて、このところを私は聞いておるわけであります、この法律をつくった場合に一体どのぐらいの中小企業に手が施されるのか、その点について見通しかたがたお尋ねいたします。

○政府委員(黒田明雄君) 私ども事前にこの法律を構想いたしますときに、各都道府県を通じてとりあえずこの種の技術開発に取り組む組合の実態調査というのをしたわけでございます。それによりますと、三十七府県の回答が寄せられまして、まだ十県余りの県からの未回答の集計なんでございますが、大体百五十七の組合が手を挙げておりまして、この組合が今後さらにふえると思っております。他方、また県や国の予算措置をにらんで落ちているところもあるかと思つたので、最終的にどういふふうになるかというところは必ずしもわからないのでございますが、相当数の組合がやはり取り組んでくれるのではないかと。

この法律はとりあえず十年間の時限立法といたしておりますが、今後法律の施行の推移を見ながら、さらに施策を拡充していくことも考えられますし、特に今梶原委員の御指摘になられました四十組合と申しますのは、初年度の予算規模を積算する際に一応想定して置いておる数字でございますけれども、こういうものも推移を見て今後考えていきたいというふうに思つてわけでございます。その場合、四十組合の中身には、いわゆる産地組合というものも相当数含まれておりまして、この産地単位の組合は非常に多数の加入中小企業者を持つておりますから、一見少なくとも見えますけれども、全体をカバーする範囲はその印象よりも大きいというふうに考えていいのではないかと申しております。

それから、中小企業の個々の中小企業者につきましては、必ずしも現在これにどれくらい乗つてくるかというのがよくわからないのでございまして、この点について私も大いに施策のPRに努めまして、できるだけ多くの中小企業者が私もこれから掲げようとしております指針のとりまして、新しい技術開発の潮流に呼応して研究開発に乗り出そうという中小企業の出現を強く期待して施策を進めていきたい、かように思つております。

○梶原敬義君 私は、先週地元に戻りましていろいろと調べてみたんですが、県の関係で当面法律ができて考えられるところという、四つぐらいを県の中小企業振興会の方で言つておりました。私も大体全県内を、選挙区を回つておりますし、もうずっと地元で生まれ育つたものですから、大体のことはわかつておるんですが、約一万六千ぐらいの企業が我々の県でもあるんです。果たしてこの法律を考えた場合に、一体この法律ができて、使えそうなところというのは、とりあえず待つていふようなところは幾つあるだろうか。なかなかやつぱり思ひ浮かばぬのですよ。一つか二つ思い浮かんだところに行つて、いろいろと意見を承つたんです。一万六千ぐらいある中小企業の中

で、次長が今言われたような関係で行きまして、さあ中小企業の皆さんよ、この法律できたからいらつしやい、この指針に沿つてやりなさいと言つても、飛びつくのは飛びつくでしょうけれども、ぴんとこないんです。だから、中小企業のためのとかんとかいう表現ならいいんですが、中小企業と、冠をばつとくわすて、やつていますよというのはいくらもその辺がしつくりこないんですが、もう一度その辺に限つて。

○政府委員(石井賢吉君) 今的確に何社この法の適用を受け得る中小企業が存在しているかを申し上げる段階ではございせんけれども、一つの参考になる数字を申し上げたいと思つた。

五十八年度に中小企業の研究開発支出、これが全体で二千三百億円でございまして、別途科学技術庁の調査によりますと、中小製造業の約一・二%が研究開発に参画をしておるといふ統計があるわけでございまして、これで考えてみますと、約七万から七万五千企業の中小製造業が現に研究開発を行っているというふうに推定できるわけでござい

ます。今梶原先生の大分県の例でのお話からいたしますと、大分数字的に違ひが出てまいりますけれども、現在、五十八年度におきます中小企業の研究開発によりまして、これまでございました研究開発費用の増加試験研究費税額控除制度がございまして、この制度の適用をやはり中小企業が受けておるわけでございまして、その免税額というものが約十九億というふうに国税庁の方の統計では出ておるわけでございまして、そういう意味において、実はこの数字は全体二千三百億円の支出に対して余りにも小さ過ぎるということで、六十年代、先ほど次長から申し上げました中小企業技術基盤強化税制を実施することとしたわけでございまして、そういうたような背景から、私もこの法律施行の段階において、指針に沿つた形で研究が、そういう母数の中から出てくるのではないかと、いふふうに期待をいたしておるわけでござい

○梶原敬義君 それでは、この法律ができれば、これからどんだん研究開発をおおって、そして進めたい、こういう受けとめ方をさせていたいただきたいと思ひます。

それから、通産省の資料をいただきました中に、一つは中小企業と大企業との生産性格差の最近の拡大傾向、それから試験研究費の伸び率、この二つの資料とグラフをいただきました。最近の傾向といたしまして、一体なぜこういうような傾向になつてきたのかというの、通産省の説明というが、基本的に考えられていることとニュアンスが若干私は違ふと思ふんです。

それは、私はやっぱり、今特に低成長になりまして、中小企業というのはなかなか経営が厳しくなりまして食えないわけです。そういう状況の中で、一つはやっぱり生産性の格差、なかなかつくつても売れませんか、競争条件が悪いわけですから、生産性格差が一つはやっぱり広がつてきている。それから試験研究費、開発費についても、やはりそういう、まず毎日毎日一体どうするが、ここが一番急がれるわけですから、こういう状況の中ではなかなか試験研究開発にお金を、海のものか山のものかわからぬところになかなか資本投下やりにくい、こういう状況が底流に、基本にずっと流れている。このところを私はしっかりと、施策をやる上においてはまずそこを真剣に受けとめていただいで、そこからじやどうするかといううなやはり政策展開、皆さんの立法の基本をそこに置いていただかなきゃどうも現実と遊離しているんじゃないか、こういう感じを強く持ったわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(石井賢吉君) 私ども今回発表いたしました中小企業白書におきまして、大企業と中小企業の生産性格差の拡大傾向を一つの原因といたしまして、中小企業のいわば資本生産性の相対的な優位性の低下にあるのではないかと。この資本生産性の相対的な優位性の低下の原因とは何かということを考えて、これにはやはり技術革新成果の取り込みのおくれ、あるいはソフトな経営管理

面での対応のおくれ、こういった面が大きく原因をなしているのではなからうかという判断をいたしましたわけでございます。

その場合、当然のことながら、技術革新成果の取り込みのおくれというのは、今先生御指摘のやはり大企業と中小企業の研究開発支出の差にも起因する面は否定できないわけでございます。現実にはここ五年間をとりましても、大企業の研究開発支出は年率一六％で伸びておるわけでございますが、中小企業の研究開発支出は年率九％というところで、ほぼ倍近い差がございます。

そういう意味におきましては、現状の生産性格差あるいは賃金格差、こういったものは是正をねらつていくというためには、やはり積極的な中小企業の技術開発への参画なくしてこの解決を期待することは非常に困難ではなからうかという判断をいたしましたわけでございます。今後研究開発をするには、規模の過小性による不利というのは当然つきまとうわけでございます。それから先生御指摘のように、チャレンジするにはその前提として経営基盤が安定していなければいけないはずであるという御指摘はそれとおりでございます。そこで、そういった施策面の充実、例えば六十年度におきましては従来の政府関係金融機関の貸出額を大幅にふやし、かつ従来の長期安定資金の七年というのを十年に延長いたしまして、そういった経営基盤の安定化のための金融措置を講じながら、同時にチャレンジしていく中小企業に対する支援措置を進めることによって技術開発力を強化しようということと、今回の法律案を提出するに至つた次第でございます。

○梶原敬義君 生産性の開きにつきまして、局長のお考えは、ちょっと聞き漏らしたかも知れませんが、技術開発がおくれているという、ここがやっぱりポイントのような、そういうことなんでしょうか、今。

○政府委員(石井賢吉君) 従来は、適正生産規模を描きまして、そこへ中小企業の資本設備率を高めることによって生産性格差を解消しようとい

う、物的な生産性の改善の基本的なアプローチといたしまして、そういった面から中小企業対策を見てきたわけでございますが、今回は大企業との間の付加価値生産性が拡大傾向にある中で、大企業と中小企業の資本設備率格差というものはほとんど変わつてないわけでございます。

そういった面と、資本設備率を高めることによって生産性格差を縮小しようという考え方が果たして成立するのかわからないか、あるいは物的設備以外にその設備を管理するいわばソフト面、あるいは市場の先行きを見る先見性とか、いろいろな面もございまして、同時にやはり技術革新成果の取り込みということも大きな要因をなしているのではなからうかというふうに判断をいたしましたわけでございます。

例えばソフトの面で、これは当たつているかどうかわかりませんが、例えばウォータージェットを入れたましてそれを三交代でなく二交代でやれば、有形固定資産額というものは資本設備率という面で非常に上がりますけれども、逆に資本生産性は減つてしまふというふうな結果になつておるわけでございます。決して経営のソフト面での管理の重要性を否定するものではございませんが、あわせてやはり技術革新成果へのキャッチアップということが同時に重要なんではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 私はそういう面があるのも否定はいたしません、狭い範囲で物を言うかも知れませんが、私は中小企業を大企業をもうばあつと見ていますから、頭の中に入つていますから、普通に一般的に、東京周辺はどうかわかりませんが、そうう大なり小なり差はないと思ひますが、中小零細企業というのは、どつちかと言ひますと身近な、我々の衣食住に直接関係のあるようなものをつくつておるの、下請なんかは別として、やっぱり多いと思ふんです。要するに製材なら製材にしても、いろんな衣料にしても多いんじゃないか。そうしますと、やはり生産性が落ちるというの

は、国民の所得がずっとこのところもう伸び悩んでおるでしよう、可処分所得が落ちておる。だから、買つのはなかなか買えない、辛抱していく。家も建てたいけれども建てられない。こういう状況がずっとどんだん積もつてきておるから、どうしてもそういう直接我々とかかわりのある衣食住に關係するようなものをつくつておる。ところというのはやっぱり売り上げが落ちてくる。落ちてきますと、なかなか思い切つてつくつたててそれは在庫を持つだけですから、これはそう簡単にいかない、結局生産が落ちる、そうすると生産性も落ちてくる。こういう傾向は、私はたくさんそういう事例を見てきているもんですから、一体どうなのかというのを、資本設備率の問題だけじゃなくて、このところをひとつしっかりとらえた上で、それからどうか、こういう議論になるんではないでしょうか。いかがでしょうか。

○政府委員(石井賢吉君) 先生の御指摘も一面で私否定すべきものではないと思ひます。

例えば先ほどの白書の作成段階におきまして、中小企業の資本生産性の格差に対する相対的な優位性と申しますか、これは当然のこととございまして、有形固定資産一単位当たりの稼き高を資本生産性と申すわけでございますから、中小企業の場合には、小さな資本設備に労働力を付加することによって稼きを得ていくという、平たく言へばそういった生産体制でございまして、有形固定資産額というものは相対的に小さくなる、それで稼き高が大きく出るわけでございますので、大企業の大資本設備を使った稼きよりも、言うならば一単位の有形固定資産の稼き高は大きいわけでございますが、これが五十三年半ばから極端に落ち込み始めておる。これは先生御指摘のように、全体市場がふえないからそれで稼き率低下、これ先ほどよく申し上げましたウォータージェットを入れた場合の稼き率低下にも当たるわけでございます。また一方で、こう言う学者先生もおられました。

例えば二次にわたるオイルショックで大企業は相当徹底した減量経営を行った、ところが中小企業はそれを大分怠っているのではないかと、そういう面の反動がここへ出てきているのではないかと。いろいろな先生方の御意見ございましたが、やはり基本的には経営管理面、生産管理面のソフト面の充実、それから技術力の向上、これをもっとしか乗り切っていけないのではないかと御意見が多数ございまして、基本的にその考え方で私ども整理をいたしたわけでございます。

○梶原敬義君 それから試験研究費については、これもいかに中小企業であっても、企業がもつかつておればやはり次のために、悪くなつたときのために手を打つし、やはり研究費というのはもつと私は上がってくる筋のものだと思つておる。先ほど言われましたように、このところずっと一六％ぐらいで大企業は伸びておつて、中小企業は九％ぐらい、五十三年から五十七年度の平均の伸び率が。ちょうどこのころは、企業を取り巻く環境、状況が非常に厳しいわけですから、こういうときに試験研究費にどんと金をつぎ込むような中小企業というのは、よっぽどいいところじゃないとなかなかないわけなんです。

だから、やっぱり中小企業対策というのは、私は前から議論しておりますけれども、もう少し物が売れて、そしてつくる物が、もつと稼働率が上がるような、このところの対策を抜きにして中小企業対策というのはあり得ないと思つておるんです。だから私は、試験研究費がずっと落ち込んでおるのも、どうも技術導入型だから落ち込む、中小企業の努力が足りない、こうじゃなくて、やりたいけれどやれないという状態がこういう状況にきているということ、こう強く感ずるんですが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(石井賢吾君) 五十三年、五十四年後半からの景気停滞の時期が非常に長く続いたわけでございますが、その間にも平均年率にして九％の研究開発支出の伸びが記録されたということは、やはり中小企業経営が非常に厳しく、あるいは環境が、経済全体が明るくなくてもやはりその必要性があり、またその意欲を持った中小企業がこれを行ってきたのではないかと、私はそういうふうにもう受け取りまして、こういった中小企業のニーズにこたえるような施策の展開を図っていく必要があるのではないかとこのように考えまして、六十年度から、例えば先ほど申し上げました技術基盤強化税制をスタートさせることにいたしましたわけでございしますが、そういうことと相まって、こういった中小企業が潜在的に景気停滞の中でも研究支出を減らさずに伸ばしてきた、これはトータルとしてございしますから、それぞれの企業、個々の企業においては行き方が違つておると思ひますけれども、そういった中小企業のニーズをくみ上げるべきではなからうかというふうに考える次第でございます。

○梶原敬義君 なかなか、長官とか次長と議論していかないと、聞いておると何か引き込まれていつてわけがわからぬことになるんです。大臣いかがでしょうか。大臣はやっぱり選挙区のことを御存じで、中小企業の皆さん知つておると思う。大臣になれば選挙区に帰らぬでもないか、わからぬですけれども、やっぱり大臣がおつき合ひしている選挙区の皆さん、中小企業の皆さんで、試験研究費にどんと金をつぎ込むような余裕のあるところは一体どのくらいあるか。あるいは生産性も、最近はやはり物が売ればつくるといふ状況でも、なかなかそれは簡単にいかぬという状況も把握されていると思うんですが、僕は、だからそのニュアンスの違いというのは非常に問題があると思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 選挙区のお話でございますが、私も東の農業の盛んな東三河という地域でございします、ここはやはり中小企業の非常に多い、盛んなところでございまして、したがって、なかなか経営も苦しいし、梶原委員が地元を見られて指摘したような印象を持っております。しかし、全般として見ますと、通産省としては、中小企業に對し

て倒産防止対策を初め、金融、税制対策、下請中小企業対策及び組織化対策などによって経営基盤の強化をするように努力をしておるわけでございします。

また、特に中小企業におきましても、技術革新の進展などの著しい環境変化の中でのいろいろ工夫をこらしておるわけでございまして、私は、ある意味で言えば、大企業が非常に大きくなり過ぎてしまったために、なかなかもって経営についての、何と申しますか、機動性と申しますか、そういうものが、対応力が小さくなつておるというのに比べれば、中小企業で技術革新あるいは新しい情報化といったような問題に真剣に取り組んでいけば、中小企業にとつて非常に明るい未来があるんだというところを感じるのでございまして、そういった考えから技術開発問題についてはひとつ力を入れてやってみたい、このように考えております。

○梶原敬義君 どうも大臣の答弁は近ごろ、ずつと黙つて聞いておるんですが、優等生答弁になりまして、余り荒っぽさがなくて、近ごろは魅力も感じないんですが、いずれにいたしまして、私はやっぱり中小企業の皆さんや何かともよく相談しますし、いろいろなことを言われて感じているのは、枝葉で何かをやるんじゃなくて、抜本的に、一体中小企業はこれどうするのか、このままでは先がもう見通せぬ、こういうことを言われる雰囲気というのは、もう圧倒的に多いわけであります。幾つかはそこでもううまくいっているところもあるわけですが、やはりいいところの、優等生の幾つかじゃなくて、その大多数の問題のところを一体どうするのかというところをやはりポイントに置いて考えてもらいたい。これが先ほどから、この法案と直接関係ありませんが、しかし頭に中小企業というのを大きくかぶせているものですか、いや中小企業全体だ、こういうことになればどうもそれはいかぬのじゃないか、こういう気持ちであります。

そこで、この法案ができるまでの大体の経緯で

すね、これを簡単にひとつ要領よく御説明をお願いをしたいと思ひます。

○政府委員(黒田明雄君) きつかけになりましたのは、実は中小企業の中でも、ベンチャービジネスと言われるグループに属する中小企業が、今後非常に発展の可能性も秘めているし、諸外国、特にアメリカにおけるベンチャービジネス振興策に照らして、我が国の施策は貧困ではないかというような問題意識が起つてまいりました。ベンチャービジネス研究会という勉強会をつくりまして、学識経験者の方々の参加を得て研究していただいたわけでございしますが、その結果一つの答申が出されました。

私も、しかしながら中小企業数ある中で、ベンチャービジネスと言われる特定少数のものに絞つてこれを支援するという施策は、果たして現在の社会経済の実情に照らして適当であるかどうかというふうに考え直しまして、こういうベンチャービジネスと言われるものに限らず、もつと幅広く中小企業が技術開発の新しい流れに即応できるように体制をつくり出したい、こういうふうな発想したわけでございします。そのために、例えば法案につきましては組合というものを非常に中心的なものに据えまして、税制なども特に中小企業組合の方に力点を置いてつづいておるわけでございしますが、これは一握りの中小企業のためではなくて、そういう人ももちろん入るでしょうが、幅広い中小企業が相互扶助の精神によって、能力のある人ない人、あるいは部分的な能力を持っている人たちが相寄つて研究開発を進めるものを中心据えて支援するというような発想があるわけでございします。

もちろんこの特定の技術開発の潮流に沿つた技術開発を進めるわけでございしますが、これはあくまでも上乗せの措置として考えよう、一般的な技術開発の施策は従来からやっているわけでございしますが、これも大いに拡充する必要があるということで、技術改善費補助金なども工夫を凝らして増額をいたしましたし、また特に新しい税制と

いたしまして、中小企業技術基盤強化税制というものを今回実現したわけでございます。この減税規模は大体百四十億円になるのではないかとと思われるわけでございますが、そういった一般的な施策の強化、拡充と、この新しい技術開発、技術革新の潮流に沿った上乗せ措置とを合わせわざといたしまして中小企業の技術開発を支援していきたい、こういう経緯と発想で対処してまいりましたわけでございます。

手続的に申しますと、私も中小企業近代化審議会というのがございまして、そこにお諮りいたしまして、その中に政策小委員会というのが設けられまして、これは技術の面での学識経験者、それから経済学の面におきます学識経験者、それから実際に中小企業を指導しております県の公設試験場の場長さん、それから中小企業の代表者、こういった方々に御参加いただきまして、答申を得まして、その答申を立法化する形で法案に取りまとめて提出したわけでございます。

○梶原敬義君 この法案と、先般の委員会でも審議をいたしました基盤技術研究円滑化法、これとの関係もなかなかわかりにくいんですね。どうもこれが一方で出て、一方でまた中小企業との関係で出てきたというふうなところも、しかしどうも今聞いておりますと、経過は別々の経過で出てきているようでありますが、この円滑化法とこれとの関係について紛らわしいところがあるんですが、この点についていかがでしょうか。

○政府委員(黒田明雄君) 通産省がござい、いわゆる一丁目一番地の施策として技術開発というのを取り上げているわけでございますが、中小企業庁の施策といたしまして五つの柱を立てておりますが、例えば経営基盤の強化でございまして、小規模企業者への支援でございまして、地域における中小企業対策でございまして、そういった柱と並べまして、技術と情報に対応する中小企業への助成というのを打ち出したわけでございます。これも実は中小企業施策の中の「一丁目一番地」と位置づけしております。

経過的にはむしろ私の方が、ベンチャービジネス研究会が発足したということから考えますと、我々の方が一年先輩であったわけでございまして、たまたま、そういう通産省全体としての実態認識から、政策的な位置づけとしては、ともに「一丁目一番地」の施策として考えられたわけでございまして。

それで、法律的な相互の関係でございまして、あちらの基盤技術の方は、文字どおり基盤技術に限られておりまして、我が国が基盤技術の試験研究におきます諸外国との間におけるおくれ、とりわけその分野における民間活力の導入のおくれに着目いたしまして、こういったおくれがちな基盤技術の試験研究に政府がやはりある程度の触媒的機能を果たすべきであるという発想から、あのような法案構想ができた上からと承知いたしております。そして、これは中小企業も大企業もともに対象になるわけでございまして、必ずしもあれは大企業の法律ではなくて、中小企業が能力を有し、意欲があればもちろん対象になるというふうな構成されております。

私どもの、このこちらの法律でございまして、中小企業は基盤技術ももちろんございと思いますが、けれども、それはやはり少ない点に否めなないと思っております。中小企業はもう少し幅の広い——とりわけ大きな技術になりますと大企業が得意といたしますけれども、今の新しい技術の流れ、これは先ほど言いました細分化、複合化の傾向にあるわけでございまして、とりわけ周辺の技術、あるいは応用面における技術の開発は、中小企業がむしろ得意としておられる分野でございまして、こういったものを中心に、新しい技術革新の流れに沿った中小企業の技術開発が起ってきつつあるし、将来も発展するに違いない、それでこれを幅広く支援したい。

したがって、試験研究の段階にとどまらず、もっと先に進んだ企業化の段階、商業化の段階、こういった点まで含めまして中小企業の技術開発を支援すると、もちろんこれは中小企業に限られ

ます。限られますが、基盤技術には限られず、すべての技術開発、もちろん新規性などの要件が必要でございまして、そういったものをカバーする、それから研究開発も初期的な段階、基礎的な段階にとどまらず、企業化、商業化の段階までカバーする、こういった形で中小企業の特長に合った技術開発を促進するという趣旨の立法になっております。まして、相互の関係は、今申しましたように、一部中小企業が向こうの法律にも対象になるという点で重複はございまして、大部分中小企業の分についてはこちらの法律で対処できるというふうに考えております。

○梶原敬義君 次長、言葉じりをとらえるようですが、向こうの法律とかなんとかいって、我々議論するときには、大臣がออกมาして、通産省を相手にして……

○政府委員(黒田明雄君) 済みません。

○梶原敬義君 あなたたち同じように議論しておいて、向こうもこっちも我々にはないんです。

中小企業が一部基盤技術研究円滑化法の対象になるだろうというふうな表現もちよつとされました。これも、我々も議論するときには、やっぱりこれは大企業のための法律じゃないかと、中小企業はどうなのかと言ったら、いや、それはもう中小企業も同じですと、平等ですと。答弁聞いておりましたら、いかにも中小企業もどどん円滑化法のこれは助成措置やなんかの恩恵をこう受ける、こういうふうな話をちよつと聞いて、ああそうかと、そうならまあまあいいわと、こう思いながら議論したんですが、今のお話ではどつちかというと、この基盤技術研究円滑化法の関係は中小企業は少ないだろうと、こういうことじゃちよつと困るんです。

それから、中小企業の振興に関するいろいろ紛らわしい法律が、助成措置から資金の補助金とか、あるいは税金の減免措置とか、きのうも課長の方からいろいろ資料もらって、私はこれはどうも大臣勉強されているようですが、大臣が見てもなかなかわからぬと思う。私も帰りまして、一体中

小企業に対するという通産省の施策があるのかと、こう聞かれて、おいちよつと待てよと言って、通産省から出た本を、これ見ると言ってぼつと上げるでしよう、一々あれしておたら一時間ぐらいかかりますからね。もう紛らわしくてしようがない。

円滑化法ができて、ここでもまたこの法律ができると、次々次々ともうわからなくなる。これはどうかならぬですかね。一本にまとめて、もう少しだれが見てもわかりやすいとか、どうも今の基盤技術研究円滑化法のこれとの関係のお話を聞いておりましたも、それは中小企業の技術開発と基盤技術研究と、ちよつとはニュアンスが違いますけれどもね。何かもうちよつと、法律をこんな次々ふやして、弁護士を次々にふやすような、そんな感じにしか受けとれぬのですが、一体どうなんでしょうか、この点。

○政府委員(黒田明雄君) 基盤技術研究円滑化法は、先ほど申しましたように、基盤技術の方の研究開発を促進するわけでございまして、中小企業も、先ほど私も申し上げましたように、この分野で活躍はしているわけでございまして。しかし、総合的に申しますと、中小企業はどちらかというと、応用分野の方が得意といたしておりますし、周辺技術、応用技術をむしろ中小企業の自分の商売に密着した形で企業化し、商業化していくという分野が大きいわけでございまして。したがって、基盤技術の研究開発に中小企業が入る、入らないということをお私に申し上げたのではなくて、中小企業全体を見てみると、やはりそのウェイトは、この応用技術、周辺技術の研究開発、そしてそのカバーする範囲は基礎的な研究にとどまらず、むしろ企業化、商業化の方に施策の厚からんことを求めているというふうな理解しているわけで、先ほどのように申し上げたわけでございまして。

それから、施策が錯綜して非常にわかりにくいという点については、私ももうそういう感がないではないというふうな思っておりますが、実は御承知のように、中小企業と一口に申ししましても、

製造業から商業、サービス業までございます。そして、製造業の中にも、また業種別にいろんな特性を持っておりますし、規模別にも違いますし、足らざることもまた違うわけでございます。

したがって、いわば私もとしては多くの中小企業者に中小企業の施策を利用していたために、内容が一筋の施策というのでは使えない中小企業がでてくるものですから、各種の施策を用意し、またその足らざるところをこうしてほしい、あつてほしいというところがある。あるものから、それにこたえるような形で多様な施策を展開しなければ実効ある施策にならないといった面で、非常に一見複雑な体系になるわけでございますが、できるだけこういったものについては中小企業の皆さん方に理解していただくようにPRに努めておりますし、またその「施策のあらまし」とかいろいろ出版物を出しまして、指導に当たる人、県の関係者あるいはその他の中小企業の関係の指導員などございまして、そういった手足を通じて正確な情報が伝わるように努力いたしておりますし、今後もそうしていきないうふうに思っております。

○梶原敬義君 また言葉じりをとらえるようですけれども、中小企業は応用型だと、もともとこの基礎技術とかあるいは研究開発に弱いんだという今言われ方をしましたけれども、それはそうじゃなくて、中小企業はやっぱりみんなやりたいんですよ、だれどやれないんですよ。結局、その日その日どう食うていくかですね。そのところを、何というんですかね、余り大ざっぱにとらえられて、そこから物を考えられるというのに、どうも先ほどからびんとこないところがあるわけですよ。

それから、施策の問題についていろいろ言われましたけれども、私の前掲って新聞を読んで、いろいろ問題が最近起きておりました、地元で調査をしたのが新聞に載っておりまして、四日か七日になったの知らないというのは、六十何%が知らない。だから、法律をどんとつくするのは

いいけれども、これは国民が知らないや意味ないわけですね、まあ頭の中ですべてのものを、もう少くはつくるのはいいとしてけれども、もう少し下までわかるように、そしてそれが本場に利用されるようにならないうちは意味がないと思う。

それから、まあいろいろ、私は今決算委員会におりますから、今度一回調べて、あなたたちがつくった法律が過去ずっとありますよね、中小企業の助成策やいろんな、これ全部調べて、どこがうまくいっていないか、むだな金が入っているか、入っていないか、一回調べて、私決算委員会ですらうと思つて、今ばつぱ準備にかかろうと思つて、私が知っている範囲におきましても、幾つかこの近代化資金あたりを使つてやっています。もうばらばらになつているところがあります、形だけ残つて。そして当初の組合で、印刷の関係ですら、ずつと集まつたんですが、みんな手を引いて、ごく一部でやつていっているところがある。まあそんなのが幾つもあるわけで、今黒田次長はいんだ、いいんだと言われるから、私はちよつと言いたくなるわけですね、必ずしもうまくいっていないのがやつぱり随分あるというのをひとつぜひ承知していただいで、今度も法律をつくつたから、じゃこれでいいんだというふうな問題ではないと思つております。

私は先般地元で、この法律のかかわりのありうなところの社長に会つたんですが、土曜日の四時過ぎから五時過ぎまで話をしておりましたら、その従業員は、まあ中小企業ですが、もう土曜日もかかわらず五時までみんな働いておるんですよ、一生懸命。働かなければ食えないからね。これは新幹線のパンタグラフというんですかね、走る、これをつくつていっている企業ですね。これは特許を二十ぐらい持つていっている。国鉄と一緒に開発して、開発した分は半分国鉄に特許やつて、半分自分が持つていっている形で、合計二十、実用新案か何かがつつかね、そんな会社で、まだ特許を今三つか四つ出している。特許も時間がかかつてしょうがないですよと、こう言つていました。

大臣ね、この前特許法の改正やつたんですが、特許を申請して、それが結果出るまでね。そこで話をしておりましたが、どうもこれはうちにもこの法律で一部新素材の関係で適用できるところがあるけれども、なかなか新しいものを開発しても、問題は売れるかどうか、これは大変なことですよ。品化して売れるかどうか、これは大変なことですよ。大体研究開発して、それにうつつを抜かすような人は中小企業の中でも気遣い扱いにされるところが多いというんですよ、彼に言わせるとね。そういうものに大金を出して先を買つていって、たつて、なかなか今はそれは簡単にいかぬから、これはよっぽどのことじゃないかなかなか難しいんだと、こういう話をしておりました。

そこで、大臣がこの法律の法案説明をするときに、提案趣旨をここで述べられました。その提案趣旨の中で、「昨今の中小企業をめぐる環境をみますと技術革新が急速かつ広汎に進展し、技術の細分化・複合化傾向が増大する一方で、国民ニーズの多様化・高度化・短サイクル化の傾向が強まっております。云々と、こういう提案理由の説明でありまして、先ほど黒田次長もそういうことを言つておられました。

しかし突き詰めていきましたと、技術を開発して、その次の段階では商品化、製品化して売るといふ段階になりますと、やはり企業にとりまると、それはダイアモンドみたいなものをばつと一つつて売るといふわけにいかない。連続して生産し、やつていくというのにならぬ。連続して生産し、やつていくというのにならぬ。これはやはり多量生産のメリットといえますが、中小企業は中小企業なりにやはり一定時間における生産量を上げていく、そうすることによって設備に対するコストが安くなるし、あるいは一人当たりの労働力に対するコストも安くなつてくるわけですね、やつぱり何といひますか、コスト低減をするためには、そこなりに多量生産のメリットといひますか、これは当然追求しなければならぬわけですね。そうしますと、なかなかやつぱり中小企業というのは売ることが、コストと販売——この

販売もなかなか販売網持つておらない、非常に難しいわけですね。

ある大手の、最近ではエレクトロニクスやなんかやつていっているメーカーの話あたり聞きますと、中小が一生涯開発すれば、それは技術を吸い上げて、そしてうまうま巻き込んでやる。なかなか今中小の新しいものを開発した人が、まあ例外は別として、そう簡単にうまうまいくような時代ではない、こういう話も聞きました。この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

○政府委員(石井賢吾君) 一つの技術開発成果が市場的に大量化すればするほどコスト節減あるいは企業の利益確保ということにつながるのには当然でございます。そういう意味で、私どもは中小企業の商品化技術あるいは周辺技術の研究開発を進めていくわけでございまして、さらにそれを企業化し、販売に結びつけるために、例えば新技術企業化融資制度というふうな制度を設けて、その企業化に必要な設備資金及び長期安定資金の特別の貸付制度を行つておるわけでございまして、そういった支援措置をあわせて、その円滑な商業化、商品化に結びつけていきたいというふうに考えております。

○梶原敬義君 その点につきましては、製品化、販売化につきましては、地方自治体との関係も出てきますので、後に少し残したいと思ひます。

次に、この法案であります。通産省がまず指針をつくつて、そして中小企業を誘導するといふことであります。問題は、私はどの範囲で、一体どういう規模でこの法案の適用を考えているのか最初に質問をしたんですが、どうも非常に大ざっぱといひますか、ふるしきを広げて、ひとつしりをたたくというふうなことになるような御答弁をいただきました。

私は、そういうことになればなるほど少し心配がある。これは全く同じ例ではありませんが、かつて私どものところで、温州ミカンやなんか、ほとんど農林省が苗や太鼓で植えざしたんですよ。それは愛媛県も植えますわ、大分県も福岡も

佐賀も長崎も、どんどん植えたわけですね。それで、まだ需要はあるということで、需要を高く予測してどんどんやったわけですね。それで、今度なりだしたところはもう過剰生産でどうにもならない。だから、なり出したところ切っていくていふんです。それで、それぞれ私どもの国東半島の農家なんかは、五人ぐらいいお互いに連帯保証し合っていますから、自殺者がいたり、あるいはまあ夜逃げする。一軒がやれば連鎖倒産でやっていくわけですよ。米も、つくれ、つくれといっていくたが、今、逆に生産調整しているわけだ。その他、通産省はそんなことないからと言ったって、ICも今とんとんとんやりおつたら、これはICも今とんとんなるかわからぬ、きょうもテレビで言っておりました。しかし、ことしの暮れぐらいいからまた需給のバランス回復するんじゃないか。そうすると、また恐らくとんとん進んできて、最後は通産省お得意の産構法ですか、ああいう形で生産調整やって、今二十六業種ですか、結局、大企業に属する部面というのは、社会的な影響があるから、完全に過当競争でとんとん突っ込んでしまふと非常に社会的な影響があるし、雇用問題も非常に問題があるから、これは途中で、どうかで通産省が中に入つて、結局自由競争の制限をして、設備の一部スクラップや需給調整をやる、こういうような形でいっていますね。しかし、中小企業というのは古今東西そういうことはないわけですね。完全な自由競争の場裏の中でがんがんがんとやって、そして、しかもその中にどうも大企業がとんとん分野に入ってきている。非常にもう絶えず毎日荒波にさらされているような状況でありますね。

分いくが、片一方に、やっぱり中小企業というのは、中小企業の社長は半分は頭を突っ込みますから、これはうまくいかない、さっきのミカンの例じゃありませんが、これはうまくいかないところが最後は出てくるような気がいたします。十のうちに一つは成功するかも知れませんね。百のうちに一つか二つは成功するかも知れませんが、なかなか厳しい面が出てくると思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(黒田明雄君) 私どもは、これからむしろ新しい技術開発が起ころうとしているこの時期に、中小企業がこの機会を逸するならばむしろ悔いを残すのではないかとこのうふうな認識でございます。

若干繰り返しになって恐縮でございますが、先ほど長官から御答弁申し上げましたように、大企業との関係におきまして、中小企業の実質資本生産性というのが、従来は中小企業において有利であったものが、その有利性というのが縮小してきているという実態がございまして、試験研究開発費の伸び率でも、先ほどの数字に示されるように九対十六というふうになっておりまして、何とかやはり、中小企業はせつかくめぐつてきたこの細分化技術、複合化技術という特性を持った新しい技術革新の潮流に乗っていくように誘導したいし、意欲のある中小企業者を支援したいと、このように考えているわけでございます。おくれることを私どもはむしろ心配いたしております。何とか中小企業が、新しい変化に挑戦していくというふうなことで新しい発展の機会をつかむようにというふうにしたいわけでございます。

幸いにして技術は非常に個性化してまいっておりますから、一般的に申しましてミカン、これはどこでつくってもほぼ同じようなミカンになろうかと思いますが、今この個性化された製品開発あるいは生産工程を開発していくならば、一般的に申しまして過当競争につながっていくというふうなことはむしろなくて、特色のある製品、特色ある技術というものを武器にして關する中小企業が

出てくるのではないかと思います。ただ、それにいたしまして、どうしても技術開発というものは資金面、人材面で相当な努力が必要でございます。中小企業では信用が十分でないとか、資金力が十分でないという不足点がございまして、これはぜひ私どもとしてはお手伝いしなければならぬまい、かように考えておりまして、そういった施策でむしろ我が方が支援をするうちでも、特に法律を改正し、特例を設けたりする必要のあるものをこの法律に盛り込んでおるわけでございます。

この法律のほかにも、いわば法律の裏打ちになる措置をいたしまして、組合がこの研究開発に取り組む場合には補助金も用意いたしております。で、そういった形で何とか中小企業が失敗することのないように、おくれをとることのないようにというのを私どもの考え方でございまして。

○梶原敬義君 私もその新しい技術が進んでいる中で、中小企業がこれにおくれるということに甘んじて見ているということに賛成ではない、そういう意味で言っているわけではない。問題は、後で申し上げますが、なかなか中小企業を取り巻く環境というのは厳しいわけですから、新しい試験研究をやった場合にそれはなかなか成功する確率も非常に少ないだろうと。そういう観点から、だからよく政府も地方自治体も、これ旗を振る以上は、やった後うまくいきませんじゃ、それはもう知りませんよと逃げるんじゃないかと、それはやっぱりちゃんと、そこは見るところは見る、指導するところはしてほしい、これが基本にあるわけですね。この点についてはまた後で申し上げます。

そこで、しかしこの法律の「目的」であります。が、「中小企業の技術の向上を通じて、中小企業の振興と我が国産業技術の調和ある発達を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与する」と云々と、こういう「目的」を書いておられますが、これは結果的には、私は先ほど言っているように、中小企業があまく幾つかばつと飛びついてきた、そして頑張った。しかし失敗した例の方が非常に多い。し

かし、幾つかは成功することに恐らくなるでしょう。そうしますと、国全体にとりましては、非常に今先端技術産業のこれからとんとん進まなきゃならない部分、その技術が幾つかやっぱり国全体に出るといふことは、国全体にとってあるいは産業界全体にとつては、これは非常にメリット、プラスが大いにあると思うんですけれども、数からいいますとなかなか、やったがうまくいかないという方が結果的には多くなるだろうと思うのです。こういう研究開発というものは、どっちの方に、中小企業の立場にウェイトを置くのか、国全体に置くのか、いやそうじゃない、両方だと、こう書いておりますが、どうもそこそこがびんときませんので、もう一つわかるように説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(黒田明雄君) 中小企業は、やはり現在の我が国経済に占める非常に重大、重要なセクターでございます。中小企業の数あるいはそれぞれの分野におきます生産額、販売額のシェア、こういういったものについてはもう数字を挙げるまでもなく極めて重大、重要なセクターでございます。この発展なくしては我が国経済の発展がないと言つてよろしいのではないかと思います。この点については、私どもにも各国の政府あるいは経済の専門家などが訪れまして、日本の中小企業のある方あるいは中小企業施策の内容、こういったものについて、ぜひ日本を本手にして勉強したいというふうな言われるわけでございますが、私どもそういう意味で、中小企業の振興がすなわち我が国国民経済の振興になると言つて過言ではないというふうな考え方をしております。

そういった地位にある中小企業の技術問題でございますが、現在中小企業の発展が、ややもすれば中小企業がおくれをとる大きな要因になっているのがこの技術の分野であるというふうな認識いたしております。ぜひ中小企業の振興のために、技術面で中小企業が積極果敢に取り組むのを支援していかねばいかぬというふうな考えで

おりまして、そういう意味で中小企業の技術振興ということを中心企業施策として取り上げているわけでございます。

そうではございますが、同時にまた、中小企業の技術というものは、翻って我が国の技術体系の中においてどういふような地位を占めているかというふうに考えてみますと、これまで極めて重要な地位を占めていると思います。例えば、先ほど来梶原委員が例示されておりますICなどにおきましても、中小企業が開発した技術というのは、ICの生産技術の中で大変重要な地位を占めておりまして、例えばウェハーをつくり出すのに事前のフォトマスク検査というのが必要でございますが、こういったものも中小企業がつくっておりますし、またウェハーを切るダイシングという工程がございまして、そのダイシングも中小企業の製品でございまして、そのほか配線機をいたします全自動ボンダー、完成品の直前に検査をいたしますLSIのテスター、こういったものも中小企業が開発した製品で行われておりますし、さらに応用分野になりますICを利用するその他の諸機器の分野では、中小企業が非常に重大な地位を占めているわけでございます。

したがって、こういった技術特性を持つております中小企業の技術の開発というのが仮におくれるということになりますと、我が国の技術全体の発展に遠からず支障を来すに違いないというふうにも認識いたしております。したがって、私どもはこの二つの目的、もちろん我々がねらいとするのは中小企業そのものの技術力の向上でございますが、その向上を図る意義は何かといえ、中小企業の振興が第一、そして我が国の技術開発の調和ある発展が第二、これを法律の文言ではそういう順序で「目的」に掲げているわけでございます。

○梶原敬義君 わかりました。ただ、言いたいことは、これでどんなあおってやったところが、こういう新しい技術というものは、百のうち一つ成功するかどうかかわからない、これは非常に厳し

いものだ、甘いところからスタートするのじやなくて、それはやっぱり基本に行政の立場で持っているだいたいと思うのです。

それから「振興」というけれども、中小企業の経営の振興という言葉が、私はやはり安定といいますが、中小企業の経営の振興と安定、この安定を抜きにしたらこれは変な方向に行ってしまうから、これはぜひそういう立場で今後とも指導していただきたいと思ひます。

それから、今何か欧米諸国が日本の中小企業の勉強に参りたいというお話ですね。どこが来るのかよくわかりませんが、私はやはりこういう技術面とか何かを勉強しても、それは一部参考になることはあるかも知れませんが、基本は、やはり中小企業の経営者というのは朝から晩まで仕事のこと、頭から離れぬ仕事をしているということ、すなわち家族を入れて、それから従業員は、我々のところ、土曜はほとんど五時までやります。それから休日、国民の祝祭日、これはなかなか休めないところが多々あります。こうして残業が多くて、一生懸命とどんでん働いているという、これがまず基本のポイントです。ここから説明をしながら、私はやっぱりいいところばかり見せても、これはちょっとおかしいと思ふんですね。御答弁は要りませんから、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思ひます。

次に、法案の第二項の第三項ですが、「この法律において「技術開発」とは、次に掲げる行為をいう。」ということ、技術（生産、販売又は役務の提供の技術で、技術革新の進展に即応し、かつ、著しい新規性を有するものに限る。以下同じ。）云々と、こういう文言になっておりますが、これは衆議院の方でも、一番どうもここを議論をされておったようですが、もう一度整理をする意味で、「著しい新規性」というものについて、幅のある答弁を衆議院では大分されておるんですが、もう一度本委員会では通産省のお考えをお伺いをいたします。

○政府委員（黒田明雄君） 「技術開発」という定

義をしている中に、この法律で対象といたします技術のいわば特定いたしております。三つの要素から成っております。一つは「生産、販売又は役務の提供の技術」であるということ、二つは「著しい新規性」に製造には限らず、販売または役務も含むという点に力点がございまして、このことによりまして、いわゆる第三次産業がこれから新しい発展を遂げなければいけません。その分野における技術も取り入れたいという点に力点、重点がございまして。

次は、第二の点は、「技術革新の進展に即応し」という意味でございまして。技術の分野は非常に幅広いわけでございまして、今の時代的意味というのを考えますと、やはり技術革新の進展に即応して将来に大きな展望が開ける分野、こういった分野の技術を重点的に取り上げるんだという意味を示しております。内容的には、例示で申し上げますと、エレクトロニクス、とりわけマイクロエレクトロニクスの関係でございまして、新材料でございまして、バイオインダストリーといったようなものが適例かと思ひます。

それに最後の三番目は、「著しい新規性を有するものに限る」という点でございまして。この点については、若干よって来るところから御説明申し上げたいわけでございます。

中小企業の技術開発については、幅広く従来の施策でこれを支援いたしております。一般的に技術開発施策としては、技術改善費補助金あるいは異業種交流、研修あるいは指導、こういったことをやっております。特別の融資制度もございまして、新たに六十年代から中小企業技術基盤強化税制というように、一般的に中小企業の技術開発費を支援いたしております。技術開発でございまして、それは常に新規性を持っておりまして、どのような技術開発でございまして、新規性があるわけでございまして、私どもとしては、中でも特別の助成措置をもって、特に中小企業が進出してほしいという分野、そしてその過程におきます効果を目指してこの法律を提出して

いるわけでございます。

それは何かといえ、技術革新の進展に即応していること、そしてその試験研究を通じて、中小企業が今は不足がちな自主技術開発力を涵養すること、二つでございます。この自主技術開発力の涵養なくしては将来に對するポテンシャルが身につかません。大企業で開発した技術をいつまでも導入している、もちろん導入も必要なんです。導入手が、そういった体質にだけ浸っているのは、困るわけでございまして、自主技術開発力を涵養するというのが私どもの将来にわたる政策目標であるというふうな考えでございまして、そのために一般施策に上乗せをして手厚い施策を講ずるかわりに、上乗せする技術にふさわしいものを開発してほしいと、一般的な技術開発では新規性を、そしてこの法律によるものでは「著しい新規性」ということで差をつけていると申しましようか、区別いたしているわけでございまして。

ただ、私も心しなければならぬと思っております。中小企業がこの法律に基づいて目指すところの技術開発に取り組んでもらう、しかもできるだけ幅広く取り組んでもらわなければ、いたずらに高い目標を設定して、だれも敬遠するようでは意味がないわけでございまして、そこは多くの中小企業がよしやってやろうとチャレンジできるような程度の目標でなければならぬ、かように考えております。その点では中小企業の研究開発の実情をよく踏まえまして、無理のないように施策の展開をしていきたい、かように考えております。

（委員長退席、理事斎藤三郎君着席）

○梶原敬義君 まあこの点につきましては、私帰って県の担当者に聞いたんですが、福岡の通産局で、各県の皆さん集まっていただいて通産省の説明会があったらしい。そのときに、「著しい新規性」についてそれぞれ質問が出たらしいんだけど、通産省としては、今局長が言われましたように、これで余り縛っても中小企業はもうびっく

りしてついでこれなくなつてはいかぬから、ここは幅を持って解釈するというような形で説明があつたらしいですね。今黒田次長の答弁もそういう内容でありますので、ひとつそこは万々間違ひのないようにやつていただきたいと思ひます。

次に「指針」でありますけれども、通産大臣が「技術開発に関する指針」を定める、こういうことになっておるわけでありまして、この指針について、どういふ指針をどうつくっていくのか。これは衆議院での議論の中でも、百項目ぐらゐの指針をつくるんではないか、それをめぐつて議論があつたようでありますし、この法案を審議する上において、やはり指針のもう少し具体的なアウトラインを国会に出すべきではないか、こういう議論もあつたと思ひますし、私もそう思ふんであります。

この第三条の二項の第一号で「技術開発の対象とすべき技術の内容に関する事項」について書いてありますが、読んでわかつたようなわからぬような内容でありまして、もうちょっとこの辺について、我々としてはやはり自信を持ってこの法律を審議するために、この辺について補強した説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(黒田明雄君) 私どもこの「技術開発に関する指針」というものを定めるわけでございますが、一つには多くの中小企業者に今政府が力を入れてゐる中小企業者の技術開発の方向といつたものを示したいということが一つ、第二には具体的に都道府県におきまして技術開発計画の認定をしてもらうわけでございますが、その基準となるものを明確にいたしたいという二つの目的を持っております。

それで内容でございますが、第三条二項に書いてございまして、一つは「技術開発の対象とすべき技術の内容に関する事項」でございます。二番目は「中小企業者及び組合等が採るべき技術開発の実施方法に関する事項」でございます。三番目に「その他技術開発を行うに当たつて配慮すべき重要事項」でございます。

第一番目の「技術開発の対象とすべき技術の内

容に関する事項」という点が、先ほどの技術の定義と関連いたしまして、一体どのようなものが定められるのかという点が問題点であらうかと思ひます。

技術の定義の中身につきましては先ほどの答弁で御説明させていただいたわけでございますが、こういった技術の定義をもつても必ずしも各地の中小企業者にはわかりにくい点があらうかと思ひわけでございます。したがつてこれをもう少しきつめて、これを具体的な技術に即して展開して、中小企業者にわかるようにすればどうなるだらうかといった点で、この中身をもう少し具体性を持って示したいというふうに考えております。

それから二番目は、「技術開発の実施方法」でございますが、ここで最も重要だと考えておりますのは、先ほど来私御説明させていただいております中小企業の自主技術開発力の涵養という点でございます。中小企業者が将来にわたつて潜在的な開発力を身につけるために、どうしても中小企業者がみずから研究開発にある程度参加していただかなければならぬというふうに考えております。例へばだれかに、大企業に委託してしまふといったような方法ではなくて、みずからこの研究開発の重要な部分に参加するといったことが重要であるというふうに考えております。そういった点を明確にいたしたいというふうに思ひます。

そのほか「配慮すべき重要事項」といたしましては、例へば組合におきまして技術開発課題の選定などにつきましては、できるだけ多くの組合員のコンセンサスの得られる共通の技術開発課題を選択してもらふ必要がございますし、費用の分担でございますとリスクの分担などについても公平な見地から決めてもらう必要がございます。

(理事齋藤栄三郎君退席、委員長着席)
そういった点についてこそを基準で明示いたしたい、かように考えているわけでございます。その具体的な指針は、実は申しわけないのでこ

ざいですが、まだできておりませんで、私もこの国会で、今私が申し上げましたように、指針としてはどんなものを考えているかという一般的な考え方について御説明を申し上げ、御審議を経ましていろいろ御意見をちょうだいすることができますれば、そういったものを踏まえて、特に新しい新規性については中小企業の研究開発の実態を踏まえて御議論があるわけでございます。が、そういった点をよく踏まえて指針に盛り込みたいというふうに考えております。

手続的に申しますと、法律の成立を待ちまして、私も、この研究関係の技術者が中心になりまして各省と協議の上、中小企業近代化審議会で、これも具体的に研究に取り組んでおられるような方々の意見を伺ふ必要があると思つておるんですが、そういった方々の参加を得まして成果を得て決定したい、かように考えております。

○梶原敬義君 本来なら、もう少し指針の中身がつかまつて、我々にも説明をして、そしてこの法律これでいきましよう、本当はここまでやつてはしつたんですが、どう言つてもそれはいかぬ、時間もない、どうもこういうことのようにありますから、これは後でもいいですから、この指針の骨格とかあるいは中身については我々にも知らしてほしいわけですが、この点はいいですね。

次に移ります。それから第四条であります。知事の認定云々であります。私は、確かにこの新規性とかあるいは通産大臣の指針とか、こういうものに照らして結局認定をするわけでありましようが、知事の認定の自由裁量の幅というんですか、これはしつやくし定規に、これはこう書いてこうだからこの範囲で、がちがちやらぬで、やはり一番よく知っているところでありまして、ひとつ自由裁量の幅を確保していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(黒田明雄君) 私ども都道府県知事に認定権限をお渡ししますのは、一つにはやはり中小企業でございますから、一々研究開発の認定を受けるために国の機関まで足を運ぶというのは効

率性の上でもいかなものか、むしろ実情をよく知つており、かつ審査能力もあるという意味で、都道府県がちょうど適當ではないかというふうに考えて知事をお願いすることにしているわけでございます。

知事の認定でございますが、これは基準に照らして認定するわけでございます。その際、裁量の幅に關しましては二通りの御意見がございます。一つは、相當に裁量を持たせるべきかという御意見、もう一つは、各県によつて差が出るのはおかしいので、統一的に運用を確保すべきであるという御意見でございます。

私どもとしては、指針を明確にし、これについて解釈通達を出しまして都道府県との間で意思の疎通を十分に図り、統一のとれた運用になるようにいたしたいというふうに考えているわけでございますが、もちろんこれはしつやくし定規に運用するという性質のものではございません。それであつてはいけないと思ひますので、認定権者たる都道府県知事が、基準に照らして御判断なさるといふ点はもちろん残ると思つております。

○梶原敬義君 ぜひそのようにしていただきたいと思ひます。

次に、資金の確保の点であります。これは第六条ですが、「国は、技術開発事業の実施に必要な資金の確保に努めるものとする」、こうなつておりまして、大体中身の説明も事務局から一応聞きました。初年度の子算の關係も大体聞いたわけでありまして、先ほどから黒田次長のお話をずっと聞いておりますと、非常に広範なところにつつと法律を適用してこうという非常に意気込みがあるんですが、これはそんなことでとんどどんどん行きおつたら、このくらいのお金はすぐ足らなくなりますが、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(黒田明雄君) 資金の確保の点では、幾つかの手段を用意しているわけでございます。第一は、梶原委員今お触れになられました中小企業技術高度化補助金でございます。これは組合単位で研究開発をする場合に限つて交付するこ

とを予定いたしておりますが、これは初年度は四十組合でございまして、これが一つの頭打ちと言えは頭打ちになると思ひますけれども、初年度としては相当な数ではなからうかというふうに考へております。

それから融資の点では、認定組合が行います技術開発事業には、これも中小企業事業団から高度化融資ができることになっておりまして、知識集約化共同事業等がその対象になるわけでございまして、この方は資金的には相当数の枠がございまして、不足になるといふことはまずないのではなからうかというふうに思ひます。

それから、認定計画に従つて行われます技術開発事業には、組合に限りませんで、中小企業金融公庫及び国民金融公庫から特利融資ができることになっておりまして、具体的には中小企業構造改善貸し付けでございまして、先端技術振興貸し付けができるわけでございまして、これも相当数の金額がございまして、不足するといふことはこの点ではなからうかというふうに考へております。

○梶原敬義君 これは新技術、技術開発については、お金を用意をしてそれをどんどんつぎ込めば事が解決するやうなものではないと思つておりますが、しかし、中小企業にとりましてはやはり今がチャンスだ、時代に乗りおくれるなといふことで、いわばかねや太鼓で首領を取つてやるとすれば、やはり問題は資金力に最終的にはなつてくるわけでありまして、今幾つか言われましたやうな中身について、これで果たして十分かどうかという点では大分幾つか疑問があるわけでありまして、しかし、今日の日本の政府にそんな金があるわけではありませぬから、なかなか簡単にはいかない。通産省は、ずっといろいろ見えますと、金がないけれども、金を使わぬでいろいろと誘導して宣伝をやる、これはどうも通産省のやり方の方のようでありまして、しかし、先ほど何回か言つておりますが、これは私は、こんな試験研究なんではない、あつて、北海道もやつてゐるかもしれ

ない、東京でもやつてゐるかもしれない、大阪でもやつてゐるかもしれない。同じやうなテーマについて九州でもやつてゐる。情報の差がそれぞれある。しかし、やっぱり知事が認可してやる。こうなりまして、その中で幾つかやつてゐる中で成功する事例といふのは非常に私は限られてくると思ふんだね。うまいかかないところもやっぱり相当出てくる。なかなかこれは難しい話であると思ふんですが、しかし、やる以上は資金の面も、これは後でそれどころか経営者が首つて自殺したとか、そういうことにならないように十分配慮をしていただきたいと思います。私は今までのやり方は、通産省がただやれやれやれ言うだけが、能

次に移ります。第九条ですが、課税の特例措置です。これは、このところは組合だけ対象にしてゐるわけですね。やっぱり個別の中小企業が認定を受けた場合にはこのことには全然触れていない。組合だけ触れておるわけです。この点は一体どうなつてゐるんですか。

○政府委員(黒田明雄君) 中小企業の研究開発を支援するわけでございまして、私どもとしては、第一には中小企業がこういうある程度難しい課題に取り組みたいといふ点、それから研究開発の成果ができるだけ広く中小企業者に均てんすることが望しいと考へられる点から考へまして、組合による研究開発といふのを一つの重点と思つております。

中小企業はいろいろ、例えば資金的に見ましても、ある程度難しいテーマに取り組みのために一社でやり切れるかといふ問題がございまして、人材の面でも、また例えば自分は電気の方は得意の技術者を持つてゐるが、素材の關係の技術者がいない。別の企業はちやうどその逆であるといふたやうな点もございまして、資金面、人材面で相互補充をしていくという可能性を考へますと組合といふのは相当に有用ではないかというふうに考へるわけでございまして、それから、リスク負担の点で、梶原委員先ほど

来御指摘いたしておりますが、私どももその点については心しなければいかぬと思つてございしますが、この点でも組合による方式といふのは効果があるかというふうに思ひます。

それから、次の効果といふ点でございしますが、相互補充によりまして、多くの中小企業者が参加して組合を母体に研究開発を行いますと、それに参加したいわば研究開発能力が不足がちな中小企業者にとつても、将来の技術開発力をみずから身につけていくといふ面で効果がございまして、また、今回は研究開発の成果として開発された技術を利用する設備についても、組合員がこれを導入する場合に課税の特例など設けておるわけでございまして、そういった成果の普及と申しましようか、多くの中小企業者に利用されていくといふ意味で組合が有用だといふふうに考へてゐるわけでございまして。

そういった観点から、今回は組合単位の研究開発に租税の特例を用意いたしておりますが、別途先ほど御説明申し上げました中小企業技術基盤強化税制といふものを六十年代から用意いたしましたが、個々の中小企業者はこれを活用することができないわけでございまして、この規模は減税額で大体百四十億円ぐらいになるのではないかとこの法律によつてはございませぬけれども、別途の租税特別措置法による施策によつて対策が講ぜられてゐるといふふうに御理解いただきたいと思ひます。

○梶原敬義君 組合で既にこういう技術開発をやつてある程度成果の上がつてゐるところとか、あるいはまあ、非常にこれからどうも見通しのいいところとか、そういう事例といふのは、各県募集したら百幾つか、百五十とか何か手を挙げたといふことは聞きましたけれども、そんな事例といふのは、組合でやつて、進んでもう利益も出してゐるといふところがあるんですか。

○政府委員(黒田明雄君) その調査の方は、これからどういふ課題を持つて研究開発に取り組もう

としてゐるかという将来にわたつての意欲を調査したものでございまして、私どもが調査したその限りにおいて成果が出てゐるといふわけではなからうかと思ひますが、そういった計画を出した組合からヒアリングをしたことがございまして、それによりまして、やはりこれからばつと出で研究開発に着手するといふのではなくて、これまで既に研究開発の基礎を大分積み上げてあるといふところがございまして、こういったところはあと一押しといふところで大分苦勞してゐるやうでございまして、そういったものを今後取り上げたといふ思ふのでございまして、こういったものは成果が相当期待できるのではないかと思ひますし、従来の組合ベースにおきます研究開発の成果につきましては、中小企業団体中央会で調査をしたことがございまして、それによりましてもある程度効果が上がつてゐるといふふうに考へております。

○梶原敬義君 どうもこのところが非常にあいまいでありまして、手を挙げたけれども、そのうち四十ぐらいといふけれど、私はそういうところが、具体的にどんなものがあるのかといふことがピンとこないですが、あれば後で教えていただきたいんですが。

私も帰つてちよつとお話を聞き、調べてみましたら、石灰石を中心にして、石灰石からやわらかいセラミックをつくらうと、白いタイヤが、それがうまくいきやでできるんじゃないだろうか、というところで、津久見市といふところで組合をつくつて鋭意研究を始めておる。まあしかし、これはやつと始めかかったぐらいで非常に先が、海のものか山のものか、これは海も山も近いところなんです、わからぬ。

ただ、これちよつと見ますと、一番に特別償却の制度がありますね。二百万円以上の試験研究の機械、装置につきましては、特別償却率一六%、こういうことになっておる。考へてみますと、そんな組合が始めから特別償却ができるやうな内容にはなつてゐない。やはり企業といふのは、研究し

て、あるいは物をつくって売って、その売り上げから経費を払って損益というのが計算され、利益が出てくるわけでありまして、当初の研究段階でそんな組合は利益が出るはずはないわけですね。ずっとお金をつぎ込み、経費もかかって赤字が累積する。もし、うまくいったらそれは取り返すというところに恐ろしくなる。こういう特別償却のあり方、どうも現実離れをこの組合についてはするんです。

中小企業の場合は、既にやってもうわかっておる中で、研究を一部でやっているということになりますと、こういうような償却がもしあれば、これは今まで利益で出てきて税金かけていた分が経費に算入されて、そして非常に資本の蓄積にプラスになるとこれは言えるわけですが、組合の場合に、今からやろうかという組合が多いわけですね、これうまくいくんですかね。私はこれは一つの卑近な例ですけども、びんとこないんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(黒田明雄君) 組合も、例えば一番中心になるのは中小企業事業協同組合だと思ふんですが、いまは協同組合は、御承知のように、今軽減税率になっておりまして、この二年ごとの延長の際にはもっと軽減率を軽くするといましようか、もう少し引き上げろという議論が財政当局からなされ、我々はそれは困ると言っている議論になるわけですが、その裏はと申しますか、そうなりますとゆえんのは、やはり事業協同組合がそういう税率を気にしなければならぬ実態にある、換言いたしますと、やはり利益の上がる組合があるということでございます。この研究開発事業そのものではなくて、各種の事業、例えば共同販売でございますとか共同生産でございますとか、そういう事業を行う関係上、利益の出ることもしばしばございまして、そういう意味ではもちろん意味があるというふうに考えております。

それから、税制は、特別償却の場合この構成員たる中小企業者にも特別償却を、例えば九条の四

項でございますが、そういったものを設けておりますし、そのほか賦課金でございますとか固定資産税取得の場合の圧縮記帳でございますとか、各種のいわば助成措置を講じておりますので、全体としては相当な支援効果を持つのではないかと、うふうに期待しております。

○榎原敬義君 言い方にはいろいろあつて、そういうことがあるように思いますが、協同組合で試験研究をして物をつくって売っている、あなたが今言われたのは小売やったりいろんなところじゃないですか、協同組合で物をつくって売って、そして研究開発しているところとそんなに税金もまけてほしいと、こういうようなところは、今この法律を考えてこれを適用するときに、この辺のことがびんとくるようなところがそんなにありませんか。

○政府委員(黒田明雄君) まだ実はどうい組合が認定を受けるかということが必ずしも、必ずしもと申しますか、わからない段階でございます。でも、主としてこの課税の特例は、そういう組合で必要な研究開発を行います場合に、研究開発のための機械設備あるいは研究費用のために組合員に対して賦課金を賦課するわけでございますが、その賦課金を賦課された中小企業者が特別償却を受けることができるという点が中心でございます。したがって、組合の場合が今御質問の中心かと思ひますが、研究開発の課税上の特例については、むしろ構成員たる中小企業者が特別償却を受けることができ、組合は租税特別措置法で取得した固定資産、あるいは製作した場合に、これを圧縮記帳することができるといふ点に重点がございまして。

○榎原敬義君 ちよつとその法文の解釈、きのう私も課長から聞いたのとちよつとニュアンスが違うのですが、ということは協同組合の組合員である、賦課金を納めている組合員が個々の企業で技術開発をする場合に、組合費を納めておればその企業はこの租税特別措置法の恩恵を受けられ

る、こういうことですね。

○政府委員(黒田明雄君) 榎原委員のおっしゃったところとちよつと違ひます点は、組合が研究開発をする、これは組合が主体となってやるという意味でございます。組合が研究開発をする場合に費用が必要でございますが、その費用を組合員に負担させる、その組合員に負担させた場合に組合員はその額について特別償却を受けられる、こういうことでございます。

○榎原敬義君 はい、わかりました。それなら話が合うわけでありまして。

だから問題は、そういう技術開発をやろうかという組合が幾つかできて、やります。やつたときに、償却や何かを、なかなか初めから黒字が、まあ一年間特例措置として繰り延べることはありますが、二年以内にうまくいけばいいわけですが、これはテクノの減税でもそうなんですけれども、なかなかこれはうまくいかないようになっていっているんです。どうもこの点について、もう少し、一年じやなくて二年とか三年とか特例措置を、これは大蔵省もうんとは言わぬでしょうが、ひとつそのように頑張つていただきたいと思ひます。

次に移ります。「情報の提供」の関係であります。国及び地方公共団体は、技術開発を促進するために情報の提供をするように努めることと、こゝなつて、国と地方公共団体の義務づけを一つはされておると思ひます。これは非常にいいことではないかと思ひます。私がさっき言いました新幹線のパンタグラフをつくっている人は、今新素材で新しいやつを開発して特許申請をしているらしいんですが、彼が言うのは、やっぱりもう田舎におりますと情報がかみにくい。しかし、これはいいなと思つたつて、もう競争会社が幾つかあつて、よそでも研究が進んでいるかもしれない。そういう本当に進んだ、全国的な、どこがどうしているかという情報なんか非常に欲しいんだと、これは非常におくれているということ、半分あるかというのが非常に大きな私はポイントじやな

いかと思ひます。この点について、いや心配ない、こういうひとつ答弁をぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(黒田明雄君) 榎原委員御指摘のとおり、私も、先ほど来委員御指摘のようにこの法律をつくつたら終わりにしないかということに於ては非常にいけないというふうに理解しているわけでございます。そのために法律の施行に当たりましては、まず大勢の方々にこういう制度があるということを知らせていただくなければいかぬわけでございますが、その上で、技術開発に取り組もうという中小企業者に対しては、親切的指導、情報の提供をしていかなければならないというふうに考えております。

具体的には、中小企業大学校におきます研修、これは従来からやっていたわけでございますが、最近技術について人気が高まっております。こういったものをさらに強めていかなければいけません。公設試験研究機関がございまして、これは県の試験場などでございまして、そこで技術情報の提供をしてもらつております。それから技術指導もやっております。それから、都道府県が中小企業の技術研修というのをやっております。さらには、技術アドバイザー事業というの、これも補助金を交付してやられているわけでございます。ほかに巡回技術指導事業といったものもやっております。こういったものを大いに今後とも積極的に展開していきたいというふうに思ひます。

○榎原敬義君 問題は、やはりこれは全国に行くわけですから、それぞれ中小企業の経営者の皆さん意欲的な方がおられて、絶えず何かやろう、やっぱり今苦しいからいろいろ開発しよう、そして保証した人が保証倒れになつて、その人のお父さんも亡くなった人の話も僕は聞いています。だから問題は、やっぱりその一つじやなくて、どこでどういふ研究を一体ど

うしているかというのを、これを認可するときに当たってはやはりそこまで情報提供して、お金もどのからい恐らくこれにはかかるかと、それはやっぱり通産省と県、地方公共団体が一緒になつてそこまで突っ込んでやらないと、これは大分金のかかる仕事でありますね。幾らか補助はするといつたて、やはり自分が担当権設定して金借りてやる仕事ですから、これは大変なんです。そこまでもう一つ突っ込んで、一般的な情報じやなくて、情報にもそこまでやったりやるべきだと思ふんです。やっていただきたいと思ひます。

それから人材の養成の問題ですが、これはまたなかなか難しい問題であります、言うのはだけれどもこれは言えますね。言えますけれども、なかなかそう簡単になつていないといふことです。だから、これもやっぱり知恵を、先ほどの指針を書くのに百条の項目に頭を使うぐらい、情報とかあるいは人材とか、こういう問題についてはやっぱり相当頭を使つていただきたいと思ひます。

次に、認定した中小企業者に対して「技術開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行う」と。私は今、ずっとさきから言うのは、ここに最後にポイントが来ると思ふ。要するに、何回も言いますが、これは試験開発に取り組んだ、それがうまくいく例というのは、これはむしろうまくいく例が多いんじゃないか、いかなる例の方が、失敗する例の方が多いと見なさないといけない。だから、それをできるだけ確率をやはり高めるためにも、これはぜひ二十一世紀に向けてと、こう言うんですから、そしてまたいいのができれば国のためにもなるわけですから、この指導をぜひ頑張つていただきたいんですが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) この法律全般にわたりますので非常に広範な御質問をいただきました。拝聴いたしております。

私、先ほど申し上げましたのをちよつと補足したいのでございますが、実は、先般パールというフランスの前の首相が来たんですね。この人、ジスカールデスタン内閣のときの首相で、次の大統領候補だと言われている、非常に貿易とか経済だとかについて詳しい専門家であります。

そのときに、親しく何時も時間をかけて議論をしたんですが、これから中小企業の時代だとなぜなら、多品種少量生産といふことが言われておるし、しかもハイテク製品が出てくるというようになつてくる、付加価値の大な製品をつくるというところに随分新しいアイデアが出てくるのではないかと。大規模装置工業の時代と違って、臨空地域などにそういうことを考えていつたらどうかといふようなことを私の方、それから私のスタッフ、またパールさんの方でもいろいろ意見交換をしたときに、中小企業といふのは非常に将来性があるんだといふことで非常に意見の一致を見たとでございます。

この中小企業技術開発促進臨時措置法という法律は、確かに各般の問題をめぐつていろいろ突っ込んだ御質疑をいただいたわけでございますが、私はそういう新しい時代に即応する中小企業を育てていくのに大変な効果を発揮するのではないかと。いふような期待もいたしておりました。梶原委員御指摘の点は、これからいろいろ中小企業庁も指示し、対応していくようにしたいと、このように考えております。

○梶原敬義君 これで終わりますが、やはりなかなかアメリカとの貿易問題も非常に難しくなつておりますし、いろいろ中小企業に対する法律もつくつておられますが、やっぱり今当面緊急の課題といふのは、内需がこんなに冷え込んでおる状況ですから、もつと内需が拡大をして、特に衣食住にやっぱり一番かかわりのある中小零細企業の皆さんが一番苦しいわけでありまして。だからこの内需の拡大、やっぱり大きな当面の課題であるし、この問題についてもやはりそこを抜きにして新しい施策を次々とやつたつてこれは無理でありますから、中小企業の当面する、全体がやっぱり関係している部分についての施策を大臣にひとつやつていただいて、同時にこういう施策を着実にやられる、こういう方向でぜひ進めていただきたいと思ひます。

○委員長(降矢敬義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(降矢敬義君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。本日、福岡知事君、井上計君が委員を辞任され、その補欠として中村哲君、柄谷道一君が選任されました。

○委員長(降矢敬義君) 中小企業技術開発促進臨時措置法案を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○田代富士男君 本案に入る前に、一言御質問をしたいと思います。大臣を初め皆様既に御承知のとおり、通産省の外郭団体であります繊維工業構造改善事業協会の監査課長が、高度化融資資金の詐欺事件に絡んで業者に便宜を図り、収賄容疑で逮捕されたといふことでございます。きょうの各紙にこのことが報道されておりますけれども、この事件の概要をまず最初に簡単に御説明いたしたいと思います。

○政府委員(篠島義明君) 大変遺憾な事件でございますが、本事件の経過につきまして事実関係を御報告させていただきます。

これは「オシドリシャツ事件」といふことで、う既に先刻皆様御承知のところでございますが、五十八年の七月、オシドリシャツから構造改善事業計画承認申請書が提出されまして、九月の十二日に同計画に対して大臣承認が行われております。五十九年の三月二十一日に中小企業事業団から高度化資金を融資しておりますが、その後、計画どおりの合併がなされていない事実が発覚し、

調査を実施いたしました。六十一年の二月十五日に大臣承認を取り消し、直ちに事業団融資について繰り上げ償還を請求しております。四月二十四日、東京地検、オシドリシャツ社長以下三名が公文書偽造、同行使、詐欺の容疑で逮捕されました。四月三十日、オシドリシャツ自己破産を東京地裁に申請。五月二日、東京地裁、破産宣告。五月十四日、中小企業事業団、オシドリシャツ社長以下三名を東京地検に告訴。五月十五日、東京地検、オシドリシャツ社長以下三名を起訴。

これがオシドリシャツ事件の事実についての経過でございますが、この間におきまして、繊維工業構造改善事業協会の門倉健三監査課長が便宜を図り、オシドリシャツからの収賄を受けたといふ容疑で、五月二十七日逮捕されております。五十八年六月ごろにオシドリ社長から金銭を受け取つたとの容疑であるといふふう聞いております。

以上でございます。

○田代富士男君 繊維工業構造改善事業といふのは、融資を受ける中小企業が各地の通産局を通して事業計画を申請をいたしまして、大臣の承認を受けるようになっておりますけれども、今まで承認された計画はどのくらいあるのか。また、その申請の際、繊維工業構造改善臨時措置法に基づき設立された通産省の特別許可法人である、きょうの問題の繊維工業構造改善事業協会の指導や助言を受けるケースが多いといふことでありますけれども、今まで承認になった計画のうち、同協会の指導相談員が手がけたのはどれだけであるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(篠島義明君) 手元にございます資料が、五十年から五十九年までの構造改善事業について承認を受けた件数でございますので、この十年間について申し上げさせていただきますと百四件でございます。

それから構造改善事業協会の役割というのが、こうした構造改善事業を推進していくに当たりましていろいろ企業を指導していく立場にございまして、おおむねこうした承認を受けておる構造改

善事業については、いろいろな専門的な立場からアドバイザーを担当者がおるといふように理解しております。

○田代富士男君 その数はどのくらいありますか、協会。

○政府委員(篠島義明君) 通産局を通じて来るものにつきましては、直接事業協会の担当者が必ずしも指導していないようでございます。そうした局から参りましたのが、先ほど申し上げました五十年から五十九年までの百四件のうち何件あるか、現在手元に資料がございませんが、百四件のうちかなりの件数については、構造改善事業協会の担当者がかわつておるといふに理解しております。

○田代富士男君 今資料がないということでございますから、後で結構ですから、部屋まで連絡していただきませんか、お願いいたします。

時間がありませんから、次に移りますけれども、同協会の職員のうちで、通産省より出向されている職員はどのくらいいるのか、いかなる立場にいるのか。また、今回逮捕されました監査課長は、同協会の生え抜きの職員で、協会でも構造改善事業の生き字引と称されるほど、そういう立場の人であつたということでございますが、大臣承認を得るには門倉のアドバイザーが欠かせないとも言われていたようでございます。

これは新聞にこのように報道されておりますけれども、今まで実施された改善事業計画の多くを担当したようでありますけれども、これは県や通産局に実務に明るい人が少ないために、つまり担当者不勉強によりましてこのような温床をつくつてしまつたのではないかと私はこのように思ふけれども、これは監督官庁の責任者としてこういうことをどのように受けとめていらっしゃるのか、大臣にもお尋ねしたいと思ふのでございます。

それと同時に、中小企業が厳しい環境変化に対処して柔軟な体質改善策を講じて、その健全な発展を図るための構造改善事業において、それを指導すべき立場の人がこのような不祥事を起こした

ことに對して、監督をすべき立場の通産大臣としてどのようにお考えになつてゐるのか。今後いかに對処されるのか、決意をお聞かせ願ひたい。また、この問題に對する質問は一応この程度で終わつておきたいと思ひますが、大臣からもうどうですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) オシドリ事件に関連いたしました、繊維工業構造改善事業協会の門倉健三監査課長が、昨日午後東京地検に収賄容疑で逮捕されたとの事實は承知をいたしております。もし仮に同容疑どおりの事實があつたとすれば、極めて遺憾なことであると認識をいたしております。いずれにいたしましても当省としては、繊維工業構造改善事業協会の趣旨を踏まえ、今後とも制度の厳正な運用を行つてまいる所存でございます。

○政府委員(篠島義明君) 先ほどのお尋ねに關しましてお答えいたしますが、事業団の繊維工業構造改善事業協会の定員でございますが、役員六名、職員四十三名、合計四十九名でございます。正確な通産省からの出向の人数は、資料ございませんので後で御報告申し上げますが、大体十名程度というふうには理解しております。

それから、この逮捕されました門倉監査課長でございますが、生糸の輸出組合の職員でございます。これ、これが繊維工業構造改善事業協会にプロパーとして採用されたわけでございまして、繊維工業構造改善事業協会の役割をいたしましては、これは政府、業界を挙げて出捐金をここにございまして官民連帯して繊維工業全体の構造改善に向けて繊維業界の取り組みの中核機関として、今後技術力及び創造性の涵養に重点を置き、債務保証事業、振興事業、アパレル産業人材育成事業、技術指導事業、情報事業、技術開発導入技術関連調査研究事業等を積極的に行つていくことを期待し、これを設けて運営していただくことを願ひます。

構造改善の具体的な進め方につきましては、これはこういった事業協会の制度の趣旨からいまして、それなりの人材が適宜各企業を指導してき

ていることは、単に中央の通産省、あるいは通産局あるいは県といった役所の機構の専門の職員のみならず、こうした立場に長年の経験を有し、指導した実績を持つておるといふ有能な士が一緒に指導に従事してくるということ、それなりに十分意義があることと考えておりますが、今回の事件につきましましては、有能であるかどうかということとは別にいたしまして、モラルの面で極めて遺憾なことであるといふふうに思つております。

○田代富士男君 さつきお願いしましたとおり、後ほどで結構でございますから資料をいただきたいと思ひます。

引き続きまして、本案の質問に移りますけれども、我が国の中小企業を取り巻く環境というものは、一方で広範かつ急速な技術革新によります産業の細分化、複雑化が進みまして、また他方、豊かな時代の成熟によります民衆のニーズの多様化、分裂化傾向があり、大きく変化しつつあります。これはもう既に御承知のとおりだと思ひますが、この様相は、対処の仕方によりましては、足回りのよい中小企業にとりまして一つのチャンスではないかと考えられると思ふわけでございまして、そのためにも中小企業におきまして新しい技術開発は重要な問題ではないかと思ふのでございまして、このような観点を踏まえまして、逐次法案の質問に移つてまいりたいと思ひます。

まず第一番目に、本法第二条第一項には、製造業、小売あるいはサービスを開つて適用対象としておりますけれども、具体的にどのような技術を対象範囲とするのか、第二点には、特に小売、サービス業における技術開発というのがなかなかイメージがつかないのですけれども、一体どういうものを対象とされるのか。この点をまずお尋ねしたいと思ふのでございまして。

○政府委員(黒田明雄君) この法律案を提出するに至りました私どもの基本的な考え方は、委員が今おっしゃられたのと共通の認識に立つております。そこで、カバーする技術の範囲でございまして、

御質問の点に關して申し上げますと、中小企業でございませうれば、製造業であつても、販売業であつても、サービス業であつても構はないわけでございます。

サービス業あるいは小売業、卸売業の流通業でどのような技術がこの法律に言う対象技術になるであろうかという御質問でございますが、いろいろな面がもちろん今後あると思ふのでございませうけれども、私どもが今代表的な事例として考えます点は、いわゆる従来の技術はハード志向でございましたが、ソフトの技術というものが今新しく開けてきておりますけれども、そういったソフトな技術面での分野の対象技術になるものが多いのではないかと。具体的に例示を考へてみますと、電子計算機を利用いたしまして商品の在庫管理でございますとか、顧客管理でございますとか、そういったことを行うことによりまして販売の合理化を図る技術、それから新しくニューメディアと言われるような情報技術が発展しつつございまして、そういったものとの関連で、各種のオンラインネットワークを通じて情報提供を行つていくような技術、こういった分野で相当の技術開発が中心に開発されていくのではないかと考えております。

○田代富士男君 次に、第二条第三項におきまして、対象の技術の要件をいたしまして、「著しい新規性を有するもの」としてありますけれども、この「著しい新規性」とはどんな技術を言うのであるのか、単なる新規性との程度異なるものであるかというのが第一点。

第二点は、工業所有権、御承知のとおり、特許あるいは実用新案との関係がどうなるのかという問題でございまして、この特許、実用新案において、どのようなものが本法に言う「著しい新規性を有する」技術となるのか。

また第三番目には、特許、実用新案制度においては発明、考案の要件をいたしまして六つの要素を挙げております。時間の関係ありますから省略しますが、御承知のとおりだと思ひますけれども、

その中で新規性と進歩性も要件としておりますけれども、この両者の意味を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(黒田明雄君) この法律の対象技術を定めるに当たりまして、確かに一つの要件として、「著しい新規性を有するもの」ということにいたしております。

このなぜ「著しい」という修飾語を「新規性」につけるかという点でございますが、まずその理由は、技術開発であります以上は常に新規性を伴うわけでございまして、こういった一般的な意味での新規性を持った技術開発の中小企業者に対する支援は、一般的な技術開発支援策でもって助成いたしております。そうではございますが、中小企業に對するこれまでの私どもの施策にかかわらず、中小企業は相当な努力をしてはいるのでございまして、大企業との関係で申し上げますと、自主技術開発力の点で見劣りがするわけでございまして。

だんだん我が国の技術レベルが、各国に比べて後追い型から先導型に変わってきているわけでございまして、そういった現在の我が国経済、それに含まれる中小企業の今後の技術開発のあり方を考えてみますと、どうしても中小企業は従来の導入型、これにこの意味はもちろん非常にあるわけでございまして、それに甘んじては将来の潜在成長力をそがれるのではないかと。したがって、技術開発力を涵養することが今後の中小企業施策では忘れてはならない点であるというふうに考えているわけでございまして。

そこで、この技術革新の潮流に即応して技術開発に臨もうとする中小企業者を支援するに当たりまして、ぜひこの自主技術開発力の涵養という目的をもあわせ達成したいというふうに考えておりまして、一般的な新規性を追求する技術開発に上乗せる施策として、もう少し新規性の高い技術を開発するように中小企業者を格別の施策でもって支援いたしまして、その過程で自主技術開発力が身につくようにしてまいりたいと思ひます。

かように考えているわけでございまして。

そういう意味合いにおきまして、単なる新規性に異なる、「著しい新規性」という要件を規定したわけでございまして、著しい新規性と単なる新規性の差につきましましては、程度の差ではございまして、著しい新規性といふ場合は、従来にならぬ技術的な要素が付加されておいて、そのために技術開発を行うべき課題が含まれていて、いわば技術開発の要素が含まれているということが必要であるというふうに考えております。これを裏返して申しますと、単なる改良技術で、特別の研究開発をそれほど必要としないようなもの、こういったものについては除外をいたしたいというふうに考えているわけでございまして。

一方、第二の御質問及び第三の御質問に関連いたします、工業所有権で言う新規性と進歩性との関係におけるこの「著しい新規性」の意味合いでございまして。

工業所有権は、先生既に御承知のとおり、発明あるいは考案を奨励いたしまして、産業の発達に資するためのいわば制度でございまして、けれどもこの目的を追求するために、こういった発明や考案を保護するためにその権利として社会的な承認を与えるという構成になっております。この権利は排他的な権利として構成されまして、この発明あるいは考案に基づいて設立された権利の使用から生ずる経済的利益を發明者なり考案者のものととして帰属させるといふことを通じて、發明あるいは考案の奨励を図るものでございまして、そういう意味では、私どもの技術開発と一面共通するところはございまして、権利として確定しているところ、それに排他性を与えていくところ、と、私どもが単純に技術開発を促進しようというところ、手段においては相当な隔たりがございまして。

工業所有権法におきます新規性、これは特許法あるいは実用新案法で必ずしも法文上「新規性」というふうに言葉が使われているわけではございませんが、いわゆる公知公用あるいは刊行物記載

となつたものについては権利を与えないというふうになっております。これはやはり公知であり公用であり、既に刊行物に記載されたようなものについて、新たに自分がこの發明者であると言つて申し出る者があつた場合に、排他的権利を与えるのは社会的に妥当であるかどうか、権利付与の観点からいかなるものかということ、いわば積極的要件というよりは、ネガティブ要件と申しましうか、消極的要件としてこれを排除するものであるというふうに理解いたしております。

それから進歩性でございまして、これも公知公用あるいは刊行物記載の知識から、普通の人が考へてそれほど困難を感じることをなく着想できるような發明につきましましては、これを権利として保護するに値しないというふうなことで、その着想が容易なものについては、いわゆる進歩性がないというところでもって否定しているわけでございまして、これも積極的要件というよりは、消極的な要件、権利を与えるに最低限の要件を満たさない、そういった意味での消極的要件として規定しているものというふうに理解いたしております。

私どもの「著しい新規性」は、先ほど申し上げましたような、中小企業の研究開発を支援するため、しかも一般的な研究開発といわば若干の段差をつけて自主技術開発力を涵養することに資するような研究開発を取り上げるという意味で「著しい新規性」という概念を採用したわけでございまして、いわばこちらはポジティブなものとして、しかも権利を与えるか否かというのではなくて、助成すべきか否かといったような政策的、法律的あるいは権利的なものというよりは政策的な観点からとらえておるものですから、従来の解釈でどうか、判例でどうか、あるいは審査手続でどうか、極めて膨大なバックグラウンドを持ち、制度的にも構えられております工業所有権とは別のアプローチあるいは概念の発想というものが弾力性もあるいは時代にも即応し、特に都道府県知事などの認定にお願いするものですから、特許法体系、工業所有権法体系とはむしろ別概念規定をいたして

いるわけでございまして。

○田代富士男君 今も御説明がありましたとおり、懇切丁寧という御説明と申しましようか、本當に恐縮しておりますけれども、突き詰めて言いますと、特許、実用新案におきます新規性というのは新しいものであるか、ないかという二者択一の問題であり、また進歩性というのは、著しいとか、普通であるとかという、単純にその程度の概念の問題ではないかと私は理解をしております。この点でございまして、そういった立場からして見ますと、本法に言うところの「著しい新規性」というのは、特許法等に言う著しい進歩性の意味ではないかと、私はこのように思ふわけなんです、この点どうであるのか。

それと同時に、特許法と本法では法体系が異なることはわかると思ひましたが、少なくとも一般の人にもわかりやすいような法律用語を、いずれかに統一すべきではないかと思ひますけれども、この点どうでございまいしょうか。

それで、今の御答弁まことに懇切丁寧な御答弁で恐縮しておりますが、約十分分かつておりますので、そうしますと、私聞きたいものがまだかなりございまして、懇切丁寧な答弁に對して申しわけございませぬけれども、もうちょっと簡潔にお願いできればお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○政府委員(黒田明雄君) 新規性につきましては、特許法では知られていたか、いなかつたかという意味で、ごくすそ切りの要件になつてきていると思ひます。進歩性につきましても、特許につきましては容易に發明することができるものかどうかというところでございまして、これも極めてその低いレベルのすそ切りの要件になつてきていると思ひます。ただ、容易に發明することができるとか、逆に言いますと、發明が難しいかという意味を持とうかと思ひますが、そういう意味では共通する点があると思ひます。

ただ、一方は権利体系でございまして、一方はどちらかといいますと政策的な支援立法、助成立

法でございますので、むしろ概念を分けさしていただいているという立場でございます。

○田代富士男君 第三条の技術開発指針に盛り込まれた技術の内容としてどういうものが考えられるのか、例示をさせていただきたいと思ひますし、また最終的に総数でどのくらいとお考えになつていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(黒田明雄君) 第三条で定義しております要件は三つございしますが、主として第三点の「著しい新規性」についての御質問と考えまして答弁させていただきます。

新規性の概念は、今申しましたように、一般のものと違うという意味なのでございしますけれども、この新規性を、著しい新規性とそうでないものとをどのようにして表現するかという点は実はいろいろと考えなければいけない点でございまして、私も今は、今は新しい技術要素が附加されている、そしてそれに伴ひまして研究開発要素が含まれ、特別の研究が必要であるというようなものにしたいと思ひておりますが、なおわかりにくい点もあらうかと思ひますので、指針ではできるだけ中小企業者が見ればわかるような具体的な事例を掲げたいと思ひています。

ただ、非常に細かく具体的に挙げますと、落ちこぼれが出ますので、非常に複雑になりますので、この兼ね合いが問題でございまして、今内部的に種々検討しているところでございまして、何項目の形になつてこれを指針として表示できるか、今まだ確信を持つてお答えできない段階にございします。

○田代富士男君 この指針に盛り込まない技術については本法の適用がないわけにございしますけれども、多種多様にわたる中小企業の技術の開発を図るのに、このような指針でこの開発技術を限定するということ、中小企業の技術開発にとって妥当なことであるかどうか、ちょっとここらあたりも私も考えざるを得ないところでございしますけれども、どのように思ひていらっしゃるのか、これを逆に言うならば、この指針に盛り込まない

技術こそ、今ある御説明いただきました「著しい新規性を有するもの」と言えるのではないかとと思ひますし、今後の新たな技術開発の広がりについてどのようにお考えになつていらっしゃるのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(黒田明雄君) 技術を決めます場合に、技術革新に即応しているという要件も一つ入れているわけにございしますが、今の御質問にお答えする意味では、この点にも触れなければならぬかと思ひます。

技術革新が今後も進行していくわけにございしますが、今は一応、先ほども例示的に申し上げましたエレクトロニクスですとか、バイオテクノロジーとか新素材といったものが中心的存在になつてあろう。その中でまたもう少しフレックタウにして中小企業者にもわかりやすいような表現にしたいわけにございしますが、できるだけそう

いつて具体的に挙げますけれども、私も私として、技術革新に即応しているものであれば、それを制限したり限定して範囲を縮小するという気持ちは持つておりませんので、できるだけ広く指定したいと思ひます。第一と、列挙で漏れれます場合を予想いたしまして、バスケットクローズをつけなければいかなうふうな考えております。そこで、技術革新に即応して、著しい新規性のあるものを何とくすべ拾えるように指針を工夫したいというふうな考えております。

○田代富士男君 三条の三項には、今後の状況変化に応じて指針の変更を行うことができる、このようにされてありますけれども、この中小企業の技術の多様性や程度も千差万別であることから、その変更も即応できないと、対策が後手、後手に回るとあるわけにございしますけれども、この指針の見直しにどのように臨まれるのか、中小企業の立場に立つてのお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(黒田明雄君) 指針の硬直性はやはり配慮いたさなければいけないというふうな考えております。したがひまして、指針としては余りに

硬直的な内容にならないように、少し幅を持った表現にしたいという内容的な表現の技術の問題が一つあらうかと思ひます。それにもかかわらず、確かに田代委員御指摘のように、技術の環境変化が起り得ますので、それに対応しなければならぬのが事実でございします。

ただ、一方でこれは指針として示す以上は安定性も必要でございしますので、私も私といたしましては、その指針を今言いました表現に工夫しながら示すことによつて、安定性と時代即応性、柔軟性を兼ね備えたものにしてまいりたい。そしてときどきは中小企業近代化審議会など開きますから、そういったところでも御意見などを伺ひ、いろいろ施行に当たると都道府県知事などからも意見を徴しまして、時代の流れにおくれないうようにしてまいりたい。必要の都度修正、改正いたしたいと思ひております。

○田代富士男君 指針に基づきまして、この中小企業の業者は、開発計画を住所地の知事に提出をいたしまして認定を受けることと、このようにされておりますけれども、この計画にはどの程度の詳細さが要求されるのであるのか。特殊な技術で生きる中小企業にとりまして、技術開発というのはその企業の生命を決するといふ、そういうような立場でございしますから秘密事項であるわけなんです。それがその計画提出によりまして、ライバル企業や大企業等に漏れるなどの事態が生じた場合には、これは大変なことになるわけにございまして、この点の秘密保持には、絶対大丈夫といふことを言い切られなければ、果たして大丈夫であらうかという一端の心配があるわけなんですけれども、こういう点に対する配慮は、この法案の中でどのようにお考えになりましたか。

○政府委員(黒田明雄君) 計画に記載する内容につきましては、指針というものが認定の基準になりますので、最低限その基準に照らして認定を行うに必要と内容ということにならうかと思ひます。そういう意味では、一つの技術開発を行うに当たりましてある程度の具体性というものが必要

になりますけれども、秘密保持の点につきましては、一つは、また技術開発がこれから行われる段階におきます認可でございしますので、技術開発の成果といったものについてはまだ未知の状態での認定をいたしますから、そういった意味で、秘密性が高いという段階ではまだないというのが一点ございします。

もう一つは、都道府県知事あるいは私も地方公務員または国家公務員でございしますので、この点については、法律でもって秘密保守義務というのが課せられておりますから、制度的にも担保されているというふうな考えますが、改めてこの秘密保持の点については、通達をもつて注意を喚起することも考えたいと思ひます。

○田代富士男君 第五条には、開発計画の変更について規定をされてあります。

変更を容易に認めないと、アイデア一つで勝負をしております中小企業の発想の柔軟性を阻害するおそれがある反面、余りに安易に認めると、計画認定の意味がなくなつてしまふのではないかと、思ひます。この点、どの程度の事由の変化があつたときに変更を認められるのか、このところの御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(黒田明雄君) 計画認定に要します各種の内容あるいは計画の内容ないしは申請書類などにつきましては、通達の段階で明確にいたしたいと思ひます。この点、その記載内容に基づいて基準に照らして認定をいたしますので、記載内容のごく軽微なものは別といたしまして、一般的にいつて、変更がございしますと認定を受け直してもらわなければならぬと思ひます。研究開発を進めるに当たりまして若干の期間を要しますし、事情変化が起りますし、研究開発を進める途中で新たな事態も出現すると思ひますので、計画認定の変更ということが必要と考えまして、変更の手続を入れたわけにございします。

変更がございしますと、その都度申請をしていただきます。その際改めてまた基準に適合するかどうか、つまり指針に適合するかどうかを再

チェックいたしますので、あと適合しなくなれば認定は取り消されてしまうという格好で、指針と計画変更との整合性を図っていくつもりでございます。

○田代富士男君 この技術開発という問題は、時間との勝負ではないかと思うわけでございますけれども、開発計画の実施に必要な資金の確保のために一刻も早い認定を願うのが、提出される中小企業の思いではないかと思うわけでございますが、この計画の提出から認定までのくらの日数が必要であるのか、現在考えられている立場で結構でございますから、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(黒田明雄君) 技術開発計画は、いろいろという技術に中小企業者が取り組もうとするかによりまして、要件に該当するかどうかの判断がやはりある程度の期間を要したり要しなかったり、幅が生ずることは避けられないというふうに思っておりますが、田代委員御指摘のように、できるだけ早く認定手続をするようにしたい。それと同時に、基準にたまた合わないからといって単に断つてしまふのではなくて、ある程度指導することによって補完をするといったような道も考えなければいかぬというふうに思ひます。

したがいまして、一概にどれくらいと申せませんが、親切的な指導を伴ひまして、できるだけ早く処理したいということでございますが、目安といたしまして、これまでの事業転換法などで、中身は若干違ふわけでございますが、同種の事務処理の期間を見ますと、大体二週間から、長いもので二カ月、平均いたしますと三、四週間程度で処理されているという実績がございます。一つの目安にならうかと思ひます。

○田代富士男君 第七条において、中小企業投資育成株式会社この事業に特例を設け、資本金一億円以上の中小企業が技術開発事業を実施するための資金確保に発行する新株または転換社債の引き受けを認めることになっておりますけれども、資本金の上限を求める必要はないのか。またこれ

によりまして投資育成会社が持ち株会社となつて、本来の目的を逸脱することはないのか。また、本条の対象となる企業の数はどのくらいあるのか。ここあたりまでとめてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(黒田明雄君) 投資育成会社は、投資育成株式会社法によりまして「中小企業の自己資本の充実に促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的とする」というふうに書かれております。今回の特例措置は、この中小企業投資育成株式会社法で投資対象として決められております範囲に、特例を加えようとするものでございまして、その前提は現在の投資育成株式会社法によりまして、資本金一億円以下の会社というふうに決められております。ところが中小企業の定義によりまして、資本金一億円以下または従業員三百人以下、これは製造業の場合でございますが、製造業の場合にはそのようになっております。例えば資本金は一億二千万円であるが従業員は二百人という企業は、中小企業という範囲に属するわけでございまして、投資育成株式会社法では投資ができないという事情がございます。

そういう、中小企業でありながら投資育成会社の対象にならず、しかも技術開発に積極的に取り組みたいが自己資本が足りないというふうな企業に對しまして、中小企業投資育成株式会社が特例として投資できるようにしたいということでございますけれども、その追加投資によりまして三億円を超えるというふうなことになります場合には、今の投資育成株式会社の一般原則に戻りまして、それはできない。つまり投資育成会社の法律の他の部分、投資先の制限に関する他の部分の規定は今の投資育成株式会社法のまゝが適用になりますので、投資育成株式会社の範囲を逸脱することはないというふうに考えております。それから、どれくらい企業が対象になるかという御質問でございますが、これもどのような企業がこの新しい技術開発に取り組んでくるかとい

う点によりまして、必ずしも今数字を想定することができないわけでございますが、私どもとしてはできるだけ趣旨を徹底し、PRして範囲を広げたいというふうに考えます。

これも全くの目安でございますが、一つの目安となります資本金が一億円を超え、従業員三百人以下の製造業というものは、二千八百社ということになっております。この中からどれくらい手を挙げてくるかということとは、必ずしも今のところ予測がつかない状況でございます。

○田代富士男君 関連いたしましたして、技術振興に関する行政の対応について伺つておきたいと思ひますけれども、現在我が国の中小企業は、技術力の高い企業と、技術進歩に乗りおくれたと申しますが、そういう企業との二極化が進行しつつあるのが現状ではないかと思ひますのでございましてけれども、今の行政に要請されるのは、このような技術的な二極化を解消いたしまして、健全な技術革新を促すような諸施策ではないかと思ひます。

そこで、今回のこの法案の目的というものは、るる御答弁をいただいているとおり、技術力の高い企業の技術開発の促進に比重が置かれるのではなくして、二極化の解消と、技術進歩に乗りおくれた企業の振興をいかに考えていくかという、ここに力点を置いていかなくちゃならないと思ひますけれども、これは行政に關した問題でございます。

今大臣、るる御質問をお聞きいただいていたと思ひますけれども、それもあわせて大臣のお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 田代委員にお答え申し上げます。

この法律は、技術革新が急速に進展をしておりますエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーなどの分野を中心といたしまして、中小企業が取り組む技術開発の努力を積極的に支援することによりまして、中小企業の技術開発力の涵養をねらいとするもので、革新的な技術の開発に取り

組む中小企業、組合などを広範に支援することとしております。いわゆるベンチャービジネスなど一部の企業群に対象を限定するものではございません。

また、この法案におきましては中小企業が積極的に技術開発に取り組むように誘導するための指針を定めるとともに、従来の技術力向上対策の、いわば上乗せする施策として各般の措置を講ずることとしていることなどから、これにより数多くの中小企業者が技術開発に取り組むものと考えております。なお、従来の技術力向上対策につきましても、その整備拡充を図っていくことは重要と認識をしておりますので、これまでも財政、金融、税制面等で逐次その内容を充実させてきたところでございます。

今後は、これらの施策を総合的に推進いたしまして、新しい時代に対応する中小企業の技術力向上を全般的に図つてまいれる所存でございます。

○田代富士男君 中小企業技術開発の実施機関を見ますと、そのほとんどが都道府県と中小企業事業団ではないかと思ひます。国が直接施策を実施するのはいか、または他の機関に任せるのはいか、一概には言えない面もあるかと思ひます。しかし、少なくとも国と自治体、諸機関との間の整合性、補完性に問題があるのではないかと思ひますのでございまして。現に、各自自治体で技術開発に関する系統立った行政組織は余りなく、ほとんど事務的な処理のみが行われているのが実情ではないかと思ひます。

そこで、一つの提案でございますけれども、各都道府県直轄の科学技術会議をつくり、自治体内の技術教育、研究開発等を検討するよう考えたらどうだろうか。そしてその科学技術会議が、全国的な連絡協議会といえますか、そういうものを通じまして横の整合性を保つとともに、国、事業団と協調して技術振興施策を実施するのが望ましいと思ひますけれども、今日までも通産省と自治省、またほかの郵政省との話になりますと、なかなかうまくいかない面が、またここでも指摘している

問題でございすけれども、それはそれといたしまして、やはりこの本法の趣旨からいいますと、こういうことも考える英断を持つべきではないかと思ひますけれども、この点いかがでございすでしょうか。

○政府委員(石井賢吾君) 技術施策のうち、例えば研修あるいは指導といったような事業分野に關しましては、国及び都道府県が行うべき役割といひますものを、毎年度中小企業指導計画という形におきまして、国、県との協議の上で設定をいたしておきまして、この面の連携をとつておるところでございす。それから、技術開発政策、この面につきましては中小企業庁も参画をいたしまして、工業技術院が主体になり各都道府県におきまして公設試験研究機関、あるいは県によりましては工業技術センターというのがあるが、そういった方々をメンバーとする工業技術連絡会議、これを全体会議とそれから業種別会議あるいはブロック別会議という形におきまして毎年開催をしておきまして、それぞれの技術開発支援策につきまして、あるいはそれぞれの機関の研究開発の方針につきましてその整合性を図つておるところでございす。

今回の技術開発促進臨時措置法案におきましても、まさに開発方針という形におきまして、またそれを解釈し、実施をするいろいろな国と都道府県との意思の整合性を図るということによりまして、その連携の強化を図つていく一手段たり得るかというふうに思つておるところでございす。

実は私、前職立地公害局長の時代に、地域産業技術ビジョンというのを各通産局単位でつくつていただきましたが、そういった試みも、当然各県におきまして技術ビジョンというものを前提に置きまして、ブロックのものをつくつた経緯がございす。そういったようないろいろな試みがあるわけでございますが、今先生の御指摘の、系統立った形での恒久的機関というものが果たして必要かどうか。私どもは一応現在工業技術院がございす、工業技術連絡会議をもつてそれにかえてお

るつもりでございす、なおさらに検討させていただきます。また、地方によりましては、この情報窓口のな

○田代富士男君 中小企業の技術水準の向上のためには、新技術情報の積極的な活用が不可欠ではないかと思ひます。そのためには中小企業事業団の中に中央情報センターを置き、各地に地域情報センターなどを設置して中小企業の情報ネットワークを形成されているようでございす。現在、私お聞きしたあれでは三十万所ぐらゐあつたかと思ひます。その中にありまして改善すべき点はどういう点か、どのようにお考えになつておるか、お答えいただきたいと思ひます。

また、地方によりましては、この情報窓口のな

○政府委員(遠山仁人君) 中小企業の情報の活用

の収集等におきまして十分でない面がございす。お話のように、そのためにそれを補うものとい

いたしまして、中小企業事業団におきまして中小企業情報センターを置きましてデータベースを構築を

し、それが利用できるような体制を組んでい

るわけにございす。現在中小企業事業団の情報センターには、九万件ほどの情報が蓄積されてお

がされておる、こういうふうには私も承知して

おります。それから、事業団に設けられております地域情報センターでございすけれども、これ

につきましても、そういうネットワークの形成に

よりましてだんだん利用件数がふえてきてござい

す。五十八年度も約三万件が、地域の情報セン

ターを通じてオンラインまたはオフラインで

利用されておる、五十九年度は六千件程度

になつておるんじゃないか、こういうふうになつ

ております。

それから、これからの課題ということにござい

とと思ひます。

これは我々も、東京の中小企業大学校を視察し

たときにも一応は聞いておりますけれども、その

ときにもなる話が出てきて、その後我々からの意

見も言ひましたけれども、そういうこともあわせ

まして、その後変わった点は、どういふことが変

つたのか、もしおわかりならばお答えいただ

きたいと思ひます。

○政府委員(遠山仁人君) 中小企業におきまして

は、御指摘のように優秀な技術者を確保すること

が必要でございすけれども、現実問題としてな

かなか難しい面もございす。それから技術その

施設等の整備もあわせ行いながら行う、研修の成果が上がるように実施をしているところでございます。今後ともそのように努めていきたいと思っております。

○田代富士男君 ところで我々がこの前中小企業大学校を訪問した折に申し上げたことは、私自身も申し上げましたけれども、ちょうど今男女雇用平等法等が国会でも審議されている、そういうこともありまして、我々学校へ参りましたところが、女性の姿がほとんど見られない、こういうことで、女性にも門戸を開放すべきではないかという質問をいたしました。それについては施設の整備等も図っているという、今御答弁もありましたけれども、そのときにもやはり女性に参加できるようなことも考えなくちゃならないという、そういうものが話し合いの中に出されたわけでございますけれども、やはりそういう面では、まだ女性の進出に対する施策というものは、その後一歩も進んでないような感じがしてならないんですけれども、その点いかがでございますか。

○政府委員(遠山仁人君) 女性に対しては、特別に制限をしているわけではございませんので、ただ現実問題としては受講者が少ないというふうには聞いております。今後とも希望者につきましては受け入れ態勢を、施設の面で若干問題がありますので、そうでない場合もございまして、けれども、そういった点で対応できるならば対応していきたい、こういうふうには思っております。

○田代富士男君 申し出が少なからずというふうなPRもよくして、そして女性に門戸を開いてもらいたいと申し上げましたけれども、これ以上私は申しませんが、一応これ長官いかがでございますか、考えていただければ。

○政府委員(石井賢吾君) ただいまの御指摘、十分踏まえまして、今後ニーズに合わせて対応を考えたというふうに思っております。

ボトルネックであるとするならば、これを解消していくことが中小企業技術施策の中心に据えられべきことではないかと思うのでございますが、現状の技術者養成の施策は十分ではないかと思うのでございます。そういう意味から、技術者の絶対数をふやすことはもちろんでございますけれども、この中小企業に属する技術者をふやすためにどのような施策を講ずるのか。

今回の法案第十条にも、人材の養成に触れておりますけれども、単なる訓示規定とすることでなくして、どのようにこの問題に対処をしていくのか、この問題に対する考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(遠山仁人君) 人材の不足を解消することが非常に重要であるということは御指摘のとおりでございます。私どももいたしましては従来から、先ほど申しました中小企業大学校の研修、それから都道府県に設けられております公設試験研究機関の技術情報の提供、技術ニュースというものをつくってたり、あるいは問い合わせに応じていたりということでございます。それから同じ機関によりまして技術指導、それから都道府県が行っております中小企業の技術者研修事業、それから技術アドバイザー事業あるいは巡回技術指導事業、そういった施策を講じているところでございます。

御指摘の第十条の規定はそういう趣旨から設けられているものでございまして、今申しましたような施策を今後とも拡充を図ってまいりたいと思っております。

ういう立場からするならば、この中小企業大学校も各地に整備されているということでございまして、こういう革新技術関係のコースをより充実する方向で考えていくならば、今ここで質疑をやらせていただいている本法案の趣旨に沿うことになるのではないかと思いますけれども、こういうことに対してのお考えはいかがでございますか。

○政府委員(遠山仁人君) 中小企業大学校におきまして技術研修につきまして、コースをそのときどきの技術の動向に合わせていろいろ変えていく必要があるということは私も十分承知しております。まして、これまでもそういったことを進めてまいりまして、五十九年度におきましては、技術指導員を対象にいたしまして、先端技術コースというものを新たに設けまして、これは新材料の技術等を中心といたします。一カ月コースでございまして、そういうものを設けている、こういうことでございます。

中小企業大学校の技術コース、受講希望が非常に多いのは受講料が安価であるということと御指摘でございますけれども、そういう面は確かにございまして、やはり先端技術等に対しまして中小企業者のニーズというのが非常に大きくなっております。それに対しまして研修内容等も充実してきている面というものはあるのではないかと、思っております。今後ともそういったニーズを踏まえ、また施設の整備等も踏まえましてコースの充実を図っていききたい、こういうふうに思っております。

○田代富士男君 次に、東京商工会議所の「中小企業の技術開発に関する産・学・官協同の推進について」という報告書がございまして。この報告書によりまして、企業と外部の技術開発協力状況というものは、公設試験所との技術研究協力が大企業では二九・一％という数字が出ておるのでございまして。これに対しまして中小企業では七・二％にすぎない数字であります。また、大学との協力は中企業では五六・六％という数字であるのに対して、中小企業ではわずかに一・三％にすぎない数字であります。これはあくまで数字の上のことでございますけれども、技術開発協力が中小企業においてこのように低調に推移している理由をどのようにお考えであるのか。これはただ単なる数字というわけにはまいりません。傾向性というものが明確に出ておりますけれども、この点に対する理由をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(遠山仁人君) 中小企業が中企業に比べて外部の機関との協力状況が弱いということの理由でございますが、いろいろ考えられるわけですが、一般的に申しますと、中小企業は大企業と比べますと、相対的に身近な取引先あるいは親企業との協力関係の方が強いということでございます。そういったところの技術情報のやりとり、あるいは協力状況が強いのではないかと、これが一つでございます。

それから大企業に比べて中小企業は資金的に、あるいは人的な面で余裕がないために、あるいは人脈と申しますか、人的なつながりがないので外部の機関との接点の機会が少ないということもあるのではないかと、それから、そういうこととから、どこへアプローチをしたらいいかわからないという面もあるのではないかと、うな感じがするわけでありまして、それからさらに、大学との研究協力につきまして、大企業に比べますとやはり研究のテーマと申しますか、そういう面では一緒に共同して行う共通のテーマというものがなかなかないという面もあるいはあるのではないかと、こういうふうな感じがいたしております。

○田代富士男君 今中小企業の理由をいたしましてのお述べになりました。この研究協力を大学側からこれを見ますと、協力先の企業が中小企業であるものが私立大学においては四五・八％、これに対しまして、国公立大学においてはこの比率が半分以下の二二・五％、この程度なんです。国公立大学は主に大企業を相手に研究協力をやっているという結果が出ております。この点

中小企業の技術開発にこれは余り積極的な姿勢というわけにはいかない数字が出てくるわけですが、この法案の趣旨とも、こういう点から見ると矛盾している面が実情ではないかと思うわけでもございまして、この点、これは今御答弁があらましたとおりに、中小企業は共通のテーマがなかなか合わないからとか、今親企業との関係が強いとか、あるいはそういう資金的に弱い、人脈がないとか、情報取集力が弱いとか御答弁がありましたが、そういうところでもますますこういう格差が出てくる。

これを格差をなくそうとしていくのが通産省の指導ではないかと思うわけなんです。今後はこういう面をなくしていくためには、通産省だけでなく、やっぱり文部省の立場からもこの問題は積極的に取り組んで改善をしていかねばならないと思います。そういう立場から、通産省と文部省も御出席いただいておりますから、両省からお答えをいただけたらと思います。

○説明員(長谷川正明君) 今、先生御指摘の報告書につきましては、私も拝見しております。よく内容を研究して今後の施策の参考にしたいというふうに考えております。

文部省では、大学がその基本的な使命、つまり基礎的な創造的な研究、それから研究後継者の養成、こういう基本的な使命を踏まえつつ、主体的に産業界等社会の諸要請に適切に対応していくことが大学における基礎研究にも有益な刺激を与えることになるというふうに考えております。民間との共同研究制度、あるいは先生よく御承知の受託研究制度、あるいは受託研究員制度、こういうような諸施策の推進に努力しているところでございまして。

それで、ただいま御説明が通産省の方からありましたが、大学の側から見ても、なぜ中小企業との研究協力というものが大企業に比べてより低調であるかということでも、まず第一に、ちよつと繰り返したくなつて恐縮ですが、大学はその教育研究の本質から言ひまして、

どうしても原理的あるいは基礎的な研究が主になっておりまして、研究者の関心なりというものがそういうところに重点が置かれております。

他方、少なくともこれまでの中小企業の方の御要請と申しますのは、技術改良とかあるいはあした使える製品の開発とか、そういうところが中心になっておりまして、どうしてもなかなかニーズがうまく合致しなかったということが一つの大きな理由ではないかと考えております。さらに、それに劣らず重要な要素としては、大学でどのような研究が行われているか、あるいはどういふような研究者がおられるのかという点については、これはまた大きな理由ではないかというふうに考えております。

それで、先ほどもちよつと触れましたけれども、昭和五十八年から私どもの新規施策としてスタートしました国立大学等と民間機関等との共同研究制度、これは民間企業と外部の方を、共同研究員という形で大学あるいは研究所、そして高等専門学校に入らせていただきまして、一緒に共通のテーマについて研究していただく、こういう制度でございまして、五十八年スタート時には五十六件の研究が行われましたが、二年目の五十九年度には、三倍近い百六十件の研究が大学あるいは高専等で実施されております。それで、五十九年度百六十件、これは百三十三社とそれから三十五の国立大学等での共同研究が行われたわけですが、これも、全体の三割近くは中小企業の研究者も入りいただいているというふうに承知しております。特に高専とかあるいは地方の大学等でも、そういう地元の企業との共同研究が進んでおるといふことがございまして。

そんなような形で、こういう事業の推進あるいは特に技術情報あるいは大学の研究者の情報を提供することでは、例えば豊橋技術科学大学、これは大変新しい大学で、国際的に開かれた大学、あるいは国内的にも企業と外部との協力というものを大きな特色として発足しておる国立大

学ですけれども、ここは大変ユニークな試みをしております。技術開発センターというセンターをつくっております。ここで技術相談に応じるとか、あるいは昨年夏と春にセミナーを開きまして、地元の企業の方々百五十名がこのセミナーには参加しておりますけれども、そこで共同研究その他の産学協力の仕組みの説明あるいは大学の研究の状況、こういうものをお知らせする、このような試みも行われております。

そういうような大学の特質を生かした試み、あるいは私どもとしても研究所についての要覧をつくるとか、いろいろな形で情報提供等を活発にしたい、このように考えております。

○政府委員(遠山仁人君) 私どももいたしまして、中小企業が国立大学との研究協力あるいは私立大学も含めましてそういった大学との研究協力を進めていきますことは非常に大事だと考えております。

私どもの立場で施策の面で推進しておりますのは先ほど申しましたような理由もございしますが、そういったところから大体二つの点で考えられると思います。

一つは、今文部省からの話もございましたけれども、大学等の技術情報を中小企業者に提供して、どういふ大学でどういふ研究をしているか、どういふ論文があるかということを提供しようというところでございまして、中小企業事業団にありますがデータベースの中に大学等の情報が大体千八百件ほどございまして、そういったものを提供していくということもございまして。

もう一つは、大学等を含めまして、産学が協同して何か一つのテーマに取り組んでいくような、こういうプロジェクトを進めることが非常にいいんじゃないかということもございまして、地域フロンティア技術開発事業あるいは今年度からいたすことにいたしております地域システム技術開発事業等におきまして、国立公立大学等の協力も得ながら具体的なテーマについて研究を進めていく、こういうふうなことをやっているわけでもござい

す。

○田代富士男君 ただいま文部省それから通産省から、取り組んでいらっしゃる現状についてお答えをいただきました。

大学側の研究協力実施上の問題の一つとして言われているのが、大学の制度、組織上の障害がある。それで、この比率を資料で見させていたいただきたいときに、私立では一九・六%であるのに対して、国立公立では三八・八%になっております。さらに、研究協力を拒否した比率は、私立が一・五%に対し、国立公立は二三・九%と極めて大きな割合が占められておるのでございまして、この大学の制度、組織上の障害とは具体的にどんなものなのか。

また今後、研究協力を強力に推進するために、これらの障害をどのように取り除いていくのか、これは大事な問題ではないかと思ひます。その点、お答えいただきたいと思います。

○説明員(長谷川正明君) 国立大学等において行われます研究協力、これは先ほどちよつと触れましたけれども、共同研究あるいは受託研究というシステムは、あくまで国立大学等の事業として行われるものでございまして、それは適切かつ公正に行われる必要がございまして、そのためのルールといひますが、仕組みを整備しているところでございまして。

したがって国の経費、事業として行われる関係上、きちつとした契約書をつくる。あるいは受託研究、共同研究を行うに当たっても、単にその大学側の研究者と相手企業等との話がつけばいいというのではなくて、もちろんそれが基本ですが、かどうかという点についての審査、こういうものも行うような仕組みには当然なっているわけでもございまして。

しかし、そういう仕組みの中でも、非常にやりづらいとか、判断が遅いとか、そういうことのないように、私どもとしては受け入れ決定が早くできるように、例えば大学全体で学長が決まなけれ

ばいけないということじゃなくて、大学によって各学部判断を頼むのか、そういうことはしていいという指導も出ておりますし、また、先ほどちょっとお話が出ておりましたけれども、受託研究あるいは共同研究の結果、発明が起つて、特許等が生まれた際の取り扱いにつきましても、相手方の企業等の貢献、協力というものを考慮いたしまして、優先的な実施権を認めることができるようにするか、そういう工夫を重ねていくところでございます。

それから、そういう共同研究あるいは受託研究の制度というのにつきましても、国立大学等の教員、あるいは末端と言つては失礼ですけども、現場を預かっておられる職員の方々が、必ずしも十分理解していただけないという危険性がございまして、その結果、そういうような話は、ちよつとそういう制度ないよというところで答えてしまつたり、あるいは最初から考えも及ばないというふうな事態が起つていゝるのではないかと、う気も、この報告書を読んで、した次第でございます。

したが、いま、そういう制度につきましても、今後皆さんによく周知していただけるように努力していきたい。また、企業等の方々におきましても、大学というものの特質、あるいは大学で実施しておるそのような制度というものを御理解いただいて、研究協力が実現していくような努力を、一層払っていただきたい、このように考えております。

○田代富士男君 次に、中小企業の側からな大学との研究協力をしなかつたのかというところを見てみますと、必要がなかつたというのとは別に、たしまして、大学に依頼しづらかつた、そういうのが大企業ではゼロに對しまして、中小企業では一四・一％。また大学とのパイプがなかつたというのが大企業は四・九％、中小企業は二・六％となつてゐるわけでございます。つまり中小企業は大学との研究協力をしたいが、金もないと、今さつき御答弁にもありましたとおり。また大学に研究協力を求めても相手にしてもらえな

い、依頼しづらかつたというのが現実の姿ではないかと思ひますけれども、これに對しまして通産省、文部省は、今後解決、改善していかなくてはならない問題の一つじゃないかと思ひますから、どのように對処していけるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(石井賢吉君) 御指摘の中で、大学のいわば研究内容についての情報入手というの、もう七〇％強が、言うならばロコミという形において、開放的な形では入つてきていないというの、が実態だろうと思ひます。その意味におきましては、先ほど指導部長から御答弁申し上げましたが、中小企業事業団のSMIRSというデータベースの中に、国立大学の研究テーマについてのデータベースを今図つて、それを地域に提供できるような体制をとつておるわけでございまして、私の方は、できませんでした。これはまだ思ひつきの段階でございますけれども、六十年度から中小企業事業団に異業種交流を促進するためのテクノロジセンターというものを設置する予定になつております。

ここでは、一方のサイドにおきまして中小企業を持つ各業種別の技術課題、これを登録をいたすことにいたしておりますが、他方、それに対応いたします、その技術課題を解決するシーズといふものを、そういうものの提供者のデータベースの整理もあわせて図ることにいたしまして、言うならば単位あるいはブロック単位で解決できないものを国のベースで、言うならば異業種交流が可能なような方向へ持つていきたいということ、六十年度からその整備に着手すること、いたしております。私は当然その一環として、今後大学の研究テーマというのを利用しやすい形で、まず情報入手あるいは情報提供できるような態勢をとるのが第一位ではなかつたかと思ひます。

それから第二に、やはり大学との研究協力をする場合におきまして、先ほど先生御指摘のようないろいろな隘路がございまして、資金面、研究費不足という問題もさることながら、やはり中小企業

では研究成果を早く得たがごとく、大学の研究のテンポと合わないというような現実もございまして、また同時に、やはり大学側として研究協力する以上は、企業の側の研究者をやはり役に立たせたいという気持ち、それに対して中小企業はそういう研究者を提供できないというような相当数のやはり隘路があつたかと思ひます。

そういったものを、例えばテクノロジセンターを、せつかく情報データベースを整備するのであれば、今後それを活用する手順をさらに見きわめていくというふうなことで、これまで少しづつ進めてまいりました技術政策を、テクノロジセンターを中核にして何とか解決するのを考えるのも必要なものではなかつたかと思ひます。一つずつ解決するように努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○説明員(長谷川正明君) 先ほど、共同研究が初年度、二年目というふうな非常にふえてゐるというところでお話ししましたとおり、最近、国立大学等におきまして外部との協力研究というものに対する意欲も大変高まつてきております。また、豊橋技術科学大学の例で示しましたように、各大学においてもそれぞれの地域のニーズ、要請にこたへた形で工夫、努力がなされてきております。文部省といたしましては、関係各省あるいは地方公共団体等と連携をとりながら、大学の研究者の意欲それから企業等のニーズというものが一致した場合、それらの研究が適切かつ円滑に行われるような環境整備というものに努めてまいりたいというふうに考えております。

○田代富士男君 最後の質問ですが、今質疑応答の中で、大臣もお聞きになつていただいたと思ひますけれども、従来、産学官の連携といふと、大企業、官庁、大学の間の連携のイメージが強いわけでございますが、中小企業にとつては高ねの花のような感じが強かつたと思ひます。中小企業だけがその波に乗りおくれるようなことがあつてはならない。したがって、技術開発における

産学官の連携に対する中小企業者の期待というものは、極めて大きいものではなかつたかと思ひます。

先ほど来指摘してまいりましたように、この中小企業を取り巻くさまざまな厳しい障害を解消いたしまして、技術開発を強力に推進する環境をつくるための一つの提案として、総合的かつ多面的な機能を備えた中小企業のための産学官共同研究推進機関の設立の検討をされたらどうかと思ひますけれども、大臣の見解をお聞きいたしまして私の質問を終わります。

○政府委員(石井賢吉君) 事務的に先に補足をさせていただきます。

中小企業の従来の施策の中で、例えば五十八年度から開始をいたしました地域フロンティア開発事業、これが地元大学との連携におきまして産学官をいば組織的に推進する一つの制度でございまして、これがちょうど三年目でございます。二十一年のテーマで現在各府県においてそれを進めておるわけでございまして、さらに六十年度からは地域システム開発事業という形で、やはりその地域の中小企業が参画をするシステム開発への参画を進めようというふうなことをいたしております。これが一つの、言うならばまさにモデル的存在でございますが、そういう大学と中小企業との連携強化の一つの方策だろうと思ひます。

先ほど申し上げましたような中小企業事業団のテクノロジセンターの活用方策ということも今後考えられますので、そういう意味で多面的な連携方策をとつていけたらどうか。これはもちろん地元でまず行つたのが先決でございますので、そういう努力を積み重ねていくことによりまして、さらに国全体としてテクノロジセンターで包括できるような対応を考えていけたらどうかというのが今の段階で、まだ萌芽状態でございまして、そういう方向で進めてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 広範な御質問承らし

ていただきました。

今、石井長官からもお答え申し上げましたが、産官学の連携というのは、これは新しい時代、二十一世紀に向けての非常に重要な方法論であらうかと思ひます。大企業と中小企業との格差を広げないために、また、現在のハイテクの問題などを考えますと、多品種少量生産の時代が来つつある、あるいはニーズが非常に多様化しつつあるといったようなことから、中小企業にとっても技術開発をひとつの切り口と研究をいたしまして、これからの新しい時代を切り開くチャンスであらうかと思ひます。御指摘のような産官学の提携の上に立つて今後の中小企業の技術開発を進めてまいりたい、このように考えております。

○市川正一君 最初に確認をいたしたいのですが、この法案は来年七月に期限切れになる産地中小企業対策臨時措置法、これを受けて制定されるという説明がなされた時期がございましたけれども、提案理由の説明は、そのことには触れられておりませんが、その位置づけは今も変わらないうでしようか。

○政府委員(石井賢吉君) 私どもは、最近におきます技術革新の進展、他方、中小企業が市場構造の変化に即応するためのいろいろな課題がございます。それへの課題対応の一助として、中小企業の技術開発を積極的に推進することによって、本法案をお願いいたしました次第でございます。産地法との絡みは全く考えておらないところでございます。

○市川正一君 私、以下産地法との絡みでこの問題について考察してみたいのでありますが、産地法の運用実績をこの機会に伺いたいんです。要すれば、産地法の適用を受けた産地数、それから中小企業者数、補助金額の推移、融資の実績、減税額の実績、あるいは産地法によって発展した産地があればその例などについてお聞かせ願ひたいのでございます。

○政府委員(末木鳳太郎君) 数字で把握できる点を申し上げますと、五十四年七月に産地中小企業

対策臨時措置法が施行されてから、御承知のように、指定は業種及び地域を限って行われておりますが、五十四年度に七十七産地、五十五年度に八十六産地、五十六年度三十五産地、合計百九十八産地指定されております。対象企業数はこの百九十八産地につきまして、年度別に申し上げますと、五十四年度当時は約六万四千企業、五十五年度九万五千企業、五十六年度十萬二千企業、五十七年度及び五十八年度は約十萬企業という数字になっております。以後今日に至っております。

それから補助金等の予算でございますが、五十四年度、初年度が四億四千万、五十五年度が七億一千万、五十六年度が八億一千万、五十七年度六億、五十八年度五億二千万、五十九年度が約三億四千万、こういう数字でございます。

次に、中小企業金融公庫等の産地特定地域振興貸し付けによる融資でございますが、初年度は九億円、五十四年度九億円でございましたが、以後順次ふえまして、五十五年度が八十七億円、五十六年度が百四十七億円、五十七年度百五十七億円、五十八年度百五十五億円、五十九年度百四十億円でございます。

所得の数字につきましては、申しわけございませんが、数字的に集計できておりません。

それから、産地ごとという効果があつたかというところでございます。百九十八の産地につきまして、数字で集計できますような形の統計、遺憾ながら持ち合わせておりませんけれども、私も常日ごろ接しております産地は相当ございまして、私も、自分でもそうでございますが、担当の者がしばしば現地も見ております。全部が全部、すべて一〇〇%うまくいったというわけにはまいりませんけれども、それなりの効果を上げてきておりますし、具体的なうまくいっている例などを申し上げますと、例えば兵庫県西脇市の先染織物産地等では、新しい縫製市場を香港に開拓することに成功したとか、それから輸出用の革手袋などでは、この法律は輸出がうまくいかなかったことを契機として制定されたものでございますので、輸出

から内需への転換をうまくなし遂げたとか、このようなケースは多々ございます。

○市川正一君 私も、総括的にいえば一定の効果があるように思ひます。この法律によって生じていると、こう思ふんでありますが、また、中小企業の中にも、産地法を充実させて引き続き延長すべきであるという声も出ております。石井長官はそういうことはともともと考えていなかったという、さつき、まさにきつぱりしたお答えだったんですが、私どもが承知しているのは、オーバーラップというか、この産地法をもう織り込んだ立法になるんだというふうに聞いておつたんですね。それは全く私の誤解なのか、それとも事態はその後急変したのか、そして、来年の七月にこれがもう期限切れになるわけですから、でも、そういうままに、じゃ何ら継承性なしにもう断ち切られてしまふのか。そこらちよつと、もしそうであるならば、事態の発展を簡潔に御説明願ひたい。

○政府委員(石井賢吉君) もう市川先生十分御承知のように、産地法につきましては、特殊の原因に対応して、その原因に対応する中小企業の諸施策を支援するというところで、限時法をもってスタートしたことは御承知のとおりでございます。その法指定の、言うならば特殊な著しい経済的変動、これは現状では全く事情が変わつてきているのではなからうかという認識が一つございまして、それと、あわせて先ほど計画部長からお答え申し上げました百九十八の産地の中で、現在ほとんど五十年間の振興事業を終えまして、現在ワークしておりますのは百三十九産地程度になつておるわけでございます。これも六十年度をもってほぼ振興事業を終了することになつておるわけでございます。したがひまして、法律の切れ目が六十一一年七月時点では、もうほとんど現実の振興事業はワークしてないという状況に既になろうかと思ふわけでございます。そういう意味におきまして、この産地法を制定いたしました経済事情、これが大きく変わつておること。またその主たる支援施策でございます振興事業支援、こ

れも既に終了しつつあること。こういうことから、現行の法律のままで果たして延長すべきかどうか、これは非常に疑問のあるところでございます。

ただ、私どもが今回の技術開発促進臨時措置法案を出しました段階で、これを出してから、六十一一年七月に産地法をそのまま失効させるんだという結論を出してお出したものではございません。あくまでも、先ほど申し上げました中小企業の市場構造への対応を、技術革新の潮流を大胆に取り入れながら即応をしていく、これを支援するのが中小企業技術開発促進臨時措置法でございます。その中には、御承知のように個々の企業をも支援するわけでございますから、言うならば産地とどんぴしり合つた対応策ではございません。そういう意味において、私どもは、来年の段階で最終的な判断を下さばいいというふうに考えておるわけですが、ただいまの段階で、産地法の経済事情及び振興事業の進捗状況から、それをそのまま延長する必要があるというふうには考えておらないところでございます。

○市川正一君 今、石井長官もおっしゃったように、確かに産地法の目的の中には、その当時「四相場の高騰」が例示されておりますように、それを含む「経済的事情の著しい変化」という極めて広い概念で包まれております。その意味では、私は産地法制定以降の情勢の変化もまた多岐にわたつておるというふうには言わざるを得ないのであります。例えば日米経済摩擦の激化あるいは高度情報化の進展、消費者ニーズの多様化など、この産地法の目的に言う「変化」は、やはり激動を続けておると思ふのであります。また産地法は、産地の中小企業の盛衰が地域経済に及ぼす影響にも非常に大きいというところを著目して、地域的な広がり施策を考へようという面でも、政府の数少ない施策の一つであるというふうに、私は非常に着目しております。

そうしますと、確かに今計画部長からお話しございましたこの産地法の運用状況を踏まえて、新しい時代の産地の発展方向を目指す、言うならば

新産地法というようなものも発想の中に織り込んでいた方がいいんじゃないか。私は今度のこの法案がそういうものを吸収していくようなものだと思いますが、確かに技術開発に目を向けている点ではそういう積極的な意味を持つんですが、地域的な広がりに向けた総合的な立法といえますか、そういう政策展開というものが、この産地法の実績の上に立って、今度の法案とオーバーラップしながら考える点はどうなんだろうとかという問題提起をちょっとさせていただいて、そのまますぐ自動延長しろとかいうことを必ずしも固執して言っているわけじゃないんですが、そういう点は、この法案とそういうものとの絡み合いは何かお考えになっていることでございましょうか。

○政府委員(石井賢吾君) 市川先生御指摘の、いわば産地対策あるいは産地振興対策と申しますか、私も昭和六十年、本年度の中小企業対策の一つの大きな柱として、地域とともに歩む中小企業の支援というのを立てているわけでござい

ます。具体的には、例えば新地場集積圏構想の推進あるいは若干この産地法のアイデアに近いわけでございしますが、産地製品、地場製品のデザインの高度化の支援というふうないろいろな試みを、六十年年度の施策実施という形で進めたいと思っております。わけでございますが、そういった全部のいわば産地振興対策、これはもちろん今申し上げた点は予算措置をもって講じたわけでございますが、そういったものを立法という形において推進しなければ、全体の力強いバックアップができるのかできないのか、この辺の判断も必要かと思いますが、そういう点を加味して、今後検討していく課題ではなからうかというふうに思っております。

○市川正一君 来年七月へ向けてのひとつつ研究、検討を、今の長官の御答弁を踏まえて進めていただくことを要望いたします。

この法案そのものについて入っていきたくて思

発の内容についてでありますけれども、きょうの同僚委員の質疑あるいは衆議院での審議の中でもございしましたが、第二条第三項第一号の規定で、「技術革新の進展に即応し、かつ、著しい新規性を有するものに限る。」というふうに非常に限定的に述べてあります。

このうち、「技術革新の進展に即応し」というのは、今まで伺いしておりましたが、マイクロエレクトロニクスとか新素材やバイオテクノロジーというふうないわゆる先端技術に関連したものと、「著しい新規性」というのは、新しい技術の単純な導入ではないんだということに相なるんですが、そうしますと、「技術革新」と「新規性」というのを「かつ」という文言でつなげておりますことから、対象となる技術開発というのがこの両者を兼ね備えた、具備したものということで非常に限定的にならざるを得ないという懸念を持つんですが、しかし例えば製造業で新しい機械を導入するだけの場合でも、その際には生産工程やレイアウト、人員の配置、製品の性能等々さまざまな研究がなされるのが普通なので、限定的に技術開発をとらえたと、中小企業にとって結局この本法案が画餅になってしまうおそれもある。

再度私申し述べたいのは、この運用に当たっては、可能な限りで広く技術開発ということをとらえるようにすべきであるというふうに考えるのであります。いかがでしょうか。

○政府委員(黒田明雄君) 「技術革新の進展に即応し」というふうな限定を一つ加えているのは事実でございますが、これはやはり中小企業を一つの将来性のある技術分野にその開発努力を誘導していきたいという考えに基づくものでございします。それから、「著しい新規性を有するもの」というふうにしておりますのも一般の技術開発、これは新規性はあるわけでございしますが、そういったものを今後とも推進していくわけでございします。技術開発力の涵養に役立つ、そういったプロセスを経る必要のあるこういう著しい新規性を持った

ものに、特別の施策、支援措置を用意いたしました、中小企業に挑戦をせよという趣意でございします。

でございしますけれども、中小企業者ができるだけ数多くの技術開発に参画してほしいわけではございまして、いたずらにこの範囲を限定することはいささかも私も趣旨とするとところではございせん。したがって、運用に当たりましては、今言いました一般の技術革新とは違うという差異は考えなければいけませんけれども、中小企業の研究開発の実情というものがございしますから、これをよく踏まえて運用してまいりたいというふうに考えます。

○市川正一君 運用における実際的なこの適用を、今おっしゃった精神をぜひ具体化したいただきたいと思うんですが、同時に今、次長がおっしゃったこういう先端的な技術への「挑戦」という言葉をお使いになったんですが、それは確かにすべての中小企業にその可能性がございします。しかし、実際にそれに取り組める中小企業がおのずと限られた範囲になることもまた事実であります。

そこで、従来の技術振興策の運用状態を聞きたいんですが、ここに中小企業庁が出されました中小企業の「技術向上対策 きめ手は技術力」というキャッチフレーズのパンフレット。この中に九項目の対策が掲げられておりますけれども、その実績を知りたいのです。

○政府委員(遠山仁人君) それぞれの施策の実績でございしますが、まず技術改善費補助金につきましては、最近の年度では毎年九十数企業につきまして交付をいたしております。五十九年度におきましては交付決定いたしました企業九十六社でございします。それから、地域フロンティア技術開発事業、先ほども話が出ましたが、産学官共同で研究開発を行うということでございしますが、これにつきましましては、五十八年度から始まりまして六十年年度採択分も含めまして二十四地域になっております。それから、技術アドバイザー事業でございします。技術アドバイザーが全国で約二千五百人お

るわけでございしますが、五十八年度は二千五百人の専門家が、アドバイザーが技術指導いたしました企業約六千五百企業、こういうふうになっております。それから、技術交流プラザ事業でございしますが、五十六年度に制度が発足いたしました。五十六年度から五十九年度までの四年間に百四十五グループ全国で結成をいたしました。それに参画いたしました企業の数は延べで約四千三百社に達しております。

それから、公設試験研究機関によりまして技術指導でございしますが、その中で巡回技術指導につきましては、五十八年度に約一万五千企業を指導をいたしております。それから、技術研修でございしますが、都道府県と政令指定都市におきまして行われました技術研修でございしますが、五十八年度約七千四百人、こういうふうになっております。それから、中小企業大学校におきまして技術研修でございしますが、これは通信研修を含めまして昭和五十八年度は約千八百人という実績になっております。

以上でございします。

○市川正一君 今概略の説明を伺ったんですが、事前にちようだいしました資料を見ましても、零細な中小企業も恐らく利用していると見られる技術アドバイザー制度、今説明がございましたこの第五項であります。これも前年に比べると予算がふえておられます。年間の指導企業数も先ほどお話があった六千件程度であります。また、公設試験研究機関の巡回技術指導も年間一万五千件程度で、補助金の予算もこれは減少を見ております。ですから、従来の一般的な技術開発施策の実績でさえこの程度の利用状況であります。したがって、中小企業者六百五十万としますと、その利用率というのはまさにミクロ的な実態なんです、残念ながら。したがって、今回の施策はさらにこれを絞り込んだ中小企業を対象とするわけでありまして、結局この制度を利用できるのは、よほど政府の、通産省の先ほどのいろんな運用における幅といえますか、それを活用していただかな

いと結局全体にそれが及ばないということを、私はあえて懸念を表明せざるを得ないのであります。その点で、私は大臣にもお聞きしたいんであります。そういう日本経済に大きな役割を果たしている中小企業の技術水準を引き上げること、考慮するならば、助成に必要な予算をもっと増額する必要がある、そしてその施策ももっと充実させる必要がある、こう思うんであります。その問題についての姿勢といえますか、あるいはまた対策をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 市川委員の御指摘にあられた点は大変重要な点であると思ひます。予算の關係はもう既に委員御承知のように、このところ行政合理化対策のために必ずしも増額をされておられませんけれども、中小企業振興のためにそういういろいろな施策を含めて一生懸命努力をしてみたいと思ひております。

○市川正一君 次に、私が触れたい問題は、技術開発で重要なことは、その成果が中小企業自身の繁榮と発展に役立つという問題だと思ひます。例えば中小企業の場合、下請企業の割合が相当高いですね。そうした中小企業が持つ技術開発の成果を親企業が吸い上げてしまふということがあつても、私はこれは放置できないと思ひます。

去年の十一月、経団連の中小企業対策懇談会が中間報告を発表いたしました。ここに「経団連月報」を私持っていました。その中に「大企業と中小企業との相互協力」という項目があつて、そこでこう述べております。少し長くなりますが紹介させていただきますと、「中小企業への協力は、大企業の都合で行なうべきではなく、あくまでも同等の立場にある中小企業の自律的な発展を基本とし、大企業は、旧態依然たる下請け親を以て中小企業に接することを回避せねばならない。

大企業としては、中小企業のニーズや技術レベルに適合しない、かつタイムリーに中小企業への協力を行なうよう十分配慮する必要がある。大企業は、いたずらに効果を焦り、中小企業に無理な内容、スケジュールを押しつけるようなことがあつては

ならない」と、こう述べております。この報告の内容がそれ自体、至極もつともなことであり、実態は決してそうならないし、逆説的に申しますと、この報告があつてこのようになつて書いてあること自体、現実がそうならないといふことの証左とも言えるわけであり、今国会に提出された昭和五十九年度の中小企業白書を見れば、ここに、百九十四ページ「下請企業実態調査」が報告されております。そこを見てみますと「親企業における技術革新の進展は、下請企業に対する発注内容にも様々な変化をもたらしてあり、こう述べて、「コストダウン要請が強まった」五十一、「品質・精度の要求が厳しくなった」四十八、「納期の短縮化」二四・四、

いわけば中小企業の技術革新の成果が大企業がこういう形で取り込んでいくという実態が示されております。

私は、技術開発の成果が中小企業自身の発展につながるよう、大企業に対する指導を政府として強化されるべきであるといふことをこの際改めて強調いたします。以下具体的質問でございしますが、こういう問題に関連して、去年四月三日の本委員会で山形県下の電気機械器具製造業における下請企業の実態を紹介し、例えば親企業の買いたたきによつて最低賃金すら払えない下請代金になつていくということを明らかにして対策を求めました。

そこで、そのときに石井長官もお見えたので、まして御答弁をいただいたんですが、中小企業庁としてこの間下請企業を守るためにどんな措置をとつてくれたのか、以上のようなことを踏まえた御見解、御答弁をいただきたいのであります。

○政府委員(末木風太郎君) 二つに分けてお答えいたしますが、四月三日にお取り上げになりました問題の個別の問題につきましては、特定の名称をお挙げにならなかつたわけでございますけれども、一応関係の通産局それから県等に当たつてみました。しかし、その特定の者を突きとめることはできませんでした。

それから次に、一般的な対策といつたしましては、中小企業庁では、かねてから下請代金支払遅延防止法に基づきまして、公正取引委員会と協力をいたしまして、毎年度親事業者、下請事業者について法律の遵守状況を調査しております。特に五十九年度につきましては、製造業は悉皆調査といふことを含めましてトータル五万七千の調査を行つております。現在その五万七千の書面調査につきまして、違反の疑いのあるものを抜き出して整理中でございまして、この整理の過程の中で、御指摘のような不当な買いたたきとか不当値引きとかいふようなものについて、一つ一つ厳格にチェックをしていくつもりで作業をしていくところでございまして。

さらに一言つけ加えさせていただきますと、関係が電気関係のものでございまして、日本電子機械工業会の中に下請取引適正化対応ワーキンググループという専門家の検討グループがございしますが、このグループのメンバーと、御指摘のような点も踏まえまして、公正取引委員会とも協力をして、御指摘のような事実の改善策につきまして指導のための話し合いを数回行つているところでございまして。

○市川正一君 特定の者というふうになつて私が名指ししなかつたからわからなかつた、聞いたけれどもなかつたというのやつたら、ちゃんといますから、ちゃんとしたいだきたい。ここに山形県選出の委員長さんもらつていますので、この点はひとつはつきりしたいと思ひます。

石井長官も「私、先ほどお話を承つておりますと、やはり技術革新テンポの速い産業で、またそれが市場化する市場のライフサイクルといふことが、それが非常に短くなつていふことで、価格が非常に下がつていふ分野がございまして、まさに私が指摘した電気機械であります。」「そういう側面から、今御指摘のような不当な買いたたきとか値引きとかいふ問題も発生するわけでございますので、そういう業界を所管いたします原局とも協力いたしまして、下請振興法に定める振興

基準の徹底を図つてまいりたいというふうに出ています」といふお答えでございました。だから、この立場をさらに今フォローする引き続く御努力を重ねて期待したいと思ひます。

公正取引委員会も、このときに高橋委員長から御答弁をいただいたんですが、その後この問題、下請問題でどのような対策をとつていられしやるのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(利部信二君) お答えいたします。下請取引という閉鎖的な取引におきましては、親事業者の違反行為を発見するのが現実になかなか難しいわけでございます。そういう観点から、公正取引委員会といたしましては、最近特に下請事業者側からの調査を拡充することにしたしまして、五十九年度におきましては、製造業に属する親事業者約一万五千七百事業所を対象に調査することにしてございまして、これらの親事業者と取引している下請事業者約三万四千六百社を対象に下請調査を行い、違反行為の発見に努めているところでございまして。その調査結果は近々まとまることになつております。

なお、前回御質問のありましたことに関連しまして、直接ではございませんが、特に最近の下請事業者に不利をもたらす親事業者の違反行為として不当な値引き行為がございまして、これを見ますと、昭和五十九年度で特に電気機械器具製造業の不当値引き額を見ますと、不当値引きとして措置いたしましたものが全業種で百九件ございまして、そのうち電気機械器具製造業が三十三件ございまして、それによつて取り過ぎた代金を返還させた相手方の下請事業者の数が、全業種で千五百四十九ありましたが、そのうち電気機械器具製造業は六百八十八社でございまして、返還させた額の総額が全業種で四億九千万余りでございまして、そのうち電気機械器具製造業で一億八千万弱となつておりました。

こういうふうな全体の調査をいたしまして、それから下請事業者が不利を受けるような傾向を分析、洗い出しまして、そういうところに重点を置

いて、また特定の地域で下請事業者が不利を受けているような状況が見られました場合には、そこに重点を置いて調査をするという方針で対処しております。

○市川正一君 今お話しがありました、五十九年から親企業で約一万五千何があり、それから下請で三万四千何がしという調査は、近々まとまるというふうにおっしゃったんですが、大体いつごろできますか。そしてまた、その調査結果をぜひ私の方にもお教え願いたいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(利部修二君) 秋ごろまでにはまとまる予定でございます。

なお、前の調査時点とも比較いたしましたして、結果を取りまとめ適宜御報告をいたすつもりでございます。

○市川正一君 ぜひよろしくお願いします。

私、この法案とも関連しまして、この際、公取委員会も御出席いただいている機会に伺っておきたいんでありますが、本法案の技術開発の対象には、生産、販売、役務の提供の技術が含まれていることになっておるんです。

そこで牛乳販売店の問題なんですが、牛乳販売業界は、キャブテンシステムの進展など高度情報化の動きに対応して、牛乳の宅配について新しいシステムを検討しなければならぬ課題に直面しております。しかし、大スーパーによる不当販売あるいは牛乳メーカーの差別対価などで経営基盤を揺るがされている、将来に向けての課題の検討も思うままには任せない事態になっておる。商業統計によりますと、これは大阪の例でありますけれども、この三年間の店舗減少数が二百七十七店、減少率一六％という異常な高さを示しております。したがって、業者の人と私話し合っただけですが、この法案についていろいろ話をいたしましたことが、適用以前の深刻な状態にあるということを申し上げておりました。

そういうことを前提にしてお聞きしたいんですが、私、去る二十三日に、大阪のダイエートボスの

不当販売問題で、関西の牛乳商業組合代表と同道いたしました直接公取委員会に参上いたしました。そして実情もその際明らかにしたんでありますが、この件について大阪牛乳商業組合から、八十四年の九月三日、同十月五日、同十二月十七日、同十二月二十日、それぞれ申告が出ておりますが、その結果と、それぞれの判断の内容と、根拠をお示し願いたいんです。

○政府委員(佐藤徳太郎君) 不当販売につきましては、ただいま先生お示しのように、最近非常に申告が多ございまして、五十九年度で申し上げますと、不当販売全体につきまして申告が四千七百二十二件ございまして、そのうち、今お話しした牛乳が非常に多ございまして、五十九年度で千四百八十八件の不当販売の申告がございまして、私どもも大変お困りであらうというようなことから、不当販売の申告がありました場合には、その内容で区分けしまして、なるだけ早い処理を心がけておるわけですが、いろいろ警告あるいは注意等の措置をその内容に応じて行っているわけでございまして。

ただいまのダイエートボスの問題につきましては、先生ただいま御指摘のように、大阪の牛乳商業組合から昨年の秋以降申告がございまして、その内容は、トボス店が不当販売をしているんじゃないか、あるいはこれは不当販売でないとするならば、その納入業者が非常に安値で納入させている、そういう独禁法違反の問題もあるんじゃないか、あるいは納入業者あるいは生産業者の方が差別対価的に非常に安くダイエーだけに売っているんじゃないかという趣旨の申告がございまして、大分時間かかっておりますが、ただいま鋭意審査中でございます。

○市川正一君 このうち、九月三日と十二月二十日の分は、不当販売ではないので措置をとらないというふうにお答えなすつたというふう聞いています。その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(佐藤徳太郎君) ややちよつと事務的な話になって恐縮でございますが、その不当販売につきましては、一定の場合、非常に継続的に行われていると……

○市川正一君 いやいや、三日と二十日はそういう回答したか、していないんですか。

○政府委員(佐藤徳太郎君) 三日の場合は、一日限りの販売であるというぐあいに考えられましたので、これは影響が軽微であるということで特に調査には取り上げませんでした。それから二十日の場合には、申告内容につきまして十分な資料等が添付されておりましたので、この問題についても調査としては取り上げませんでした。

そのほかの九月二十八日以降あるいは十月六日の問題につきましては取り上げまして、先ほど申し上げましたように、現在審査中ということでございます。

○市川正一君 そうしますと、不当販売でないということを認定して措置をとらないというふうにお答えしたというんですけれども、じゃなぜその牛乳販売業者の仕入れ価格より安い価格で販売できるのかということはお調べになったんですか。

○政府委員(佐藤徳太郎君) 先生からだいたいまお話しございましたように、本件につきましては、五十九年十月六日に、同じダイエートボスにつきまして申告がございまして、この件につきましては現在審査中である、こういうことでございまして。

○市川正一君 三日と二十日の件を聞いているんです。あとの分まだ聞いていないんです。それはどうです。

○政府委員(佐藤徳太郎君) 先ほどお答えいたしましたように、三日と二十日の件につきましては、添付資料等の問題がございまして、私どもとしては調査をしておらないと、こういうことでございまして。

○市川正一君 公取の方は、申告者になだ一言だけ、措置をとらないことにしたという一片の通知で答えられるだけなんだけれども、申告者の方は、本当に血のにじむような思いで調査をし、そして

相当の資料もやっぱり出しているんです。私、時間がないから、その資料の中身まで立ち入るような今この場ではありませんから。だから、そういう木で鼻くくったような冷淡な答えだけではやっぱりいかぬと思うんです。私は、申告者に対する回答は明確な理由を付すべきだし、また問い合わせには可能な限り詳細に説明をすべきだと思っておりますが、そういう態度に今後改善なさるつもりはありますか。

○政府委員(佐藤徳太郎君) 大阪府の牛乳商業組合の問題につきましては、先ほど来お話が出ておりますように、五十九年の十月六日には、みずから大阪事務所までお見えになりましていろいろ資料をそろえて申告あるいは説明していただいているわけでございますから、それに関連する一連の措置につきましては、相手方に電話等によるしきりから説明等を十分した方がよかったんじゃないか、その点についてはやや大阪事務所において配慮に欠ける点があったのではないかと……

私どもといたしましては、こういう案件につきましては、形式的には相手方に通知の文書等は決まっておりますけれども、なるだけ電話等でお知らせする、あるいはお問い合せがあれば当然お知らせするという指導しておるつもりでございます。今後ともそういうぐあいに努めていきたい、こういうぐあいに考えております。

○市川正一君 今後ともというのか、そういう態度を地方も含めてとるということを確認いたします。

そこで、十月五日と十二月十七日の分は今調査を進めているということですが、そうしますとやっぱり牛乳流通の正常化、再発防止につながる厳しい指導を、実態調査を解明して行っていると思っておりますが、結論はいつごろに出る予定ですか。

○政府委員(佐藤徳太郎君) 大分時間もたつておりますので、早急に出したいというぐあいに考えております。

○市川正一君 公取の方はお引き取り願って結構であります、もう時間も参りましたので本論に戻ります。

一つは、この課税の特例について、企業組合がその対象から外れている問題について、各地の企業組合からぜひこの措置を受けられるようにしてほしいという要望も非常に強いんであります、対象の拡大をするわけにはまいらぬのでしょうか、いかがでしょうか。

○政府委員(黒田明雄君) 企業組合及び協業組合につきましては、中小企業事業協同組合などとは少し立場が違うという位置づけに從來からなっているわけでございます。どういふふうに通うかと申し上げますと、企業組合、協業組合そのものがすなわち中小企業であるという位置づけでございます、組合と構成員という関係における中小企業事業協同組合のような立場は、企業組合、協業組合についてはないものとしてそれぞれ立法がなされてきております。

そういう意味合いにおきまして、今回も企業組合は中小企業者という意味で含まれておりますが、ああいう課税の特例等の対象になります組合には含まれていない、それは組合対構成員という関係を企業組合についてはとっていないという従来からの立法例に沿っているわけでございまして、したがって今回の法律で、その限りにおきましては対象にならなくなっております。

○市川正一君 これ最後であります、私は中小企業を組織化していくというふういうねらいからしても、やはりこの問題はぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

最後に私、お聞きしたいのは、存続期間の問題であります、附則第二条で「十年以内に廃止する」ということが定めてありますが、しかし技術開発というのとは一定の時間がかかるものであり、そして新しい技術が開発されてそれを中小企業が取り込んで実用化していく過程というのは、現在から十年以内に限られるというのでは必ずしもないと思うんですね。さきに成立した基盤技術研

究円滑法は、これは期限が設けられておりません。中小企業も不断に技術開発の成果を取り入れる必要があるし、またみずからも新しい技術開発を推進していくということであるならば、最初から期限を設けるというのは当を得ていないと思うんであります、この点いかがでしょうか。

○政府委員(黒田明雄君) 中小企業の技術開発及びこれを促進する必要性につきましては、十年後も恐らく現在と同等ないしはそれ以上になっているのではないかとこのように私どもも考えているわけでございます。

ただ、今新しい技術開発の進展が生じておりまして、それに即応した中小企業の技術開発を支援しようというのがこの法律の立法趣旨でございます、この技術開発の進展というのがどういふ方向をとっていくのか、その中において中小企業はどのような地位を占めていくのか、さらには現在用意されておりますこの種の各種支援措置が必要かつ十分であるのか、あるいはもっといい方法、あるいは不十分であつてさらに何かプラスしなければならぬというふうな事態に來るのか、あるいはもつと本能的にこの法律の発想それ自体を再検討しなければいけぬのか、こういったことを考えてみますと、余り固定的に何年もこの同じ法律体系でいくというふうにするのはいかがなものかというふうにご考慮されて、私どもとしては十年を一応の区切りとして法律を臨時措置法にしているわけでございます。

しかしながら、十年後あるいはその間近になりまして事態の推移を見て、先ほど私が数え上げたような諸般の事情をもう一度見直した上で、再延長とかあるいは抜本的な改正、改善といったようなことに発展していくというふうな、そういった性質のものというふうにご考慮しております。

○市川正一君 終わります。

○柄谷道一君 多くの質問を用意し通告をしておりましたが、他の委員とダブル点はできる限り省略したいと思ひます。

〔委員長退席、理事齋藤栄三郎君着席〕

まず、本法の目的につきましては、第一条に極めて名文が書かれてあります。また提案趣旨説明の中にも明記されております。そうした目的と趣旨に關しましては、私としましては全面的に賛同するものでございまして、中小企業庁の長官は、本法の成立とその運用によつて具体的にどのような成果が期待できるとお考えでございましてか。

○政府委員(石井賢吾君) 中小企業が現在置かれております環境、一つは市場構造の変化、これに對する対応を怠ればその生存が危ぶまれる事態になつておるわけでございまして、一方で技術革新の流れあるいは情報技術の進展、こういった全然別の流れが一つあるわけでございまして。そういう場合において、市場構造への対応をこういふ技術革新の流れあるいは情報化の進展を中小企業が積極的に取り込むことによりまして、足腰の強い、言うならば多品種少量生産体系を確立するというのが一番望ましいんでなからうかと思ひわけでございまして、いかにせんこれまでは、午前中御審議賜りましたように、全体としては、中小企業は技術開発あるいは技術革新に對しまして受け身の姿勢に終始しておつたと言つても過言ではないわけでございまして。

そういう事態では技術革新の進展を自分自身のものとする、要するに自分自身の企業体質を強化する道具として取り込むということにはなかなか困難が生ずるわけでございまして、積極的に技術革新に参画をしていただく、それによつて中小企業の事業フロンティアを拡大する、あるいは生産プロセスにおいて、多品種少量生産体系であつても利益を上げ得る体系に持つていつていただく、こういうことが必要ではなからうかと考えておるわけでございまして、こういった我々の意圖するところがこの法律によつて実現されることを期待をいたしておるわけでございまして。

○柄谷道一君 ただいま長官の申されましたような成果を期待しようと思は、これは継続的な施策というものが当然必要であらうと思ひのでございまして。他の委員も質問されましたが、ところが

本法案はサンセットの発想を取り入れてまして十年の時限法という形になっております。ただいま御答弁がございましたけれども、このように理解してよろしうございませうか。固定的な法体制にしないために一応時限立法とした。しかし、技術革新を十年後も継続して行わなければならぬという必要性は十分認識しておる。よつて、十年後、この法律は廃止するのではなくて、一応見直し、足らざるをつけ加える、ないしは情勢によつては抜本的な改革を行つて技術革新というものは継続して努力していく。これが政府の方針である、こう受けとめてよろしうございませうか。

○政府委員(黒田明雄君) 十年間の時限立法として提案いたしておりますので、建前論を申し上げれば十年で終わりという立場をとらざるを得ないわけでございませうけれども、今柄谷委員がサマライズしてくださりましたように、実態的にはそのように認識いたしております。

○柄谷道一君 私は、本法案の対象技術及び「著しい新規性を有するものに限る」とした意味についても質問する予定でございましたが、これはさきに答弁がございましたので省略します。

ただ私は、中小企業の多くは、現実の姿として、技術開発、技術革新に対する意欲は十分持つていても、あすを考へるよりも、いかにしてきょうをどう生き抜くかということに懸命であるというのが多くの中小企業の実態であらうと私は思ひのでございまして。したがつて、本法案成立に伴う成果を期待しようと思へば、私は二つのことが必要ではないか。

その第一は、中小企業があすのために、みずから積極的な技術開発を行うために、総合的な中小企業対策を一層拡充いたしまして企業基盤を強化する、これが第一の前提であらう。第二は、本法案の対象の技術開発は非常に高度なものと受けとめられがちでございまして。したがつて、中小企業にとつては飛びつきにくい、利用しにくいという面があるのではないかと。したがつて、一般の中小企業も利用しやすいように法の運用に当たつて十分

配慮するといふ姿勢が必要ではないか。

〔理事斎藤栄三郎君退席、委員長着席〕

この二つの要件が相まつことによつて、今述べておられます法制定の趣旨が生かされてくる、こう思うのでございます。

非常にこれは政策的な問題、基本的姿勢の問題でございますので、長官及び大臣から御所見をお願いいたします。

○國務大臣（村田敬次郎君）　まず、私からお答え申し上げましょう。

中小企業は我が国経済の活力の源泉でございますが、御指摘になりましたように、依然としてその経営基盤は脆弱であります。このために通産省としては、従来から金融、税制、いろいろな対策を講じまして経営基盤の強化策に努力をしておるところでございます。しかしながら、近年における技術革新の進展などの著しい環境変化の中で中小企業が健全な発展を遂げるためには、技術開発に積極的に取り組んでいかなければならない。このことが極めて重要になっていると認識をいたしまして、本法を提案することとしたわけでございまして、本法の運用に当たりましては、中小企業の実情を踏まえながら、数多くの中小企業が新しい技術開発に積極的に取り組むこととなるような具体的な対処をしております所存でございます。

○政府委員（石井賢吾君） 柄谷委員御指摘のとお
りと思います。

チャレンジする前提としては当然に、企業基盤經營基盤が安定化しない限りそれは不可能でございます。その意味におきましては、六十年代、具体的に申し上げますれば、政府関係機関におきます貸付枠従来二億一千万でございましたが二億五千万に拡大いたしましたのと、今回のいろいろな、特に政策融資の拡充、これによりまして全体的な融資枠をふやすということが第一。

第二は、長期安定資金の供給という観点から、従来は七年までの貸付期間が限度でございましたが、これを十年、物によりましては十三年まで延長するという形によりまして、言うならば経営基

盤の安定を図るための金融施策の充実を図ったわけですが、それだけでなしに、前回お願い申し上げました商工組合中央金庫法の改正あるいは倒産防止共済法の改正、こういったものもすべて経営基盤安定化のための施策でございます。そういったものと並行いたしまして、中小企業の技術革新へのチャレンジを期待したいというふうに思っております。

それから第二点のお話でございますが、一つの例で申し上げますと、五十九年度から、従来技術改善補助金という制度の中に研究開発型企業枠というものを特設いたしました。これは補助金額にしてわずか二億円でございますけれども、これに對しまして約六倍の申し込み率になっておりまして、非常に中小企業の意欲が感ぜられるわけでございまして、したがって、私は潜在的な中小企業への技術革新への進展に対応するみずからの積極的技術開発意欲というのは非常に強いのではないかとという判断をいたしておりますで、先ほど御指摘のような誤解のないような形で、中小企業がこういった技術開発計画の認定を出しやすいように十分に理解の浸透とPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

○柄谷道一君　金融、税制上の配慮は当然しいかなければなりません、時間がないので余りくどくと言いませんけれども、我が国の中小企業の中の多くは加工貨産業が多いわけですね。だからそういう金融面とあわせて、やはり加工貨対策、適正利潤を確保できるというような施策等々、ひとつこれを一層前進させていこうというためには、それを支える基盤というものをよほど拡充していかなければと成果を期待することができない。この点は今も中小企業庁も通産省も十分御承知であらうと思いますので、くどくど申し上げることは避けたいと思います。

なおこの技術につきましても、例えば織維産業の場合、自動縫製機の開発等も進んでおりますけれども、余り開発によって莫大な資本投下を必要とするというようなものを欲するよりも、極め

て少ない投資で、より大きな成果が得られる、いわゆる応用技術面における開発というものを中小企業が求めているという面は非常に多いと思うのでございます。したがって、著しい新規性を有するもの」というこの判断についても、中小企業の実態に應じて、機動的にこの判定が行われるようにぜひ運用をお願いをしておきたい。これは要望にとどめておきます。

次に、商業、サービス業についての対象となるべき技術についても質問しようと思いましたが、これも他の委員から質問がございました。

そこで観点を变えて御質問いたしますと、商業サービス業が行う技術開発ということになりますと、従来からの蓄積が余りございません。したがって、現実には大手メーカーとの共同開発ということがケースとして多く出てくるのではなからうかと、こう思うわけでございます。このような場合も本法案の対象となり得ますか。

○政府委員(黒田明雄君) 商業、サービス業もこの法律の中に対象として取り入れていきます意味は、アメリカで既に進展しているようにございませうけれども、第三次産業が相当に発展していくであらう。その過程で、現在の技術革新というのが大いに取り込まれ、活用されていくに違いないというふうに考えておりまして、その大きな分野はいわゆる情報化と技術の接点、技術でいいますとソフトな技術といったところが中心になるのではないかと、いうふうに考えているわけでございます。

こういった分野につきまして、確かに情報化自体が最近急速に発展してきたものでございます。このソフトの、特に情報化の接点におきますで、このソフトの、必ずしも既存の事業者、サービス業者に十分蓄積されていないというふうに思われますが、同時に現在相当に果敢に取り組んでいる中小企業者もおりまして、大企業に匹敵するものようなものを開発し、活用しているというものも数は少ないんですが、見られるような情勢になってまいりました。大いにこういったもの

が輪を広げていきまして、大企業に負けない競争力のある中小事業者、サービス業者が育成されていくことが必要であると思うわけでございますが、確かに御指摘のように、自身ですべてを開発できるかというとおぼつかない面もありまして、一時的には、大手の例えばコンピュータメーカーとか、そういったところと提携して開発せざるを得ないというようなものもあるかと思ひます。

そういった場合には、その中小事業者あるいはサービス業者の行う研究開発については、丸々大企業に委託してしまうというのではだめです。企業が共同研究、共同開発でございませうけれども、真に共同研究、共同開発でございませうれば、中小企業者が行う部分につきましては、本法の対象にしていきたいと考えております。

○柄谷道一君　また同じく製造業の場合、系列間、いわゆる親企業と系列下にあるメーカーとの間の共同開発というケースも生じてくるんではないかと思うわけでございまして、これも丸九親会社社の方言うとおりで委託するとか、やってしまおうということとは、これはもう当然論外でございしますが、文字どおり対等の立場で、それぞれのノウハウを生かしながら開発をしていく、こういう場合も適用になりますか。

○政府委員（黒田明雄君）適用になります。

○柄谷達一君 長官にお伺いいたしますが、本法案に基づいて組合が行う技術開発に対する高度化補助金がついております。私もいろいろこれ検討いたしましたのですが、その内容は決して十分なものと評価することはできないと思うわけでございます。今後一層その充実が必要ではないかと思うのでございますが、長官としての認識と今後の決意をお伺いいたします。

○政府委員(黒田明雄君) 私ども非常に予算措置の拡充増額が厳しい中で、特に重点を置いて獲得した予算でございます。私どもとしては、初年度度としてなかなか困難な予算を獲得できたと思つてゐるわけでございますが、法律の運用の実態を見なすきめまして、要すればこの拡充に努力いたした

いというふうに思います。

○柄谷道一君 通産大臣、本法案六条に、国に、技術開発計画に伴う「技術開発事業の実施に必要な資金の確保」というものを求めています。私は、通産当局、中小企業庁当局の本年度予算編成に対する努力はそれとして評価いたしております。しかし、この法律が、経営基盤が安定し、法の運用いかんによりましては組合及び企業で、今長官も潜在的な意欲というものは相当であると評価されたわけですから、多くの要望というものが出てくると思うんですし、またそれを期待するわけでございます。

したがって、今後の予算計上というものについて、私はやはり意欲はあれど金なしということではこれいかぬと思うんですね。一層大臣としても努力されて、文字どおりこの六条の趣旨が生かされる努力がされるべきだと思います。いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) お答え申し上げます。

第六条の「資金の確保」の規定でございますが、この規定は、認定を受けた技術開発計画に従って技術開発事業を実施する際の所要の資金確保について、国の決意と責務とを表現したものと私どもは解釈をいたしております。

この規定を踏まえ、六十年度においては委員御指摘のように、中小企業技術高度化補助金、中小企業事業団の高度化融資の特例及び中小企業金融公庫、国民金融公庫の特別融資の創設など、可能な限りの努力を行ったものと認識をしておりますが、今後とも本法の運用実績や中小企業の技術開発の実態を踏まえまして、本法の趣旨が生かされ、中小企業者にとって技術開発に必要な資金の確保が図られますように、資金の確保、施策の充実に努めてまいるのでございます。

○柄谷道一君 ぜひそのような御努力を期待いたしておきます。

ところで、この技術開発計画の認定は都道府県知事にゆだねられております。その理由は理由と

してわかるのですが、都道府県には中小企業、特に技術問題の専門家は少ないと思います。したがって、各都道府県知事ごとの認定が行われる場合、認定にばらつきを生ずる心配があるのではないかとこのことが憂慮されるわけでございます。これらを防ぐための指導対策について簡潔に御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(黒田明雄君) 認定の基準になります技術開発指針を、できるだけ明確にわかりやすくすること、第一。第二には通牒をもってこの解釈についてばらつきのないように徹底を図ること、第三に都道府県知事におきまして公設試験研究所等技術専門家がございまして、そちらとの連携を確保するよう指導する。このような三点によりましてばらつきをなくしていくものと考えております。

○柄谷道一君 次に、本法案とは直接関連がございせんが、中小企業の維持発展にとって極めて重要であります中小企業承継税制について御質問をいたしたいと思います。

私は、この問題についてしばしば取り上げてまいりました。本年の予算委員会でも二月十三日、三月十四日と二回にわたりまして関係大臣に御質問をいたしました。改めて中小企業庁長官に認識をお伺いしたいと思っております。

まず、その第一は、戦後四十年が経過する中で、創業者の時期はほぼ終わろうといたしております。現在経営者の高齢化とあわせまして一般的な形での世代交代期を迎えていると言っても過言ではないと思っております。ところが通産省の調査によりまして、現在中小企業においては六十歳以上の経営者は全体の経営者の約四分の一、創業者に限って申しますと約三分の一を占めております。したがって、この税制の合理的な改善は、今日の中小企業対策の中で早急に解決しなければならぬ重要な課題であると私は思うのでございしますが、長官の認識はいかがででしょうか。

○政府委員(石井賢吉君) 昭和五十五年度に、中小企業庁が全国商工会連合会に委託をいたしました

て、中小企業承継税制問題研究会を開いていただきまして、その報告書を得たわけでございます。

その内容は、先生御指摘のような世代交代期を現在中小企業が迎えている。それに対する、言うならば相続税の一つの理念と申しますか、これと企業経営との相克と申しますか、この辺の調整を図るべきだということでございますが、その基本的な必要性の認識というものは、やはり地価の異常高騰等によって過度な相続税が中小企業に賦課され、あるいは中小企業経営者に賦課され、それが事業継続を困難化し、あるいは中小企業の経営意欲といえますか、そういうものを阻害するのだということであろうと理解をいたしておるわけでございます。

その意味におきましては、当時その報告を受けまして、五十八年度の税制改正におきまして相続税にかかります基本通達の一部改定を行ったわけでございますが、私ども、これをもちまして、その報告書に提言されたのは四点でございますが、そのすべてがかつ十二分に実現されたとは毛頭思っておりません。

そういう意味におきましては、御指摘のような経営者あるいは事業主の世代交代期という時期における一つの積み残し課題としてまだ残っているんだらうと思っておりますが、非常に残念なことに、この相続税はマクロ的な把握ができません。したがって、その効果を秤量するというのは非常に困難でございます。その意味におきましては、五十八年度に実施された基本通達の改善というの、ある意味においては相当な効果を上げ得るんではないか。例えば個人用資産にかかります土地の評価減について二〇％を四〇％に引き上げたわけでございますが、これによりまして、例えば小売商業の九〇％は、この二百平米以下の事業用資産という形で救われるという実態が出ておるわけでございます。

そういう意味において、そのすべてではございせんが、相続税の中小企業経営への大きな影響として出てまいっております地価高騰に対する対

応は、幾分なりとも実現できたものではなからうか。そういう意味におきまして、五十八年度の税制改正の効果は今後とも見守ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○柄谷道一君 確かに五十八年の基本通達の改正によって、若干の改善が行われたということは評価いたします。しかし、私は本質的に考えた場合、昭和二十五年に制定されました現行相続税制というものは、その後、確かに数回の改正が行われまして整備されてきたと思っております。しかし、その基本的理念とするものは、人間が生存中につくった私的財産を、その人の死亡、すなわち相続の開始によって相続人その他の者が相続した場合に、その財産を課税物件として、その価額を課税標準として徴税するというこの前提は、一貫して貫かれていたと私は思うのでございます。

しかし自然人と違って、企業というものはゴーストコンサーン、いわゆる継続して維持発展していかなければならない。いわゆる永続性を持ったものであると思うのでございます。したがって、個人財産のように、その財産の清算を行って富の再配分を行うということは、中小企業にとっては現実に事業用財産の処分そのものにつながっていく。そういうことは事業の継続性を極めて困難にするという、基本的な問題の解決にはまだほど遠いと私は認識するのでございます。

しかも、私的財産というものは、これ流動性を持っておりまして、ある程度処分は可能でございます。事業用財産というものは拘束性のある財産でございます。したがって納税ということとは直ちに事業の縮小ないしは企業の廃止ということにつながりかねない、このように私は思うのでございまして、部分的に相続税を多少手直ししても、基本的に事業を承継するという理念をもっと強烈に打ち出していく。いわゆる抜本的な税制の見直し、改善というものが行われない限り、この問題を合理的な形にしていこうということは私にはできないと、こう思うがこそ、予算委員会でもこの問題を深くたまたところでございます。私

のこのような認識に長官、誤りがございまいしょうか。

○政府委員(石井賢吉君) 相続税は、あくまで自然人を前提にした課税方式であることはそのとおりでございます。また中小企業といいますが、その経営者に対する課税というのは、当然自然人を対象とした課税であるわけでございます。

ただ、御指摘のように、中小企業の事業用資産あるいは株式といいますが、一方で高く評価されながら、それは流通性を持たない、換価性を持たないという面、あるいは逆に言うと、換価した場合には事業継続ができないという側面、その二つの相剋の問題だと思えます。これは現在の中、小企業の事業体というものをどういうふうに理解するか。それはあくまでも物的財産としてすべて評価する限りにおいては、当然のことながら問題は解決しないわけでございます。

しからば、自然人である経営者あるいは株主の持つ富の相続、それに対する社会的公正をどう確保するかという問題とぶつかるわけでございまして、私はこれについて一〇〇%の解決というものはないではないか。例えば事業用資産についてはすべて非課税とした場合に、その非課税財産を承継する経営者にとりましては、大変な不労所得の入手ということになりかねない一面があるわけでございまして。となりますと、社会的公正という面で、それをすべて一切非課税でいいのかという議論が必ず出てくるわけでございまして、したがって、やはりこの問題が一番大きかったのは、過去における地価の高騰によって、不当にその土地の価格が企業の財産として高く評価され過ぎた、それが相続税にはね返ってきたところにあるのではないかと考えてございまして。

翻って、では過去二十五年当時、あるいは昭和三十年代において、こういった承継税制課題といえますものが大きく問題化されたかといえますと、私、当時中小企業関係をやっておりましたが、そういう声というのはほとんどなかったわけでございまして。

ございまして、むしろ昭和四十年代から入りました土地の高騰という問題がこれに一番大きな黒い影を及ぼしたのではないかと。ということであれば、あくまでも問題は、そういった異常な高騰を遂げた土地あるいは地価を反映させる現在の相続税関係をどういうふうにするかという点ではないかと。という方策を考へるしかないのではないかというふうに考えてございまして、その限りにおきましては五十八年度の改善というのは一歩前進だということに考えておるわけでございまして。

しからば、一〇〇%改善する方策というのは、今申し上げました相続税の持つ富の再配分効果、あるいは社会的公正の確保という観点から十分な検討なしには、なかなか結論は出せないのではないかと感じております。その限りにおいて、まだ十分はつきりいたしておりませんが、来年度また相続税の見直しをするというふうな新聞報道もございまして。そういった期に即しまして、私ももさらに五十八年度の改善効果については先ほど、個人財産についての推定はできるんでございまして、同族会社についての株主たる経営者の意見というものは、むしろ助かったという意見は全く聞かえてこないわけでございまして。そういう意味におきまして、さらに中小企業諸団体の意見を踏まえながら、今後検討を続けていく必要があるかというふうな思っております。

○柄谷道一君 昭和四十年まで余りこれが出なかった。そういう一つの理由の中に、創業者がまだ現実に事業を承継するという意識が薄かった。ところがだんだん六十になってきた、七十になってきた、時代の進展とともに関心が深まったという面も非常にあるということはどうですかと思ふんです。

私は予算委員会の中の指摘したんですけれども、確かに五十八年の基本通達の改正で改善はされております。しかし、私の挙げました例は土木建築の例でございまして。砂利の置き場も要る、砂の置き場も要る、トラクターその他の機材を置いておかねばならない。鉄骨も積んで

おかねばならない。そのように非常に、中小企業ではあるけれども、事業継続上一定の土地といたうものを確保しなければ事業が経営できないというふうな業種については、あのときはたしか株券の十七倍だと記憶いたします。それだけの評価をされると。その土地を売つれば事業の継続はできない。そうだとすると事業を閉めてしまえば、百人になんかとする従業員の問題が生じてくる。そうだとすると株で取つてくれといつても、税務署が評価した額における株での納税は制度として認められていない。どうすればいいんだ。これが今中小企業の中の一部にある真実の声なんです。だから、五十八年の改正で土地の評価問題が改善されたからこれでいいという現状には決してないという点は、私はもっと深く中小企業の実態を御精査願いたいと思つてございまして。

そこでもう一点伺いますが、中小企業の場合は、大体通常の場合、その子供のうちの一人が親の事業に参加をいたしまして、従事いたしました。親とともに経営者としての貢献を行つていくというのが通常の姿ではないかと思つてございまして。したがって、その親が死んだ場合、決してその財産というものは棚ぼた式に落ちてくるものではないんです。ところが、ともに事業に貢献した子供の貢献度というものは、現行税制では全く配慮されてない。しかも子供が三人おれば、他に嫁に行つた人にも、全然自分の親の事業にかかわりのない職業に携わつていられる者も、相続税法によつて分割されるという問題点もあるわけでございまして。この点は、私は農業並みにしろとはあえて申しませんけれども、農業と比べた場合に、余りにも大きな問題の発想上の段差というものが現実にあるのではないかと、こう思ふんですが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(石井賢吉君) さきに申し上げました研究会報告書におきましても、農業との違いというものを指摘した上で、中小企業の経営実態に即応した生前贈与の方式を提言しておるわけでございます。

しかしながらあれを拝見いたしますと、やはり経営的なノウハウその他については今先生御指摘のように、事業に従事することによって後継者が現実に取得していつていられるわけでございまして、やはり帰するところは物的財産の承継問題になつてしまつてございまして。したがってあの研究報告を見る限り、例えば遺贈という方式でどう違うのか、生前贈与におけるいわけ農地のよう一つの凍結状態と、中小企業の場合には多く金融調達の手段として事業用資産が抵当その他に利用されておるわけでございまして、そういった利用の可能性というものを遮断してしまつていくことでは、むしろ非常に弊害の方が大きいわけでございまして。例えば遺贈という格好でどう処理できるのか、その場合には、では一気に相続税は大きく過ぎるじゃないかという御指摘、これは先ほど来の問題点だと思つてございまして。

そういった意味で、これ一律に判断をするのは非常に難しい問題でございまして、やはり帰するところは物的財産の相続問題を解決しなければ、すばらしい経営者が、後継者が育つておりながら円滑な承継ができないというところになるわけでございまして。問題点はむしろ全体としてその物的相続税の土地高騰による悪影響の遮断をどの程度までするかという一点に絞られていくのではないかとこのように考えております。

○柄谷道一君 私はこの五十六年三月、中小企業承継税制問題研究会が出されました資料を何回も何回も目を通して熟読いたしました。我が党は我が党としての考えはございまして、それは一応横に置まして、これは非常に問題点を的確に指摘し、かつ具体的な改善について、しかもその現実的な改善について提言しているまことに力作であると私は評価いたしております。今長官も、五十八年の基本通達の改正によって事が終わったわけではないという認識を述べられました。この報告書の中には、事業用財産の生前贈与時の納税猶子の制度化の問題、居住用・事業用土地の評価の改善の問題、取引のない株式の評価方式の改善

の問題、その他として相続税前納制度の創設、基礎控除の引き上げ、相続税延納制度の改善、納税資金調達の円滑化等々の具体的な当面の課題を提示いたしますと同時に、今後の抜本的な検討課題というものを明らかにしておるわけでございます。

そこで通産大臣にお伺いいたしますが、私の予算委員会における質問に対しての通産大臣の御答弁も、きょうの中小企業庁長官の御答弁も、現行税制においてはなお多くの問題点があるということとは認識しておられながら、効果等を見守りたいという消極的な、いわば失礼でございますが姿勢を述べておられるわけでございます。時たまたま本国会が終了した後は、シャープ勧告以来と言われる税制の抜本的見直しを税調に政府は諮問されたと聞いておるわけでございます。

私の予算委員会での質問に対する答弁を聞く限り、大蔵省の壁はなかなか厚いと、こう思わざるを得ません。しかし、中小企業が今後円滑に事業承継を行い、我が国の産業の基盤ですから、これが発展していくためには、私は通産省としてこの研究会がまとめた提言に基づいて、やはり思い切った改革案を準備して税調に対して行動を起こすべきときではないか、抜本改正のときを、抜本見直しのときを外してこの問題の大きな改革というものは期待することができないと、こう思うわけでございます。

これは、大臣というよりもむしろ政治家として、ともに中小企業を愛し、かつ憂う政治家としてのひとつ御所見をここで明確に述べていただきたい。

○國務大臣(村田敬次郎君) 柄谷委員御指摘の三月十四日の参議院予算委員会における質疑の中で、相当詳細に御答弁を申し上げました。また、ただいまも石井中小企業庁長官からお答えを申し上げたところでありますが、石井長官もこの問題についての抜本的な解決というものに非常に疑問を持っておる点もあったようであります。いずれにいたしましても、中小企業承継税制問題研究会の

報告というものを踏まえて、五十八年度の税制改正に反映をさせた。これはそれなりに相当の効果があつたと思ひます。

柄谷委員がいろいろなお立場、そしてまたいろいろな研究を踏まえてこの問題について非常に深い検討を行つておられることはよく承知をしておりますが、私は、承継する側から言つても、かつて西郷南洲が「子孫のために美田を買わず」と、こういうことを申したことがありますが、そういう気迫が必要だと実は思つております、承継する側も。

承継、いわゆる財産相続の問題は、その国の国家体制にも関連をするわけであります。日本のこのいった相続税制というのは、ある意味では中産階級化というものに非常に促進をかけているんじゃないか。いかに金持ちであつても、三代すればほとんど普通の人間になつてしまふというぐらゐ相続税というのは厳しいものでありますから、そういう意味での日本の相続税制の意味というものはよく私は考えさせられるのであります。いすれにいたしましても、御指摘のように、今後現行の税制について抜本的な見直しを行うという動きがあることは承知をいたしております。したがつて、今後税制の抜本的見直しの議論においては、本件も含め、中小企業関係税制について中小企業者等の関係方面の意見も十分に聞き、対応していくことが肝要だと、これが通産大臣あるいは政治家としての答弁だろうと思ひます。

○柄谷道一君 時間が参りましたので、もう質問はこれでやめますけれども、これ本当に今深刻なんです。ぜひ関係団体の意見も聞きと、大いに聞いていただきたいと思ひますが、ただ受け身ではなくて、せっかくこれだけの問題点と提言があるんですから、やはりみずから行動を起こし、中小企業団体とともにこれで行くではないかと、リーダーシップをぜひ大臣として發揮願ひたい。また強い決意を持って臨んでいただきたい。このことを要望いたしまして質問を終わります。

○本平八郎君 この問題につきましては、衆議院の議事録を見ますと、石井長官初め黒田次長

も非常に高邁な議論をいろいろやつておられるというのを拝見いたしまして、参議院としても、少し私も次元を上げて質疑申し上げたいんです。

それで、まず第一に、この法案の背景になりまします中小企業のあり方ということですね。具体的に例えれば二十一世紀における日本の中小企業というのはどうあるべきだと、大企業との関係においてどういうふうな考へておられるのか。今こうして、わざわざこういう法案を出して技術開発をやらうというふうな考へえなんですか、逆説的に言つて、もしもこれをやらなうとほつておいたら、日本の工業というのは一体どうなつていくんだらうと。これは中小企業が倒れる、倒れると

いうんですか、不活性になると大企業の方もこれとて、いろいろあると思ふんですね。しかし二十一世紀、この法案は十年の時限立法なんですか、今から十五年後の日本の中小企業の姿がどうなるか、それはどういうふうなイメージをされておられるかということをお伺ひしたいわけです。

○政府委員(石井賢吉君) 非常に難しいようでは、実は十五年先の話でございます。その意味においては、私は十五年前の中小企業のあり方、あるいはちやうど二十二年ぐらい前でございます。か、中小企業基本法を制定した当時の中小企業のあり方、それを逆投影といひますか、そういうふうなことで考へるのも一つの方法かと思ふわけでございます。

今後の技術革新の進展その他については、言ふなれば基本法制定以降とは大分違つた様相を深めてまいりますので、ただ単に二十年前、十五年前の中小企業のあり方を見た上で今後の推測をするというのは非常に難しい面もございまして。ただ、現在中小企業の持つ、何と申しますか、我が国産業構造の中で占めております柔構造といひますか、やわらかいという意味において、過去二度の石油危機を乗り越つて高度成長から安定成長軌道にソフトランディングした、そういう我が国経済の極めて世界に類を見ないようなパフォーマンスを実現し得た相当大きな部分は、私はこの中小

企業の持つ柔軟性にあつたのではないかと、そういうような産業全体を支える中小企業の柔構造的な役割、これは私は二十一世紀に参りましても同様の役割を果たしていかなければ、日本経済の健全な発達ということは期待できないというふうな考へておるところでございます。

○本平八郎君 最近、私、質問の通告が、土壇場になつてめぢやくちやになるものですから、答えにくい点はちやうと答えにくいと言つていただけばいいです。

それで、今過去十五年ぐらいの中小企業の歩みを解説していただいたわけですが、私はこれからは、あるいはそういうふうな逆に行くんじゃないかという気もするんですね。ちやうとこれは私の意見だけですけれども、この法案を見たときに、またこれや必要があるのかなという感じがしたわけです。ということは、どうもこれが実施されますと、中小企業が役人好みの企業に育てられるんじゃないかという気がするんですね、教育ママが育てたような。そしてどうも今後はやっぱ行政が過干渉、干渉し過ぎるというのは余りよくないんじゃないか。したがつて、どなたかがおっしゃる通りに、民活という、そういう活性化をかえつて阻害するんじゃないかという気もするわけです。したがつて、その辺今後実施していただく段階において、ひとつ御留意いただきたいと思ふわけです。

そこで、私の法案で附則の第二条ですが、何か十年間で廃止するという時限立法なんでも私も非常に賛成なんです。やはりこういうようなものはそのときになつても一度考へ直すということには必要でしょうけれども、だからだとやるよりも、目標を決めて、ここまでやるんだというふうなやつていく必要があると思ふんですね。サンセットで、もうあとがなないんだということじゃないと、ついついだらだらしちやうということがあると思ふんですね。

そこで、お聞きしたいんですが、私はこの法案について、中小企業庁自身が目標を立てていただく

必要があるんじゃないか。十年間で中小企業のレベルをここまで上げるんだ、あるいはここまで到達するんだ、あるいは大企業との関係でこういうふうにするんだ、そういう目標を立てていたで、その目標による自己管理ですね、そういうことで努力していただく必要があるんじゃないか、ただ何となく流れをウオッチしているというやり方じゃなくて。民間じゃしよっちゅうやっていてのことですけども、目標による管理という概念を導入していただく方がいいんじゃないかと思うんですが、次長いかがでございますか。

○政府委員(黒田明雄君) 私どもも、中小企業対策の基本は、政府による過干渉ではなくて、中小企業の自主的な努力を支援する、特に中小企業は現在まだやはり資金面、技術面、人材面、各方面で

大企業と比べても足らざるところがございまして、こういったものの支援をある程度政府として用意するのではありません、中小企業としての発展も十分にいかないという認識を持っております。

これを民間活力という観点から見ました場合に、私どもは民間活力の発揮を促すために環境整備と申しまして、ある程度の支援というものがあつてはならないか。これは私も慎んで統制的な方法とはならないようにしておりますし、予算例

えは補助金をつけます場合にも、自助努力を前提にするという方式をとっております。かつ補助金よりは融資にウエートを置くというような政策的な選択をしております。これらはいずれも民間活力の発揮を促すという姿勢から出ているものでございまして、それで、今回の法律体系におきましても「認定」という行政手続が入るわけでは

ありませんが、これは制限的にやろうというのではなくて、その種の助成メカニズムを動かすための引き金のようなものでございまして、官僚統制に及ぶという趣旨は毛頭ないものと思ひます。それから、目標管理の点でございまして、確かに企業サイドで考えますと、例えば人事、予算の配分から始まりまして、一種の企業体として有機的に、場合によっては上から下への命令といった

ような手段も使えるわけではございまして、非常に目標管理というのができやうと思ひんでございしますが、中小企業行政のように、大勢の中小企業を相手に限られた助成手段でもって、非統制的な手段でこれを誘導していくというふうに考えます場合に、なかなか目標管理は望むべくしてできないという実情にございまして。

とりわけ中小企業は数が多く、レベルも異なるものですから、そういう目標管理になじむ一つの指標といったようなものも見出しにくいわけではございまして、私も十年でやっておりますのは、一つの区切りとしてやっておりますが、十年後に達成すべき目標を一つの単一的な指標で確立するというのができないものですか、定量的というよりは定性的な政策にとどまらざるを得ないのでございまして。

○本平八郎君 その次に、二十一世紀における姿というのとは先ほど申し上げたんですけれども、そういうときには大企業と中小企業の間におけるすみ分け、これは今西進化論に言われているすみ分けの理論なんですね。今まではどうしても競争的な状況にあつたという認識なんですけれども、これからはやはりすみ分けというものを積極的に進めていかなくちゃいかぬんじゃないか。

例えば今まではアセンブラがあつて、親企業があつて、その下請という関係だったわけですね。ところが、だんだん、親企業というのはもちろん自動車の場合はアセンブラなんですけれども、下請がどんどん、部品メーカー化、専門化してきて、例えばハンドドルとかトルコンとかカーエアコンなんかは、もうあれ世界的なメーカーになつていくわけですね。今、日産やトヨタだけ

で、どんどん供給していくというふうな状況になつてきている。こういうことが将来どんどん進んでいくし、進めなさいいけないと思ひんで、大企業自身がどんどんそういう専門メーカー化、部品メーカー化してきているわけですね、技術開

発をやつて。

そういう状況で、将来どういうふうにすみ分けが進んでいくんだろう、例えば水平分業、垂直分業、あるいはいもつと言へば国際分業というふうな点、その辺はどういうふうなイメージしておられるかという点をお聞きしたいんですが、長官。

○政府委員(石井賢吉君) 今回発表いたしました白書におきましても、日米の中小企業の存立分野比較というのをいたしております。その意味におきましては、先生御指摘のような、言うならばすみ分けの考え方、要するに時の技術力、技術によつていけば生産構造が規定されていく、したがつてそれぞれの企業の存在をわけてすみ分けていかざるを得ないという形に進んだために、言うならば日米双方の中小企業の存立分野も極めて類似なものになつておるということが言えるかと思うわけではございまして。

しかし、その実態を見ますと、若干違ひては、例えば一九七二年当時まで、米国のジーンズがVTR開発に全力を挙げておりました。そのVTR開発を、それだけ投資をしながら結局企業化をしなかつた。企業化しなかつた大きな原因は、やはり時のカラーテレビが全盛の時代でございまして、そのカラーテレビに対して部品点数が四けたに上る、その精密加工度を要する部品の供給を中小企業群から期待できなかったという点によるのではなからうかと思ひんでございまして。そういう意味において、日本の製造業の場合で申し上げれば、約六五%が下請系列取引関係にあるわけではございまして、ある意味において、相当すみ分けつても共存しているというのが現在の産業構造ではなからうかと思ひております。そういうような姿が、私は中小企業のみならず日本の産業構造全体のフレキシビリティを維持していくという観点からは必要ではなからうか。

今後、技術革新の進展がそれにどう影響を及ぼしていくか。例えばGMのようにすべて垂直的に、すべてが部品の調達までを含めて行うような体制が果たして全体のフレキシビリティを維持するという意味において必要なのか、あるいは望ましいのかという議論もございまして。そういう意味においては、今回の白書で、同じように中小企業の競争相手は何かという設問に對しまして、同種中小企業であるというのが一番大きな回答でござい

ます。そういうような実態は、基本的には変わらないままに、日本の産業構造のフレキシビリティを維持するような大企業、中小企業との関係を維持していくということが望ましいんではないかというふうに私は思つております。

○本平八郎君 今の御意見には私も大賛成でございまして。

それで、この法案に関する審議をいろいろ聞いておりました私が非常に感じるのは、例えば資材だとか資金だとか、あるいは資金に対する担保の問題とかリスクとか、こういうふうな話が非常に出てくるわけですね。この話は、大企業に対するのと同じだということですね、ただ量が小さくなつていくという。だから大人をちよつと小さくした感じなんです。

ところが今のすみ分けの考え方からいいますと、やっぱりもう少し発想を変えなさいいけないんじゃないかと。例えば中小企業だから人材がない、いないというのを前提にして、ウイズアウト人材でどうして技術開発をしていくか。金がない、金がなくしてどうやっていくかというふうなやつぱり考え方をしていかなきゃいかぬ。リスクが取り切れない、それならどういふふうになつていくかという発想に返らないと、あれもない、これもない、あれをくれなさい、これもくれなさい、くれなさい族になつちやたらやつぱりいかぬじゃないかと。その辺の発想の転換が必要だと思ひんですね。

ということとは、要するに大企業で求めている技術開発の方向と中小企業の場合やばり違へるべきだと。中小企業については前から申し上げていくように、私は零細企業と中小企業を分けなさい、いかぬと思ひ、この法案ではベンチャービジネスというものはつきり分けていかなきゃいかぬと思ひますけれども、その提言の問題はちよつと

いのかという議論もございまして。そういう意味においては、今回の白書で、同じように中小企業の競争相手は何かという設問に對しまして、同種中小企業であるというのが一番大きな回答でござい

ます。そういうような実態は、基本的には変わらないままに、日本の産業構造のフレキシビリティを維持するような大企業、中小企業との関係を維持していくということが望ましいんではないかというふうに私は思つております。

別に、やはり先ほどのVTRの問題がありま
すけれども、ああい複合化された技術、技術の
集約、しかし中小企業が担当するのは、その細
分化されたところを担当していくわけですね。そ
うしてそのレベルが全部そろわないとVTRがで
きないわけですね。でこぼこがあるためだ。と
まさにアメリカは敗退して日本の独占になったと
いうのは私はそこにあると思うんです。

そういう意味において、中小企業の技術開発の
方向というのを、例えば、私よくわかりませんけ
れども、VTRならVTRの回転のころの精度、
これ非常に接触面とか、例えば日本のVTRなら
何万回通ってもテープがすり減らないとか、伸び
ないとか、そういうふうなちよとした技術で
すけれども、すごい技術の開発という方向でやっ
ぱり持つていくべきなんじゃないかという気はす
るわけですね。その辺を簡単に結構でございま
すけれども、次長の御所見を伺いたいですかね。
○政府委員(黒田明雄君) 私どもも中小企業の技
術開発の目標と申しまじょうか、ターゲットとし
て、大企業と同じものを指すということをして
らっているわけではないでございす。

大企業と中小企業の関係は、同じ立場において
競争するという面と、大企業と中小企業がお互い
に補完し合うという、大きく分ければ二つのパ
ターンがあるわけですが、そのいずれに
おきましても、しよせんは中小企業としての特性
をいかに発揮していくかという点で中小企業とし
ての意義があり、また、そのことによって、大企業
との競争においても中小企業としての必要な地歩
を占めていくというふうな考えているわけでご
ざいます。

これを技術の分野に限ってみますと、技術は従
来のような大企業でしかできないような技術、例
えば石油化学工業の技術なんというのはそうだと
思うんですが、今マイクロエレクトロニクスの利
用技術、周辺技術、応用技術といったようなこと
ろでは、中小企業も非常に取組める、かつそれ
に取組めば高い付加価値を実現できるといった

種類の技術の分野というのが開けてきているわけ
でございまして、特に中小企業は小回りがきく
か機動性があるというこのほかに、そういった
分野での過去における産業の経験、蓄積という
ものがございす。そういったものを基盤にして、
新しく開けたこの技術開発、技術革新の可能性に
取り組めば、大企業と同じ技術を目指すの
ではなくて、中小企業の優位性を生かした技術開
発ができるというふうな考えているわけござい
ます。

ただ、この場合に、リスクの面でございす
と、資金、人材の面で不意な点がございす。こ
こは中小企業だけで何とかしろといつても酷で
ございまして、そういった場合に、やはり政府とし
ては、意欲を持ちそれに取り組もうという中小企
業に何らかの支援を与えていくというふうな
ことが必要であるというふうな考えておりまして、大
企業との対抗策ということだけでも考えておりま
せんし、同じような技術開発を目指すというよう
なことでもないわけで、中小企業の地位あるいは
特性というものを、過去における経験分野といつた
ようなものをいねばメリットとして生かして、必
要なあるいは適当な技術分野に取り組むのを支援
したいわけでございます。

○本平八郎君 ぜひそういう方向で指導して
いただきたいと思うわけですが、

次に、親企業から先ほどちよとなにしました
下請の形が、私は少し変わってきているんじやな
いかと思うわけですね。これは昔は親企業の方で
設計をして、そしていろいろな仕様書を与えて、
それでいわゆる指導するエンジニアも派遣して、
生産管理も現地へ行って全部やってやって、それ
で納期がきつと、それから安く、仕様どおりの
ものがつくれば全部買ってあげるといふスタイ
ルでございす。

ところが、先ほどの自動車部品なんかの場合に
は、例えばハンドルならハンドルというものを、
こうこうこうというハンドルを持っていられしや
い、それで必要なものは自分で技術開発しなさい

と、そのかわりそのハンドルメーカーは、先ほど
言ったように、世界どの自動車会社にも売ってい
くと、あるいはそれに相当なパテントがついてい
るというふうなスタイルに変わってきているわけ
ですね。そうしますと、やはり買う方から言えば
購買になったわけですね、下請じやなくて、それ
で自由競争になっているというふうなことで、納
める方の中小企業としても、相当自主技術をもつ
て得意な差別化をして売り込んでいかなきゃいか
ぬというスタイルにだんだん変わってきているん
じやないかという気がするわけですね。

例えば仮に、私も詳しくないんですけども、
エンジンにくっついてるデイストリビューター
ならデイストリビューターというのを考えます
ね。今までは逆に言えば、そのデイストリビュー
ターを一回でも安く売ってたかたが売れるわけ
ですね。それで泣く泣く納めていたと。ところが今
考え方は、このデイストリビューターをこのエン
ジンにつければ全体としてこれだけ燃費がよくな
るとか、効率がよくなるとかあるいは非常に高く
売れるというふうなことがあつて、エンジンメー
カーとしては、これを買うことによって非常に価
値が上がるというふうになるわけですね。

そうしますと、デイストリビューター自身は少
し高くとも、十分にトータルとしてはコストダウ
ンになるんだというふうな方向に変わっていくと
ある。そうしますと、デイストリビューターメー
カーとしては、そういうものをつくっていくとい
う方向にいかなくいかぬだろうし、したがって、
技術も自分で開発していかなくいかぬというふ
うに私は解釈しているんですが、この辺はこの法
案に関連して、中小企業庁の方で考えになって
いる技術開発の方向と一致しているかどうか、簡
単で結構ですから御所見を伺いたいたいですか
ね。

○政府委員(黒田明雄君) ただいま委員御指摘の
点については、今回私も発表いたしました五
十九年度中小企業白書でも、この下請中小企業と
親企業との関係における技術問題の位置づけとい

うのを研究したわけですが、結論を申し
上げますと、親企業の多角化によりまして受注の
安定を図ろうとか、増加を目指すというような企
業もございまして、これは技術水準の高い下請企
業においてその比率が一層高いという結果が出て
おります。また、中小企業の中には、業界一流の技
術力を有しておりまして、それを利用して専門
メーカーになっていくという事例もございす。
さらには、自社製品の開発に成功いたしましたし
て、こういう下請取引依存度を低め、独立化を目
指すためには、特に新製品の開発が重視されてい
るという結果が出ています。

それで、下請企業にもいろいろございまして、
その技術レベルから言いますと、まだまだ親企業
の指導を受けつつその蓄積を高めていくことが必
要な段階にある下請企業もございす。今の事
例研究に出てまいりますような、もう独立して新
しく自分の専門分野で親企業にむしろ供給をち
からしていくとか、あるいは多角化していく、
世界的な企業になっていくという企業の事例も
ございす。技術の強化ということが下請企業
対策としても極めて重要な意味があり、また、中
小企業の独自性あるいは大企業との関係において
も、対等の関係を形成していく上にも極めて重要
な意味のものであるというふうな考えておりまし
て、この法律もそういった意味で、中小企業の地
位の向上あるいは特性の発揮に役立つものと考え
ております。

○本平八郎君 それで次に、人材とか資金の問
題なんですけれども、これはもう先ほどから相当
議論が尽くされてきたわけです。確かに中小企業
にとって技術開発をやるための人材とか資金の問
題というのは、非常に大きな一つのファクターと
いうか、大変な問題なわけですね。それは先ほど
申し上げましたように、そういうものをトータル
としてないからだめだとか、ほしいとか、これは
もう何とかしてくれとかいうことでは、やっぱり
中小企業の場合解決できないんじゃないかと、数

も多いわけですからね。

そこで私は、中小企業における、中小企業というか、むしろこれはベンチャービジネスかもしれない、もしくは、技術開発の基本は、やっぱり個人芸というか名人芸というか、そういうものに頼るべきであって、大企業のように、いわゆるアポロ計画のような、システムでもって詰めていって一つの技術を開発していくというやり方は、もう当然これはできないわけですね。したがって、私はやっぱり人材がなければならぬに考えなきゃいかぬし、あるいは逆に言えば、その人材を中心にした技術開発というものを考えなきゃいかぬじゃないかと。こういう技術が必要だからこういう人材が必要、研究者が必要というんじゃない、例えベンチャービジネスのように、こういう得意な分野におけるエキスパートだと、したがって、その人が中心になって、もうこの面だけを突っ込むんだというふうな考え方にならなきゃいけないんじゃないかという気がするわけですね。

そこで私は、それとともに一つ大事なことは、各企業自身が、どういった技術がもっているのかというふうなことがわからない面が非常にあると思うんですね。そこで私やったり中小企業の場合には、一番必要なのは、あなたのところはこういう技術がもっているんですよ、この辺を少しやった方がいんじゃないですかと、例えば医者が健康診断のときやするように、そういうのが必要なんじゃないか。それは今技術アドバイザー制度でもってやっておられて、非常に効果を上げておられるというふうには私は聞いていないんですけれども、やはりこの技術開発、その技術アドバイザーをもっと活用してもいいんですけれども、やはりそういう人を積極的に巡回させるなり相談させて、各企業診断をして、おたくはやっぱり今こういう技術を開発した方がいいですよというアドバイスをやるようなことがいいんじゃないか。

これは、ちょっと時間がだんだんなくなってきたんで、結論的に申し上げますと、私のアイディアとしては、例えば今大企業の定退者の再就職の問題が非常に困っているわけですね、技術系統は余りそうでもないんですけれども、そこで私は、そういう人を中小企業診断士みたいな技術のよう、あのカテゴリーでもいいんですけれども、こういう技術コンサルタントみたいな、国家試験をやって資格を与えて、そういう人にどんどん中小企業を回ってやってもらおう。特に大企業の定退者はそういうふうにして使う。そうすると、大企業にある技術がどんどん川下に流れていくわけですね、その人を通じて。

そういうことで、私は、これは何も技術が漏れるから困ると大企業の方は言うことではないと思うんです。むしろ漏れたってどうってことないわけですから、むしろそういうふうな、定退者の生きがいのある職場、第二の職場が開発されるということ、非常に大企業の方も歓迎するんじゃないかと思うんですけれども、その辺を組織化して有効に使うという点で、何か御所見がありましたら。

○政府委員(遠山仁人君) 技術アドバイザーに大企業の退職者等を活用したらどうかというお話でございまして、現在講じております技術アドバイザー制度の概要と、それからそういった専門家の状況をちょっと御説明を申し上げたいと思います。

技術アドバイザー制度は、中小企業が独自では開発困難な製品あるいは製造工程等につきましても、なお技術的な諸問題の解決に資するために適切な技術指導を行うための制度でございまして、全国で登録されております技術アドバイザーは全部で約二千五百名おります。年間にいたしまして六千百企業ぐらいにアドバイスをしているわけでございます。

こういったアドバイザーは専門家でございまして、大学の教授あるいは国・公設の試験研究機関の職員あるいは技術士などをお願いをしているわけでございますけれども、そのほかにも大企業の退職者等も相当程度活用をさせていただいているわけでございます。今後とも適切な方を充てまして、適切なアドバイスができるような方向に持っていきたいと考えております。

て、適切なアドバイスができるような方向に持っていきたいと考えております。

○政府委員(黒田明雄君) 木本委員御指摘の、中小企業の技術開発のあり方に関する点でございまして、中小企業は在来の人材を利用し、主として名人芸的なものに頼っているのがいいのではありませんかという御意見と承ったわけでございまして、大企業と同じものを目指すべきでないという点では、そのとおりであるというふうに思うのでございまして、中小企業もやはり新しい技術開発の進展に即応してまいりませんか、取り残されてしまいうというふうに思います。例えば機械的な切削方法をとっているある機械部品メーカーがあるというたしまして、こういったものが熱を利用した例えはレーザー光線を利用した切削技術で非常に高度な切削、精度の高い切削が簡単にできるといいうような技術が進んでまいりますと、そういう機械的切削の専門家だけでは、やはり新しい切削技術を取り入れ、こなしていくことができなくなっていくわけでございます。こういった場合には、新しい技術分野の専門家というものをやはり中小企業としては取り込んでいかなければいけないというふうになると思うのでございまして。

そういった意味におきまして、人材の不足、資金の不足といったものについては、中小企業が意欲を持って取り組もうとする限りにおいては、中小企業施策としてこの支援をしていくべきではないかというふうに考えております。

○木本平八郎君 その辺で、私はやはり今後指導なさっていくときに、中小企業自身はこれはもう自分の経営の問題だし、死活の問題ですから、ちゃんとそなえをばらして、決して幾らおだてられてもそんなめっちゃやんな技術開発の投資なんかもしないと思うんです。思ふんですけれども、ただ、時に、先ほどありました世代交代して若い経営者なんかになりますと、ついつい格好よさを求めてやっていくという可能性がなきにしもあらずだと私は思うんですね。私の経験でも、大体もうかつては製品とか、もうかつては技術と

いうのは、余り新聞のニュースになって出るようなのはまだだめなんですね。むしろ新聞に出なくなつた製品でも、忘れられた時分にちゃんともうかつては製品と、もうかつては技術と

これは例を挙げますと、例えば品川燃料なんかありますね。あの会社で一番もうかつては新であり、練炭である、豆炭なんですね。LPGだとか、そういう格好のいい燃料はほとんど赤字採算ですね。そういうものなんです。やはり技術も、新聞にばつと出て格好よくやっていると、どんどんまだ開発費がかかっている段階で、それがフルーツになっていくのは大分時間がかかる。その辺で若い社長さんなんか格好よさを求めてやると失敗するんで、大企業の場合は、まだ物すごい人数で、大規模で開発していますから、一人だけが格好よくなかなかありませんけれども、中小企業の場合は非常に目立ちますので、そういうことがあると非常にかえってリスクも大きくなるし、損失も大きくなるというふうなことで、私はうまく指導していただきたいと思うわけです。

それで現在、これにもよく議論の中に出ておりますけれども、多品種少量生産になってきて、多様化されて短サイクルになってきています。むしろ利益を得る源泉、利益の得方がやはり今までと違ってきているんじゃないかという気がするんです。大量生産、大量消費のときには、マスによるいわゆる量産効果といいますが、スケールメリットですね、それでもって稼いだわけです。どんどんコストが安くなつて。ところが、この短サイクルになってきて多品種ということになってきますと、やはり創業者利得というものが非常に重要になってくるんじゃないかという感じがするわけなんです。

これ、何か衆議院では、多様化利益の時代とか何とか説明されていましてけれども、こういうふうになってきますと、中小企業の場合としては、今まではやはり生産技術でコストを下げるということに技術開発の中心、焦点があつたわけですが、これも、これからはむしろ工作技術というか、

多様化技術とか、付加価値を高める。例えば同じマイクでも、性能がちょっと違うふうにあるんじゃないかと考えるんですが、その辺簡単に確かめたいんですが。

○政府委員(黒田明雄君) 規模の利益から多様性の利益、エコノミー・オブ・スコープの時代というふうには言われてきておりまして、そういう意味では、中小企業にとって一つの格好のチャンスがめづつてきたという認識で、むしろ中小企業者の意欲に期待していきたいというふうに考えております。

技術開発におきましても、そういった大量生産技術ではなくて、むしろ個性化された、精度で言えば非常に高品位、高性能であるとか、新しい商品を開発していくとか、そういった分野の技術が従来とも、どちらかと言えば中小企業は得意としていたわけで、そういった分野が開けてくるのであるというふうな認識を私も持っております。今後この法律によりまして、恐らく中小企業はそういった技術に取り組んでいくと思えますし、そういう方向を助長したいというふうに考えております。

○本平八郎君 それで技術の考え方なんですけれども、具体的に例を挙げますと、例えばロボットのメカニズムをつくるわけですね。ところが、やはりそこに、例えば、今はいいのがありますけれども、ニードルベアリングというふうなものや、こういったベアリングですね、こういったものがいいかどうかによって全然性能が違ってくるわけですね。中小企業はこの部分を担当すると、ロボットをつくる方はやっぱりアセンブラーに任せざるを得ないんじゃないか。例えば、ついでの間は、スペースシャトルでなかなかありまして、何か外側に耐熱用のタイルを張っていたようにですね。そのタイルがはげて、そのために非常に大問題になった。ああいうタイルを開発するということ。それから、そのタイルの接着材ですね、こういうようなものを

を開発するというのは、まさに中小企業の分野だと思ふんですね。スペースシャトル全体、ロケット全体をやるのは大企業かもしれないけれども、大企業も一々そこまでは全部自力ではできないだろうと思ふます。

そういうことで、これからのやはり中小企業の生き方というのは、例えばこれ先ほどの説明にもありましたけれども、ICのカッティングとかボンディングだとか、そういうふうな分野ですね、これが非常に重要になってくるだろうと思ふんですね。そういう点で、これは各企業が専門がありますから、そこでやっぱり突っ込んでいくと思ふんですけれども、その辺の指導というものが非常にこれから大事になってくるんじゃないかという気はするわけですね。

そこで、時間がなくなってきたので、ちょっと私の提案を、まずいろいろお願いしたいんですけれども、これは午前中もありましたけれども、私は中小企業の研究開発に、やっぱり試験設備なんか非常に大変なので、国が今持っている試験設備とか研究機関を開放していただくように、これはけさはともありましたが、ぜひ積極的に進めていただきたいと思ふわけですね。これはついでにこの間の基礎技術のときにありましたような形をぜひ考えていただきたいと思ふわけです。

それから、ひとつこれは、こういういろいろな施策が中小企業関係だけでも幾つもあられるわけですね。私が覚えきれないぐらいあるわけですね。こういうようなものをばらばらでやっていくというのは、やっぱり何か効果があるだろうと思ふんです。しかし、普通単純に考えますと、こんなばらばらにやらざるにさつとまとめて、予算も集中した方が効率がいいんじゃないかという気がするんですね。これは、今回ばらばらで進んでおられるというのはそれなりの理由があると思ふんです。ただ、これは過去のいきさつがあつてということじゃ困りますけれども。

そこで、私の一つの提案は、ついでの間も商工中金の問題がありましたけれども、中小企業金融

公庫とか商工中金をベンチャーキャピタル化するというのはどうなんだろうと思ふんですね。ベンチャーキャピタルにして資金も面倒見ると。それと同時に、そこで相当の優秀なエンジニアを採用していただくわけですね、大学から採って、それを各企業に派遣してやるわけですね。そうすると、一流の大学出た人でも、そこなら行くんじゃないかと思ふんですね。そういうふうなことで、やっぱり人材の補給というものを考えていただく必要があるんじゃないかというか、それが非常に効果的じゃないかと思ふんですけれども、それで、例えば通産省でも物すごい優秀な技官の方がおられるわけですね。そういう方に一たん中小企業金融公庫とか、そういうベンチャーキャピタルに向向していただいて、そこからまたもう一度……二年か三年行つて指導していただくというのは非常にいいと思ふんですけれども、その辺いかがですか。

○政府委員(黒田明雄君) 国の研究機関の中小企業への開放の問題でございしますが、現在、都道府県にございます公設試験所の施設などについては、中小企業の利用に供するという意味で私も若干の支援をしております。公開して中小企業者の利用に供するようにいたしております。こういうことによつて対応をしております。相当評価をされているというふうに思ふます。

それから、施策が込み入つて、複雑で多岐に分かれていてという点でございしますが、中小企業というふうには私も一言で呼ぶわけですが、中身がいろいろございまして、大きく分けましても中規模企業と小規模企業というふうに分かれます。それに業種で分けますと、製造業、卸売業、小売業、サービス業などに分かれまして、製造業の中でもまたこれ細かく、何とか製造業というふうに分かれていくわけがございまして、こういった多様性のある一群の企業であります中小企業に対する技術施策というものは、それぞれの特性に応じていろいろなニーズが出てくるわけで、この広範にわたりますニーズに対応するためには、一つの施策で強力に押しまくるということはどうも適切

でないというふうに考えておりました。多様なニーズに見合う多様な施策を用意して、いわばそういうメニューの中から中小企業者の側で主体的に選択していただくというふうなことが最も適切ではないかというふうに考えているわけがございします。

それから、商工中金をベンチャーキャピタル化したらどうかという御意見でございしますが、今までは検討したことはございせんので、検討はさせていただきますが、今、中小企業投資育成株式会社というのがございまして、これがいわば一種の政府版ベンチャーキャピタルとしての役割を果たしていると思ひます。研究開発型企業に限らず、自己資本の充実を助けるという意味で、所要資金の面倒を見ているわけがございしますが、研究開発の初期段階におきましては特に自己資本が必要でございしますから、そういう意味でこれが役立つておりますし、また指導を業務の一部に加えておりますので、そういう意味でも今のこの投資育成会社がむしろベンチャーキャピタルに該当しているのではないかとこのように思ふのでございします。

○本平八郎君 最後に、また村田大臣に明快な否定をいたしたい、私の質問を終わりたいと思ふんですけれども、この法案とか審議をなしておりますので、私も最近非常に悪い夢ばかり見ますので、私も悪夢を退治していただかなきゃと思ふんですけれども、このなに見てみますと、これはメカトロニクス、情報通信だとか、それからセンサー、あるいは医用電子だとかデバイス技術とか、こういうふうなものが非常に浮かび上がってきているんですね、これだけでもないわけですが、それから第三次産業というコンピュータソフトなんかもこれ入ってくる。しかも「新しい新規性」の技術と、こういうふうな何回も議論になっているわけですね。

私は、今、日本の各中小企業にとっては、むしろおくられている技術の方をキャッチアップする方が緊急じゃないかと思ふんですけれども、どうもや

はりそうでもない。それから十年間のサンセットというのを逆に考えますと、もうとりあえず急いで、大急ぎでやらなきゃいかぬという何か焦りみたいなものを感じるわけです。そういうことで、一部のスキミングといいますが、一握りの優秀な中小企業をぜひサポートしなきゃいかぬ、技術開発を進めなきゃいかぬと、非常に高級なコンピューターの技術とか、もう電気通信のような技術をやらなきゃいかぬのだというふうなものが感じられるんですね。

これ、私がついてこの間も悪い夢を見て、大臣に否定していただいたんですけれども、私これやはり、何かSDIにひつかかっているんじゃないか。これは、SDIというのは大企業、大メーカーなんですけれども、先ほどのように周辺技術が上がってこないことやばりだめなんですね。アメリカの方でこの辺が非常に今悩みの種になっているというふうにも私も考えている面もあるものですが、つい余分なことを考えたんですけれども、その辺を明快に否定していただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 本委員の非常にウィットに富んだいろんな御観点を承りまして、大変勉強にさせていただきました。

御承知のように、中小企業白書では、現在の中小企業の地位、格差問題というようなものを総論にしながら、技術革新、それから情報化、それから人材問題、地域開発、この四つを各論にしているんです。きょう伺っております、二十一世紀も中小企業のあり方、案外変わらぬのは変わらぬんじゃないかと思っております。

例えば、現在の日本の中小企業を形づくっている精神的風土というのは、私は江戸以来の、何と申しますか、マニファクチャーといいますが、工場制手工業というものから発展をした名人芸だとか、あるいは共同体意識とか、そういうものが中小企業の本来の基礎をつくっているマインドで、日本の社会というのは、農業と中小企業もそういう伝統的な精神的風土というのがずっと長く

流れていて、それが底にあるから日本人は勤勉でよく働くし、そしてまた知恵を働かすし、そういう点で、二十一世紀になってもそういう中小企業のいわば精神的風土は変わらない方がいい。むしろ変わらないものは変わらないで、人間性として流れていった方がいい。その中で技術開発や情報化という、本当に動いている世界のものをしっかりとキャッチしていけば、絶対に世界の中で現在の日本の持っている経済国家としての地位は失われないんじゃないか、そんな信念で私はやっているんでございますが、これが正しいかどうか、今後の世の中の進み方でございませうけれども。

したがって、きょう出てまいりました技術の問題あるいは情報化の問題、そして人材の問題、こういう問題については、二十一世紀を目指してひとつしつかりそういう体系を組み合わせておきます、中小企業問題もたくさんいろいろ出ておりますが、底を流れておる精神は一定でございまして、長官や次長も、それから各部長もよく勉強しておりますから、こちらで聞いていて、これなら大丈夫だと思つたんでございますが、そういう気持ちでやっていたいと思います。

○本平八郎君 SDIの方はどうですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) SDIにつきましては、この間のボン・サミットのときは、新聞その他で御承知のように、余り大きくクローズアップされなかつたんです。私はこれは余り過度の心配をしないで、ひとつ非常に良識的に対応していくべきだと、こういうふうには思っております。

○委員長(降矢敬義君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。中小企業技術開発促進臨時措置法案に賛成の方

の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬義君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(降矢敬義君) 次に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に關し承認を求めの件を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。村田通商産業大臣。

○国務大臣(村田敬次郎君) ただいま議題となりました地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に關し承認を求めの件につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

鉱山保安監督部は、鉱山保安の確保を図るため、通商産業省の地方支分部局として、現在、仙台鉱山保安監督部、東京鉱山保安監督部、中部近畿鉱山保安監督部及び中国四国鉱山保安監督部の四部が置かれており、中部近畿鉱山保安監督部及び中国四国鉱山保安監督部にはそれぞれ中部近畿鉱山保安監督部大阪支部及び中国四国鉱山保安監督部四国支部が置かれております。

このたび臨時行政調査会の答申を受けて、鉱山保安行政の効率の推進を図るため、仙台鉱山保安監督部と東京鉱山保安監督部とを統合し、仙台市に関東東北鉱山保安監督部を設置するとともに、東京都に同部東京支部を設置する必要があると見なされます。

以上が、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京

支部の設置に關し国会の承認を求めるとの提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬義君) 本案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれもち散会いたします。

午後五時五分散会

五月二十三日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月二十日)

一、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に關し承認を求めの件

昭和六十年六月十三日印刷

昭和六十年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

P